

ご契約のしおり・約款

一般用自動車共済

平成24年4月1日以降始期日のご契約用

このたびは一般用自動車共済をご契約いただき、ありがとうございます。
この「ご契約のしおり・約款」は、共済契約についての大切なことごらを記載したものです。

ぜひご一読いただき、共済証書とともに大切に保管してください。
わかりにくい点がございましたら、ご遠慮なくご加入先のJAまでお問い合わせください。

JA 共済の事業理念

JA 共済は、「相互扶助(助け合い)」を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」——。日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

ご注意ください

- 共済掛金をお払込みいただきますと、組合所定の共済掛金領収書が発行されますので、お確かめください。また、ご契約の手続きが完了したのち、1か月を経過しても共済証書が届かない場合は、ご加入先のJAにお問い合わせください。

- 組合では、新たに自動車共済にご加入される時、または買替え等でご契約のお車を入れ替えられるときには、ご契約のお車の正確な確認による適正な共済掛金およびその割増・割引適用のため、資料として①自動車検査証、②登録事項等証明書または③登録事項等通知書の写しの提出をお願いしています。

なお、資料の提出をお願いする自動車は、自動車検査(いわゆる「車検」)の対象となっている登録自動車および検査対象軽自動車です。その他の資料や、所有権留保条項付売買契約により取得された自動車およびリース自動車の場合の資料等については、ご加入先のJAにおたずねください。

- ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)の場合、対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、車両条項、車両諸費用保障特約(代車費用のみ)、人身傷害保障特約、搭乗者傷害特約については、車検証に記載の「型式」ごとの事故実績に基づき、共済掛金の基準となる掛金クラスを9つに細分した「型式別掛金クラス制度」を採用しています。この型式別掛金クラスは毎年見直しが行われます。見直しが行われた結果、1年間無事故の場合でも、翌年の共済掛金が高くなる場合があります。 **P35**
- ご契約者全体の事故による支払共済金の動向等により共済掛金率の改定を行います。共済掛金率の改定等により、1年間無事故の場合でも、翌年の共済掛金が高くなる場合があります。

- ご契約の継続後、その継続前のご契約に共済金のお支払いの対象となる事故が生じたこと等により、組合が定める割引（ご契約の等級）の条件に合致しなくなった場合は、ご契約の内容および共済掛金を変更させていただきます。
- ご契約者、被共済者（運行を管理する方を含みます）は、ご契約のお車を常に安全に運転できる状態に整備し、車検等の官庁の検査を受けていただく必要があります。
- 廃車（登録抹消）または譲渡されているお車および車検切れで使用しないお車には自動車共済はご契約できません。
- 1台のお車に複数のご契約はできません。
- ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

一般のご契約では、ご契約者間の掛金負担の公平化をはかるため、ご契約の前の契約の共済（保険）事故の有無、共済（保険）事故がある場合はその件数を掛金に反映させる割増・割引等級制度^{*1}が採用されています。

この割増・割引等級制度を適正に運営するため、ご契約の組合等を変更された場合や共済（保険）契約を一時的に中断された場合には、組合等の間では、ご契約の前の契約の等級および共済（保険）事故の有無、件数等の確認を行っています^{*2}。

また、自動車事故などの場合に、共済金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、組合等の間では、同一事故にかかる共済（保険）契約の状況や共済（保険）金請求の状況等について、確認を行っています^{*3}。

確認内容については、上記の目的以外には用いません。わかりにくい点は、ご遠慮なくご加入先のJAにお問い合わせください。

なお、個人情報のお取扱いについては **P2** をご覧ください。

※1 割増・割引等級制度については「割増・割引等級制度」 **P29** をご覧ください。

※2 具体的には、被共済者名（共済の保障を受けられる方のお名前）、ご契約のお車の登録番号、ご契約の前の契約の適用等級ならびに共済（保険）事故の有無および件数等の項目について確認を行っています。

※3 具体的には、事故発生の場合に当該事故に関してご契約されている共済の種類、共済契約者名、被共済者名（共済の保障を受けられる方のお名前）、受傷者名（被害者名）、ご契約のお車の登録番号、事故の相手自動車の登録番号、事故発生日、事故発生地、扱い損害保険会社等の項目について確認を行っています。

個人情報のお取扱いについて



共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。

個人情報を必要な範囲で利用することがあります

ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。

また、本契約に関する個人情報は、組合および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。

個人情報を関係先等に提供し、また提供を受けることがあります

適正かつ迅速な共済金のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、修理業者、共済金のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

また、共済契約の適正なお引受けおよび共済金の適正なお支払いの実施ならびに不適切な共済金の請求等の防止により、共済制度の健全な運営をはかるため、前契約の適用等級、共済事故の有無等および事故発生の際に関係する損害共済等に関する事項について（社）日本損害保険協会、共済団体および損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります

法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

上記以外の組合の個人情報のお取扱いについては、組合の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、JA 共済のホームページ (<http://www.ja-kyosai.or.jp/>) をご覧ください。

「ご契約のしおり」の読み方

① 第1章 共済のしくみと共済金
第2章 共済給付
第3章 ご契約内容の変更等
第4章 事故発生時の対応と共済金の請求

車両条項

〔ご自身のお車の保障〕

② ③ **任意約款第3章 車両条項**

偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。保障範囲を限定しない全損害担保と保障範囲を限定した損害限定担保（車両損害限定特約）があります。


車両条項の保障内容

〈保障の対象となる事故の例〉


全損害担保

損害限定担保（車両損害限定特約）

(正面・側面衝突、接触)




(二輪自動車、原動機付自転車との衝突、接触)




(盗難*)

(落書、いたづら、窓ガラスの破損)

(台風、洪水、高潮、津波等の自然災害(地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除く))





(火災・爆発)



(電柱、ガードレール等に衝突)

(あて逃げ)

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。

金額	共済金額	+	臨時費用 共済金額の10% (20万円を限度とします)	+	約款に定める 経費用
分類	損害の額－免責金額（自己負担額） （共済金額を限度とします）		+	約款に定める 経費用	

④ **相手方にも過失があるときの共済金**

衝突事故等で相手方にも過失があり、相手方から過失相当分を回収したときは、上記の支払額から共済金の権利を喪失しない範囲でその回収金の額を差し引いてお支払いします。

保障を受けられる方

車両条項の保障を受けられる方はご契約のお車の所有者です。

損害限定担保（車両損害限定特約）に加入できる自動車は次のとおりです。

- 自家用普通自動車
- 自家用小型乗用車
- 自家用軽自動車
- 自家用軽貨物自動車
- 自家用中型乗用自動車
- 自家用三輪自動車
- 自家用三輪自動車

*1 損害限定担保（車両損害限定特約）の適用は、相手自動車とその運転者または所有者の氏名もしくは住所および住所が限定された場合に限りです。

*2 二輪自動車および原動機付自転車については、盗難は保障されません。

⑤ **保障の範囲が支払できない場合など詳細については、一部用自動車共済約款をご確認ください。**

⑤ **分類**

任意費用が共済金額未満となる場合をいいます。

共済金額

「自動車共済率標準価格表」等に記載されたご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初年度登録年月の自動車の市場販売価格相当額（時価額）をいし、ご契約のお車の共済金額を定める際の基準となるものです。

014
015

①章の検索

現在、開いているページの章を確認したい場合や、他の章へ移動する場合などにご利用ください。

②参照約款

本文に対応している約款の条項、特則、特約などを表示しています。より詳細な内容を確認される場合には、該当の約款をご覧ください。

③ページの概要

各ページに関する概要をまずご説明しています。大まかな内容をご理解いただいたうえで、詳細な内容へと読み進んでいただけます。

④注意コラム

ご注意いただきたいことがらを記載しています。

⑤用語

ページ内に使用されている共済用語の説明です。

しおり・約款の参照

➡ グレーの矢印は、しおり内をご参照いただく場合に使用しています。

➡ 青の矢印は、約款をご参照いただく場合に使用しています。

もくじ

目的別もくじ	P5
ご契約時のおもな注意事項	P6
共済証書のご確認	P8

第1章 共済のしくみと共済金

保障のしくみ	P11
対人賠償責任条項	P12
対物賠償責任条項	P13
車両条項	P14
おもな特則・特約	P16
共済金をお支払いできないおもな場合	P24

第2章 共済掛金

割増・割引等級制度	P29
型式別掛金クラス制度	P35
共済掛金のお払込みと契約の効力	P36

第3章 ご契約内容の変更等

ご契約内容の変更等	P41
ご契約内容の変更手続き	P42
ご契約の継続について	P45

第4章 事故発生時の対応と共済金の請求

事故発生時に行っていただきたいこと	P47
JAへの事故通知	P48
事故解決に向けて	P49
共済金のご請求	P54
請求書類一覧	P56
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P58
安心サービス	P62
約款用語のご説明	P70

目的別もくじ

お知りになりたい内容から掲載ページをお探しのときにご利用ください。

ご契約内容の確認

共済証書の見方を知りたい

共済証書のご確認

P8

保障内容や支払われる
共済金について確認したい

共済のしくみと共済金

P10

事故がおこった場合

事故をおこしてしまった場合の
対応・通知について知りたい

事故発生時に行っていただきたい
こと

P47

JAへの事故通知

P48

共済金の請求方法について知りたい

共済金のご請求
請求書類一覧

P54

P56

共済金支払いのほか、事故・車の故障
に対するサービスについて知りたい

安心サービス

P62

ご契約内容の変更等

車を買替えた場合の
手続きについて知りたい

通知義務等

お車の入替え（買替えなど）を
する場合

P42

JAへの通知が必要なケースに
ついて確認したい

通知義務等

P42

契約の継続について知りたい

ご契約の継続について

P45

共済掛金

割増・割引等級について知りたい

割増・割引等級制度

P29

車を手放すことになった場合の
等級の取扱いについて知りたい

ご契約を中断した場合の等級

P32

その他

この冊子を見方を知りたい

「ご契約のしおり」の読み方

P3

約款用語の意味を確認したい

約款用語のご説明

P70

ご契約時のおもな注意事項



ご契約時のおもな注意事項についてまとめています。ご契約内容とあわせてご確認ください。

告知義務

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第5条、第6条

ご契約時に組合に重要な事項をお申出いただく義務（告知義務）があります。告知事項（申込書に★の付された項目です）の内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されることがあります。その場合、共済金をお支払いできないことがあります。

共済金額

対人・対物賠償責任条項 P12、13

万一の高額賠償に備え、対人賠償責任条項や対物賠償責任条項の共済金額は「無制限」でご加入いただくことをおすすめします。

車両条項 P14

組合が定めた「自動車共済車両標準価格表」等に従い、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額（時価額）を共済金額としてお決めいただけます。

人身傷害保障特約 P19

下記年齢別平均的総損害額の事例を目安に、おもに乗車される方の年齢、収入、家族構成等に基づいて必要な金額でご加入ください。

〈年齢別平均的総損害額の事例〉

年齢	被扶養者の構成			年収	死亡された場合	重い後遺障害を負われた場合
	おとな	子ども	計			
30歳	1人	1人	2人	500万円	7,500万円	1億4,500万円
				600万円	8,500万円	1億6,500万円
				700万円	9,500万円	1億8,000万円
40歳	1人	2人	3人	600万円	8,000万円	1億5,000万円
				700万円	9,000万円	1億6,000万円
				800万円	1億円	1億8,000万円
50歳	1人	2人	3人	600万円	6,500万円	1億2,500万円
				800万円	8,500万円	1億4,500万円
				1,000万円	1億円	1億7,000万円

※ 3,000万円～2億円の範囲については、1,000万円単位でのご契約となります。

※ 2億円を超える場合については、一律無制限でのご契約となります。

搭乗者傷害特約 P22

死亡共済金額をお決めいただきます。傷害別治療共済金については、傷害の態様に応じて約款においてあらかじめ定めた金額となります。

なお、傷害別治療共済金倍額払特約を付加することで、傷害別治療共済金の額は通常の倍額となります。

共済掛金のお払込み

共済掛金をご契約と同時に お払込みください。

共済期間が始まった後であっても共済掛金をお払込みになる前に事故が生じた場合には、共済金をお支払いしません。

なお、共済掛金のお払込み方法は、共済掛金の全額を一時に現金でお払込みいただく方法（一時払）のほか、初回共済掛金口座振替特約、共済掛金月払特約（個人扱）による方法があります。

共済契約の無効

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第16条

共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結を行った場合には、共済契約は無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

共済契約の取消し

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第17条

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。



共済金額

共済証書に記載されている共済金額をいい、保障の限度額となります。なお、共済金のお支払いが何回あっても共済金額は減額されず、ご契約は共済期間の末日まで有効です。

共済証書のご確認



共済証書の記載内容をご確認ください。

ご契約のお車の確認 ①

車名、登録番号（ナンバー）等間違いがないかご確認ください。
お車の買替えの場合、ご加入先のJAまでお知らせください。ご契約のお車を変更する手続き（車両入替）が必要です。

運転される方の範囲の確認 ②

運転者の年齢条件

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合、ご契約のお車を運転されるすべての方の年齢を十分ご確認ください。運転者の年齢条件の設定の有無および範囲についてご確認ください。年齢条件を満たさない方が運転中の事故は共済金をお支払いできません。

運転者年齢条件	共済金のお支払い条件
年齢を問わず保障	運転者の年齢を問わず共済金をお支払いします。
21歳以上限定保障	運転者が21歳未満の場合は共済金をお支払いしません。
26歳以上限定保障 (原動機付自転車を除きます)	運転者が26歳未満の場合は共済金をお支払いしません。
30歳以上限定保障 (原動機付自転車を除きます)	運転者が30歳未満の場合は共済金をお支払いしません。

運転者家族限定特約

運転者家族限定特約の付加有無についてご確認ください。運転者家族限定特約を付加された場合、記名被共済者、その配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子以外の方が運転中の事故は共済金をお支払いできません。

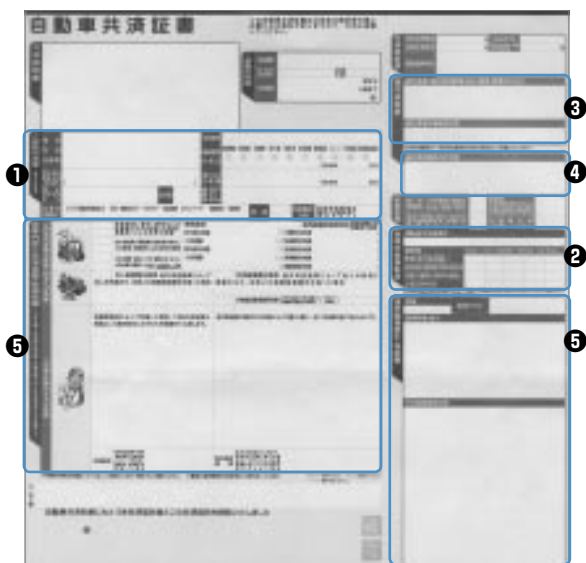


配偶者

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

未婚の子

婚姻歴のある方は含みません。



記名被共済者の確認 ③

ご契約のお車をおもに使用・管理される方が記名被共済者となっているかご確認ください。記名被共済者が誰であるかは、対人・対物賠償責任条項等の被共済者（共済の保障を受けられる方）の範囲等を決めるための重要な事項です。

被共済自動車の所有者の確認 ④

被共済自動車の所有者は車両条項の共済金を受け取る方になります（所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします）。

保障内容等の確認 ⑤

保障内容、共済金額等をご確認ください。

特に、車両条項の保障有無および車両条項を締結する場合の保障範囲についてご注意ください。車両損害限定特約を付加された場合、保障範囲は限定されます。 **P14**



記名被共済者

共済証書の「被共済者（被共済自動車を主に使用・管理される方）」欄に記載されている方で、保障を受けられる方です。

第1章 共済のしくみと共済金



自動車共済は、「相手方への賠償」「ご自身・搭乗中の方の保障」「ご自身のお車の保障」の3つを中心に保障します。

本章では、具体的な保障の対象、お支払いする共済金等について説明しています。

章内もくじ

保障のしくみ	P11
対人賠償責任条項	P12
対物賠償責任条項	P13
車両条項	P14
おもな特則・特約	P16
共済金をお支払いできないおもな場合	P24

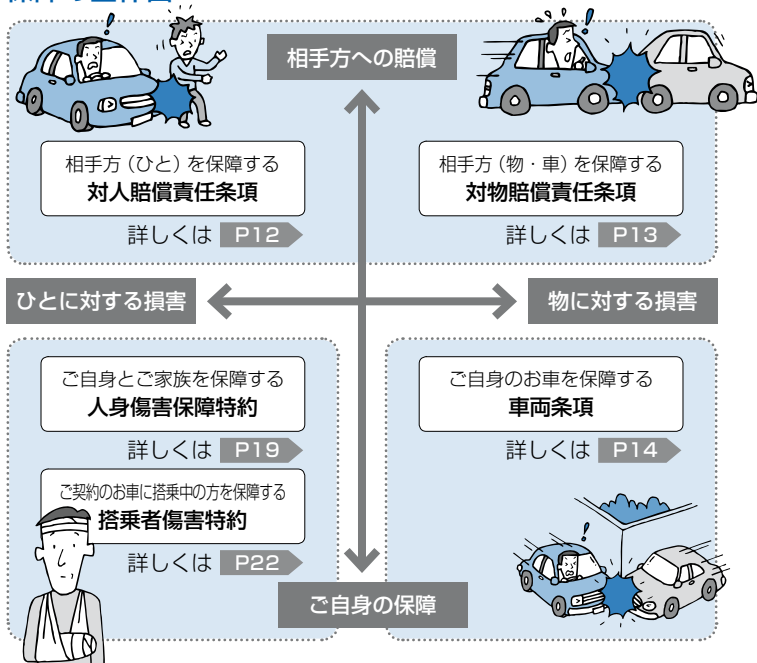
保障のしくみ



一般用自動車共済には、対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、車両条項のほか、各種特別・特約があり、それぞれご契約いただいたものに関してのみ保障されますので、ご契約内容を十分ご確認ください。

保障の概要

保障の全体図



その他おもな特別・特約

自損事故特別	P16
無共済車傷害特別	P17
他車運転特別	P18
対物超過修理費用保障特約	P18
車両諸費用保障特約	P20
地震等車両全損時給付特約	P21
傷害別治療共済金倍額払特約	P22
車両間衝突免責金額ゼロ特約	P23
家族原動機付自転車賠償損害特約	P23

対人賠償責任条項 [相手方への賠償]

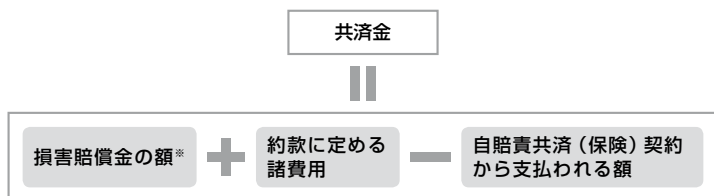
参照約款 普通約款第1章 対人賠償責任条項



ご契約のお車により他人（歩行者や他の自動車に搭乗中の方など）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責共済（保険）で支払われる金額を超える部分について共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。



※損害賠償金の額＝相手方の損害額×被共済者ご自身の過失割合



注意

対人賠償責任条項の共済金額は1回の事故でお支払いする共済金の限度額ではなく、被害者1名あたりの共済金の限度額です。したがって、被害者が複数いる場合には、そのおのおのについてご契約の対人賠償責任条項の共済金額を限度としてお支払いします。

保障を受けられる方

対人賠償責任条項の保障を受けられるのは次の方になります。

①	記名被共済者
②	記名被共済者の配偶者
③	記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④	記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤	記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の方。ただし、自動車修理業者等自動車取扱業者の方が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
⑥	記名被共済者の使用者。ただし、記名被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。

保障内容やお支払いできない場合など詳細については、一般用自動車共済約款をご確認ください。

対物賠償責任条項 [相手方への賠償]

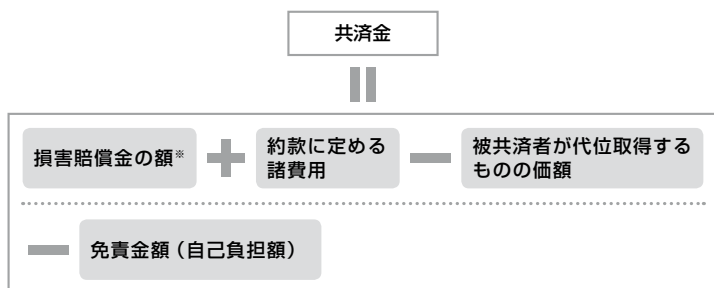
参照約款 ▶ 普通約款第2章 対物賠償責任条項



ご契約のお車により他人の財物（他の自動車、家屋、電柱等）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。



※損害賠償金の額＝相手方の損害額×被共済者ご自身の過失割合



注意

1回の事故でご契約の対物賠償責任条項の共済金額を限度とします。

保障を受けられる方

対物賠償責任条項の保障を受けられるのは次の方になります。

①	記名被共済者
②	記名被共済者の配偶者
③	記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④	記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤	記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の方。ただし、自動車修理業者等自動車取扱業者の方が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
⑥	記名被共済者の使用者。ただし、記名被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。

保障内容やお支払いできない場合など詳細については、一般用自動車共済約款をご確認ください。

車両条項 [ご自身のお車の保障]

参照約款 ▶ 普通約款第3章 車両条項



偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。保障範囲を限定しない全損害担保と保障範囲を限定した損害限定担保（車両損害限定特約）があります。

車両条項の保障内容

〈保障の対象となる事故の例〉

全損害担保

損害限定担保（車両損害限定特約）

相手自動車との衝突・接触
*1

〈正面・側面衝突、接触〉



〈二輪自動車・原動機付自転車との衝突、接触〉



衝突・接触以外の事故

〈盗難*2〉



〈落書、いたずら、窓ガラスの破損〉



〈台風、洪水、高潮、落雷等の自然災害（地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除く）〉

〈火災・爆発〉 〈飛来中または落下中の他物との衝突〉

〈騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為〉

その他の事故

〈電柱、ガードレール等に衝突〉



〈あて逃げ〉



*1 損害限定担保（車両損害限定特約）の場合、相手自動車とその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所が確認できた場合に限りです。

*2 二輪自動車および原動機付自転車については、盗難は保障されません。

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。

全損	共済金額	+	臨時費用 共済金額の10% (20万円を限度とします)	+	約款に定める 諸費用
分損	損害の額－免責金額（自己負担額） （共済金額を限度とします）		+	約款に定める 諸費用	



相手方にも過失があるときの共済金

衝突事故等で相手方にも過失があり、相手方から過失相当分を回収したときは、上記の支払額から被共済者の権利を害さない範囲でその回収金の額を差し引いてお支払いします。

保障を受けられる方

車両条項の保障を受けられる方はご契約のお車の所有者です。

損害限定担保（車両損害限定特約）に加入できる自動車は次のとおりです。

- ・ 自家用普通乗用車 ・ 自家用小型乗用車 ・ 自家用軽四輪乗用車
- ・ 自家用軽四輪貨物自動車 ・ 自家用小型貨物自動車 ・ 自家用三輪自動車
- ・ 自家用軽三輪自動車

保障内容やお支払いできない場合など詳細については、一般用自動車共済約款をご確認ください。



全損

ご契約のお車が滅失した場合、または修理費が共済価額以上となる場合をいいます。

分損

修理費が共済価額未満となる場合をいいます。

共済価額

「自動車共済車両標準価格表」等に記載されたご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額（時価額）をいい、ご契約のお車の共済金額を定める際の基準となるものです。

おもな特則・特約



おもな特則・特約についてご確認ください。

保障内容やお支払いできない場合など詳細については、一般用自動車共済約款をご確認ください。

自損事故特則

参照約款 自損事故特則



ご契約のお車の所有者、運転者またはその自動車に搭乗中の方が、自損事故（その自動車が電柱に衝突したり、崖から転落した場合等）で死傷し、それによって生じた損害について、自賠償共済（保険）の支払対象とならない場合に共済金をお支払いします。

（人身傷害保障特約が付加されている場合、原則として自損事故特則は適用されず、人身傷害保障特約により保障されます）

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。

共済金の区分	共済金の額
死亡共済金	1,500万円
後遺障害共済金	約款（別表2）の後遺障害の程度により50万円～2,000万円
介護費用共済金	約款（別表3）の重度後遺障害等級表第2級（第9号および第10号を除きます）の状態になったとき 200万円
治療共済金	①6,000円×（入院した治療日数等） ②4,000円×（通院した治療日数等）



1. 入院した治療日数等および通院した治療日数等は、傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内に医師または歯科医師の治療等を要した日数に限りです。
2. 死亡共済金をお支払いする場合において、その被共済者に既にお支払いした後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金額（1,500万円）からその分を差し引いた額をお支払いします。

無共済車傷害特則

参照約款 無共済車傷害特則



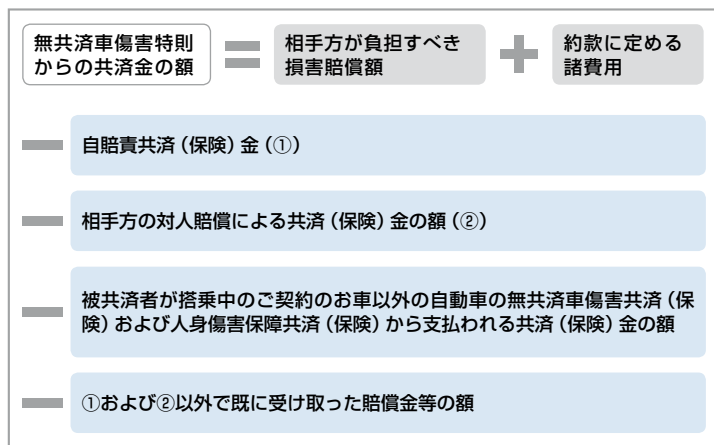
記名被共済者もしくはそのご家族の方が、ご契約のお車もしくはそれ以外の自動車に搭乗中あるいは歩行中またはこれらの方々以外の方がご契約のお車に搭乗中、相手自動車との事故によって死亡または後遺障害の状態になった場合で、**相手自動車が無共済（保険）車であったり、あて逃げやひき逃げ等で十分な損害賠償を受けられないときなどに、共済金をお支払いします。**

※ご契約のお車に搭乗中以外の場合は、記名被共済者が個人である場合に限りです。

※人身傷害保障特約を付加した契約である場合、次の①②のときに限り、この特則により共済金をお支払いします。

- ①人身傷害保障特約による共済金が支払われない場合
- ②人身傷害保障特約により支払われるべき共済金の額が、この特則により支払われるべき共済金の額を下回る場合

お支払いする共済金



1回の事故で被共済者1名につき共済金額を限度とします。



ご家族

記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

他車運転特則

参照約款 ▶ 他車運転特則



ご契約のお車が、自家用自動車（二輪自動車および原動機付自転車を含みます）であって、記名被共済者またはそのご家族の方が、他の自動車^{*1}を臨時に借用して運転中におこした事故について、共済金をお支払いします。

※1 記名被共済者、その配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族が所有もしくは常時使用する自動車以外の自動車または記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有もしくは常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の自動車以外の自動車で、自家用自動車（二輪自動車および原動機付自転車を含みます）に限ります。

※記名被共済者が個人である場合に限ります。

お支払いする共済金

他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約いただいている対人・対物賠償責任条項、自損事故特則および対物超過修理費用保障特約に従って、共済金をお支払いします。



注意

1. ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車以外の場合、他の自動車が二輪自動車および原動機付自転車以外のときに限ります。
2. ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合は、他の自動車が二輪自動車および原動機付自転車のときに限ります。

対物超過修理費用保障特約

参照約款 ▶ 対物超過修理費用保障特約

ご契約のお車によって相手自動車に損害を与え、被共済者が対物超過修理費用^{*}を負担する場合に、共済金をお支払いします。

※相手自動車の修理費から相手自動車の時価額を差し引いた額

お支払いする共済金

(相手自動車の修理費－相手自動車の時価額) × 被共済者ご自身の過失割合



注意

1. 1回の事故で相手自動車1台につき50万円を限度とします。
2. 6か月以内に相手自動車を修理するの場合に限ります。

人身傷害保障特約

参照約款 ▶ 人身傷害保障特約



ご契約のお車が、自家用自動車（二輪自動車および原動機付自転車を含みます）であって、自動車事故により、そのお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が傷害・所定の後遺障害を被ったり、または死亡されたとき（ご自身やご家族は、他の自動車に搭乗中もしくは歩行中などの自動車事故も対象になります）に、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。

人身傷害保障特約からの共済金の額	＝	約款の損害額基準にて算出した損害の額 (①)	+	約款に定める諸費用 (②)
<p>— 労働災害補償制度によって、既に給付が決定したまたは支払われた額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます）(③)</p>				
<p>— ①および②のうち賠償責任を負った者以外の第三者が負担すべき額で既に受け取った額 (④)</p>				
<p>— 他の人身傷害保障共済（保険）契約等によって支払われる共済（保険）金の額 (⑤)</p>				
<p>— ③～⑤のほか人身傷害保障特約と同じ保障内容の共済（保険）金で既に受け取った額またはその評価額等 (⑥)</p>				
<p>— 自賠責共済（保険）契約等によって、既に給付が決定したまたは支払われた額 (⑦)</p>				
<p>— 賠償義務者が、人身傷害保障特約の保障内容の損害に対して、損害賠償責任を負担することによって被る損害について、対人賠償共済（保険）契約等によって、既に給付が決定したまたは支払われた共済（保険）金の額 (⑧)</p>				
<p>— 共済金をお受け取りになる方が、賠償義務者から既に受け取った損害賠償金の額 (⑨)</p>				

※⑦～⑨は賠償義務者がある場合に差し引きます。その際、⑦の額が共済金をお受け取りになる方と賠償義務者との間で定められた損害賠償責任の額以上となる場合を除き、差し引く額は(①)×賠償義務者過失割合を限度とします。



注意

1回の事故で被共済者1名について共済金額を限度とします（被共済者が約款（別表3）に定める重度後遺障害第1級となったときは共済金額の3倍に相当する金額（2億円限度）を、重度後遺障害第2級となり、かつ、随時要介護と認められるときは共済金額の2倍に相当する金額（2億円限度）をもって限度とします。ただし、共済金額が無制限の場合については、2億円を限度とはいたしません）。

保障を受けられる方

人身傷害保障特約の保障を受けられるのは次の方になります。

①	記名被共済者またはそのご家族の方
②	ご契約のお車に搭乗中の①以外の方
③	①および②以外の方でご契約のお車の保有者および運転者

※③の方は、ご契約のお車の運行による事故で死傷され、かつ、自賠責共済（保険）の支払対象とならない場合に限りです。

※お申込みの際、被共済者限定特約有を選択することにより、ご契約のお車に搭乗中の方および③の方に保障を受けられる方を限定することができます。

車両諸費用保障特約

参照約款 ▶ 車両諸費用保障特約



ご契約のお車に発生した損害に伴って生じた、諸種の費用（代車費用、陸送等費用、宿泊費用、帰宅等費用）あるいはご契約のお車に積載していた日常生活用動産（積載動産）に生じた損害に対して、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金は次によりお支払いします。

共済金の区分	共済金額（限度額）	お支払いする共済金
代車費用共済金	代車費用共済金日額 × 30日 ^{*1}	1日あたりの代車借入費用（実費） × 代車使用日数
陸送等費用共済金	10万円	修理完了後のご契約のお車の運搬に要した費用（実費）
宿泊費用共済金	1万円 （被共済者1名につき）	緊急宿泊（1泊）を余儀なくされたために追加的に要した費用 ^{*2} （実費）
帰宅等費用共済金	1万円 （被共済者1名につき）	公共の交通機関の利用を余儀なくされたために追加的に要した費用 ^{*3} （実費）
積載動産損害共済金	30万円	積載動産に対する損害の額の合計（実費）

※1 原則として事故の日から30日となります。

※2 飲食等に要した費用は含みません。

※3 車両損害が生じたとき以後24時間以内に利用した場合に限りです。

<代車費用共済金日額>

用途車種	共済金日額
自家用小型乗用車／自家用軽四輪乗用車／ 自家用小型貨物自動車／自家用軽四輪貨物自動車／ 自家用三輪自動車／自家用軽三輪自動車	5,000円
自家用普通乗用車	7,000円
自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン以下） 自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン超2トン以下） 特種用途自動車（キャンピング車）	10,000円

地震等車両全損時給付特約

参照約款 地震等車両全損時給付特約

ご契約のお車（二輪自動車および原動機付自転車を除きます）が地震等によって約款に定める所定の全損の状態となった場合、被共済者が臨時に必要なとする費用に対して、共済金をお支払いします。

地震等車両全損時給付特約の保障内容

〈保障の対象となる事由の例〉

○地震もしくは噴火またはこれらによる津波

〈地震〉



〈噴火〉



〈津波〉



○上記の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

お支払いする共済金

お支払いする共済金の額は、50万円となります。ただし、ご契約のお車の車両共済金額が50万円未満の場合には、車両共済金額と同額をお支払いします。



注意

1. 車両条項が締結されている場合（車両損害限定特約が付加されている場合を含みます）のみ特約の付加が可能です。
2. 大規模自然災害等の発生時（発生が見込まれる場合も含みます）においては、この特約の付加のお申出をお断りする場合がございます。詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

保障内容やお支払いできない場合など詳細については、一般用自動車共済約款をご確認ください。



地震等車両全損時給付特約における全損

P74

約款用語のご説明をご参照ください。

搭乗者傷害特約



参照約款 ▶ 搭乗者傷害特約

ご契約のお車の正規の乗車装置*¹またはその装置のある室内*²に搭乗中*³の方が事故によって死傷されたときに共済金をお支払いします。

※1 乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。

※2 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。

※3 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

お支払いする共済金

■ 死亡共済金

共済証書記載の死亡共済金額の全額

■ 後遺障害共済金

約款〈別表2〉に定める後遺障害の程度により死亡共済金額の100%～4%

■ 傷害別治療共済金

次の①または②のいずれかの金額



- ① 傷害により、医師または歯科医師の治療等を受けた日数の合計が5日未満の場合、1回の事故につき1万円
- ② 傷害により、医師または歯科医師の治療等を受けた日数の合計が5日以上となった場合、傷害の態様に応じ、約款「別紙 傷害別定額支払表」に定めた額

注意

1. 死亡共済金は、1回の事故で被共済者1名について共済金額を限度とします。
2. 傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内に死亡または後遺障害の状態になったとき、および医師または歯科医師の治療等を受けたときに限ります。
3. 治療等を受けた日数は、傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内に医師または歯科医師の治療等を要した場合の日数に限ります。
4. 死亡共済金をお支払いする場合において、その被共済者に既にお支払いした後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金額からその分を差し引いた額をお支払いします。

傷害別治療共済金倍額払特約

参照約款 ▶ 傷害別治療共済金倍額払特約



搭乗者傷害特約でお支払いする傷害別治療共済金を通常の倍額お支払いします。

車両間衝突免責金額ゼロ特約

参照約款 車両間衝突免責金額ゼロ特約



相手自動車との衝突、接触によって、ご契約のお車に損害が生じたときに、免責金額（自己負担額）なしのお取扱いになります。

ただし、相手自動車の登録番号（ナンバー）等ならびに事故発生時の運転者または所有者の氏名（名称）および住所が確認された場合に限りです。

※「相手自動車」とは、ご契約のお車の所有者が所有している自動車以外の自動車をいいます。



注意

加入が可能な免責金額は5万円です

この特約に加入できるのは、車両条項における免責金額が5万円の契約を付した次の自動車です。

- ・自家用普通乗用車
- ・自家用小型乗用車
- ・自家用軽四輪乗用車
- ・自家用小型貨物自動車
- ・自家用軽四輪貨物自動車
- ・自家用三輪自動車
- ・自家用軽三輪自動車
- ・自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン以下）
- ・自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ・特種用途自動車（キャンピング車）

なお、事故の形態にかかわらず免責金額（自己負担額）なしを望まれる場合は、車両条項における免責金額「0円」をご選択ください。

家族原動機付自転車賠償損害特約

参照約款 家族原動機付自転車賠償損害特約



ご契約のお車が自家用自動車（二輪自動車および原動機付自転車を除きます）であって、記名被共済者またはそのご家族の方が所有または借用する原動機付自転車でおこした事故について、共済金をお支払いします。

※「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下の二輪自動車等をいいます。

お支払いする共済金

被共済者が所有または借用する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約の対人・対物賠償責任条項、自損事故特則および対物超過修理費用保障特約に従って共済金をお支払いします。

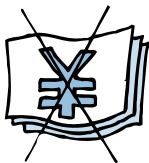


注意

自賠償共済（保険）がついていない場合

借用した原動機付自転車（記名被共済者またはそのご家族の方が所有または常時使用する原動機付自転車を除きます）に自賠償共済（保険）がついていない場合、自賠償共済（保険）部分を含めて対人賠償責任条項からの共済金でお支払いします。

共済金をお支払い できないおもな場合



共済金をお支払いできないおもな場合についてご確認ください。

詳しくは、一般用自動車共済約款各条項・特則・特約の「共済金を支払わない場合」等をご参照ください。

全般的な事由

1. ご契約者、被共済者またはこれらの方の法定代理人^{*1}の故意による損害または傷害
2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変または暴動等による損害または傷害
3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害または傷害

※1 ご契約者、被共済者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

※地震等車両全損時給付特約については、3.は含まれません。

各条項・特則・特約

対人賠償責任条項

参照約款 ▶ 普通約款第1章 対人賠償責任条項第6条

次の方が死亡したり、負傷したときの損害

1. 記名被共済者
2. ご契約のお車を**運転中の方**またはその同居の**父母、配偶者**もしくは**子**
3. 被共済者の同居の**父母、配偶者**または**子**

対物賠償責任条項

参照約款 ▶ 普通約款第2章 対物賠償責任条項第6条

次の方が所有、使用または管理している財物が滅失、破損、汚損されたときの損害

1. 記名被共済者
2. ご契約のお車を**運転中の方**またはその同居の**父母、配偶者**もしくは**子**
3. 被共済者またはその同居の**父母、配偶者**もしくは**子**

車両条項

参照約款 ▶ 普通約款第3章 車両条項第5条他

1. ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者等の**無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転**の間の損害
2. ご契約のお車が**不正改造車**にあたる場合で、事故がその改造によって生じた場合の損害
3. **タイヤ**に生じた損害（ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を受けた場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます）
4. 車両損害限定特約を付加している場合で、衝突の相手自動車等が確認できないとき
5. 盗難による損害で、ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車
のとき

自損事故特則・搭乗者傷害特約

参照約款 ▶ 自損事故特則第6条、搭乗者傷害特約第6条

1. 被共済者の**闘争行為、自殺行為、犯罪行為**による傷害
2. 被共済者の**無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転**の間の傷害
3. ご契約のお車が**不正改造車**にあたる場合で、事故がその改造によって生じた場合の傷害
4. 被共済者が**記名被共済者等の承諾を得ないで**ご契約のお車に搭乗中に生じた傷害

無共済車傷害特則

参照約款 ▶ 無共済車傷害特則第6条

1. 被共済者の**闘争行為、自殺行為、犯罪行為**による損害
2. 被共済者の**無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転**の間の損害
3. ご契約のお車が**不正改造車**にあたる場合で、事故がその改造によって生じた場合の損害
4. 被共済者が、**記名被共済者等の承諾を得ないで**ご契約のお車に搭乗中に生じた損害
5. 賠償義務者が被共済者の**同居の父母、配偶者または子**であるとき
6. 相手自動車の運転者が被共済者の**同居の父母、配偶者または子**であるとき

他車運転特則

参照約款 ▶ 他車運転特則第7条

該当する担保種目ごとの「共済金を支払わない場合」のほか、次の場合

1. 被共済者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車運転している場合
2. 被共済者が理事*となっている法人の所有する自動車を運転している場合
※取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
3. 被共済者が、自動車を取り扱う業務のために他の自動車を運転している場合
4. 被共済者が、他の自動車を**その自動車の所有者等の承諾を得ないで**運転している場合

人身傷害保障特約

参照約款 ▶ 人身傷害保障特約第6条

1. 被共済者の**闘争行為、自殺行為、犯罪行為**による損害
2. 被共済者の**無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転**の間の損害
3. 被共済者が、**記名被共済者等の承諾を得ないで**ご契約のお車に搭乗中に生じた損害
4. ご契約のお車が**不正改造車**にあたる場合で、事故がその改造によって生じた場合の損害

家族原動機付自転車賠償損害特約

参照約款 ▶ 家族原動機付自転車賠償損害特約第9条

該当する担保種目ごとの「共済金を支払わない場合」のほか、次の場合

1. 被共済者の使用人が、被共済者の所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済者の業務のために運転している場合（ただし、使用人が記名被共済者またはそのご家族の方である場合を除きます）
2. 被共済者が、その被共済者を使用する者の所有する原動機付自転車を業務のために運転している場合（ただし、使用する者が記名被共済者またはそのご家族の方である場合を除きます）
3. 記名被共済者またはそのご家族の方が、原動機付自転車を取り扱う業務のために所有、使用または管理する原動機付自転車によって事故が生じた場合
4. 被共済者が、**原動機付自転車をその原動機付自転車の所有者等の承諾を得ないで**運転している場合

第2章 共済掛金



共済掛金は、お車の用途車種、共済金額、適用される等級、型式別掛金クラス等によって決定されます。

本章では、割増・割引等級制度、型式別掛金クラス制度および共済掛金のお払込みと契約の効力について説明しています。

章内もくじ

割増・割引等級制度	P29
型式別掛金クラス制度	P35
共済掛金のお払込みと契約の効力	P36

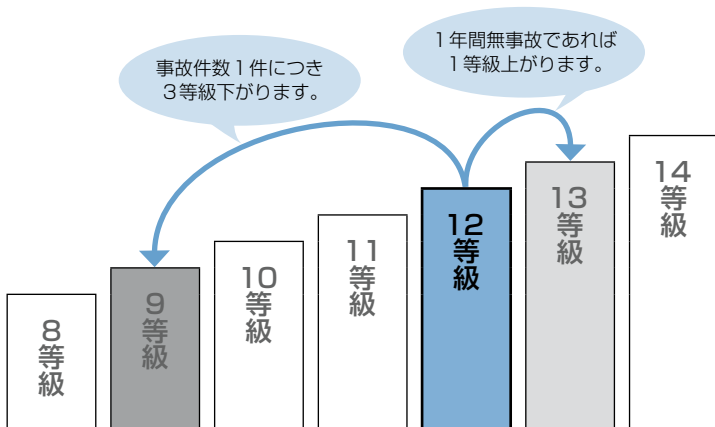
割増・割引等級制度



自動車共済には、共済事故の有無や件数等を、継続されるご契約の共済掛金に反映させる割増・割引等級制度があります。原則として1年間事故がないと等級が「1等級」上がります。事故をおこして共済金の支払いを受けると1事故につき等級が「3等級」下がります。なお、事故の種類によっては等級が下がらない場合もあります。等級は1等級から20等級に区分されており、はじめてご契約される場合は6等級からのスタートになります。

割増・割引等級制度のしくみ

〈例：現在12等級の場合の継続後契約の等級〉



※共済期間が1年を超える場合はお取扱いが異なります。

※共済期間の初日を含めて過去13か月以内に1～5等級の前契約をお持ちの方で、新しく自動車共済をご契約される場合に、今回適用される等級が1～5等級となる場合があります。なお、前契約が保険会社の場合でも同様のお取扱いをいたします。



ご契約の手続きをされるまでの期間の取扱い

万一、共済期間の末日以後にご契約の手続きをされる場合でも、共済期間の末日の翌日以後7日以内であれば等級を継承することができます。また、共済期間の末日の翌日以後7日を超えた場合であっても、共済期間の末日の翌日以後180日以内にご契約の手続きをされたときは、一定の条件を満たしている場合に限り、等級を継承することができます。ただし、いずれの場合も共済期間の末日以後ご契約の手続きをされるまでの期間は未保障となります（継続契約の取扱いに関する特則を適用した場合を除きます）。

詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

事故件数として数えない場合

次の事故については、そのお取扱いが異なります。

ノーカウント事故

次の1.～8.の事故または1.～8.を組み合わせた事故をノーカウント事故とといいます。これらについては事故件数には数えず、共済期間中にノーカウント事故以外の事故がない場合、次のご契約に適用される等級は1等級上がります。

1. 搭乗者傷害特約にかかる共済金をお支払いする事故
2. 人身傷害保障特約にかかる共済金をお支払いする事故
3. 車両諸費用保障特約にかかる共済金をお支払いする事故
4. 地震等車両全損時給付特約にかかる共済金をお支払いする事故
5. 家族原動機付自転車賠償損害特約にかかる共済金をお支払いする事故
6. 無共済車傷害特則にかかる共済金をお支払いする事故
7. 対人・対物賠償責任条項における被共済者に損害賠償責任のないことが判明した場合の緊急措置費用、示談交渉費用、示談協力費用および争訟費用にかかる共済金をお支払いする事故
8. 対人賠償責任条項における臨時費用のみにかかる共済金をお支払いする事故

等級すえおき事故

次の1.～3.の事故を等級すえおき事故とといいます。これらについては事故件数には数えず、共済期間中に等級すえおき事故以外の事故がない場合、次のご契約に適用される等級は下ならず同一となります。

1. 車両条項にかかる共済金のみお支払いする事故で、次の原因によるもの
 - ① 火災（消防または避難に必要な処置を含みます）または爆発
ただし、他物（飛来中または落下中の物を除きます）との衝突・接触、墜落、転覆によって生じた火災または爆発を除きます。
 - ② 盗難
 - ③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ④ 台風、つつ巻、洪水、高潮
 - ⑤ 台風、つつ巻、洪水、高潮以外の自然災害
ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。
 - ⑥ いたずら、落書または窓ガラスの破損
ただし、他物（飛来中または落下中の物を除きます）との衝突・接触、墜落、転覆によって生じた窓ガラスの破損を除きます。
 - ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突
2. 1.とノーカウント事故との組み合わせに限られた事故
3. 等級据置特約を付した場合の1回目の事故（1. 2. およびノーカウント事故を除きます） **P31**

等級据置特約

参照約款 ▶ 等級据置特約

共済証書に記載された共済期間中の1回目の事故に限り、共済契約が組合に継続された場合に等級を据え置く取扱いといたします。

等級の継承

記名被共済者を変更された場合

等級は原則として継承されませんが、次の場合等では等級が継承されることがあります。詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

1. 記名被共済者の変更が配偶者間または同居の親族間（記名被共済者の配偶者の同居の親族を含みます）の変更の場合
※ご契約者が死亡されたことにより、記名被共済者を変更する場合も同様の取扱いとなります。
2. 個人事業主の方が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被共済者を個人事業主・法人間で変更される場合（事業内容が同一である場合に限ります）
3. 記名被共済者について1. 以外の変更があった場合で、その変更がお車の譲渡以外の理由による場合（適用される等級が1～5等級であるご契約に限ります）

お車の入替えの場合

次の3条件がすべて満たされる場合に、入替え前のご契約の等級が入替え後のご契約に継承されます。

1. 入替え後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること
 - ① ご契約のお車の所有者
 - ② 記名被共済者
 - ③ 記名被共済者の配偶者
 - ④ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
2. ご契約のお車と入替え後のお車が同一の用途車種*に該当すること
※約款(別表4)に掲げる、同一の用途車種とみなして被共済自動車の入替えができる用途車種を含みます。
3. 入替え後のお車は、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車であること
※入替え前のお車を廃車・譲渡または返還された場合については、1. 3.にかかわらず、入替え前のご契約の等級が入替え後のご契約に継承されることがあります。

ご契約を中断した場合の等級

ご契約のお車の廃車・譲渡、リース業者への返還または車検切れ、あるいはご契約者の海外渡航に伴い、一時的にご契約を中断された場合、一定の条件を満たしていれば、中断後、新たにご契約の際に、等級を引き継ぐことができる場合があります。**【中断証明書（国内特則・海外特則）】**

ただし、中断後のご契約の記名被共済者およびお車の所有者が、中断前のご契約とそれぞれ同一でない場合は、このお取扱いはできません。

詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

※既にご加入いただいている他のご契約のお車の廃車・譲渡または返還に伴い、ご契約のお車を他のご契約のお車に入れ替えた場合にもこのお取扱いができます。

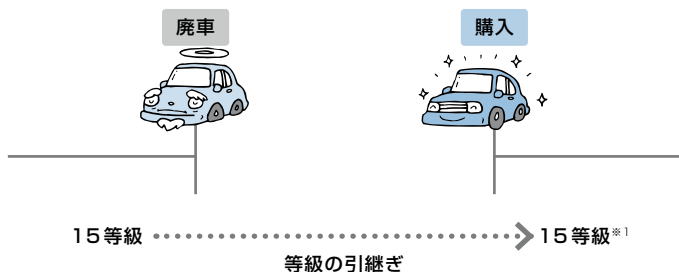
※中断日（解約日または共済期間の末日）から13か月以内に中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

※中断後のご契約の記名被共済者およびお車の所有者が、中断前のご契約とそれぞれ同一でない場合でも、次の場合は同一とみなします。

①中断後のご契約の記名被共済者が、中断前のご契約の記名被共済者の配偶者または中断前のご契約の記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族である場合

②中断後のご契約のお車の所有者が、中断前のご契約の記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族である場合

※中断制度の改定に伴い、平成17年9月30日以前に発行された中断証明書をお持ちの方につきましては、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず、中断制度が適用できる場合があります。詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。



※1 中断前のご契約の既に経過している共済期間および事故情報を基に、中断後のご契約の等級を進行させることができる場合があります。詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

中途更改時の等級継承特則

現在ご加入の自動車共済（保険）契約を共済（保険）期間の途中で解約し、同日を共済期間の初日として新たな契約を結んだ場合、2つの契約の共済（保険）期間を通算して1年間事故がなければ、次のご契約の等級を進行させることができる場合があります。

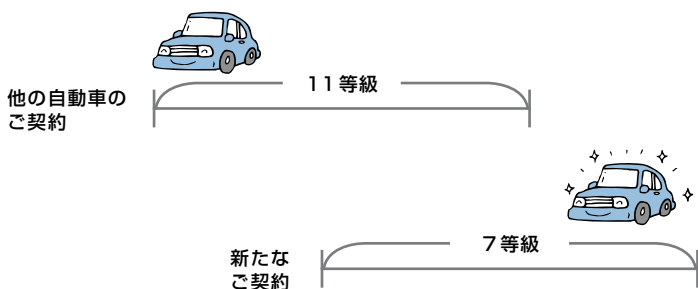
詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

2台目以降のお車を新たに契約される場合の等級

新たなご契約の共済期間の初日において、他の自動車のご契約（保険会社の自動車保険契約等を含みます）があり、次の1.～5.をすべて満たす場合、7等級を適用いたします。**【複数台所有者優遇措置】**

1. 新たなご契約の記名被共済者が、他の自動車のご契約の記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族で、かつ、いずれも個人であること
2. 新たなご契約の被共済自動車の所有者が、他の自動車のご契約の被共済自動車の所有者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族で、かつ、いずれも個人であること
3. 他の自動車のご契約の等級が11～20等級であること
4. 新たなご契約および他の自動車のご契約のお車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、自家用三輪自動車、自家用軽三輪自動車、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかであること
5. 新たなご契約の前契約に該当する契約がないこと

なお、「お車の入替えの場合」**P31**のお取扱いにより1台目のお車に適用していた等級を2台目以降のお車に継承して、1台目のお車に7等級を適用できる場合もありますので、詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。



等級別割増・割引点数表

割増・割引等級			等級据置特約なし	等級据置特約あり	
				自家用軽四輪乗用車	左記以外の用途車種
20			93点割引	70点割引	64点割引
19			93点割引	70点割引	64点割引
18			87点割引	64点割引	58点割引
17			82点割引	59点割引	53点割引
16			78点割引	55点割引	49点割引
15			72点割引	49点割引	43点割引
14			68点割引	45点割引	39点割引
13			62点割引	39点割引	33点割引
12			58点割引	35点割引	29点割引
11			52点割引	29点割引	23点割引
10			45点割引	22点割引	16点割引
9			41点割引	18点割引	12点割引
8			32点割引	3点割引	3点割引
複数台所有者優遇措置適用契約	年齢を問わず保障	7(A)	10点割引	19点割増	19点割増
	運転者年齢21歳以上限定保障特約(一般用)	7(B)	16点割引	13点割増	13点割増
	運転者年齢26歳以上限定保障特約(一般用)	7(C)	32点割引	3点割引	3点割引
	運転者年齢30歳以上限定保障特約(一般用)	7(E)	32点割引	3点割引	3点割引
	運転者年齢条件を適用できない用途車種の契約	7(D)	32点割引	3点割引	3点割引
7(F)			26点割引	3点割増	3点割増
前契約のない純粋新規契約	年齢を問わず保障	6(A)	22点割増		
	運転者年齢21歳以上限定保障特約(一般用)	6(B)	9点割増		
	運転者年齢26歳以上限定保障特約(一般用)	6(C)	5点割引		
	運転者年齢30歳以上限定保障特約(一般用)	6(E)	5点割引		
	運転者年齢条件を適用できない用途車種の契約	6(D)	0		
	6(F)			18点割引	
5			9点割増		
4			29点割増		
3			40点割増		
2			47点割増		
1			75点割増		

※運転者年齢条件を適用することができる用途車種は次のとおりです。

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、原動機付自転車(運転者年齢21歳以上限定保障特約(一般用)のみ)

型式別掛金クラス制度



自動車共済の共済掛金を決定する要素の一つに、ご契約のお車の「型式」により共済掛金を決定する型式別掛金クラス制度があります。

お客さまのニーズにあわせて様々なタイプの自動車が存在する自家用普通乗用車および自家用小型乗用車は、自動車によって事故実績に大きな較差があることから、車検証に記載されている「型式」ごとの事故実績によって各担保種目（「車両・車両諸費用（代車費用のみ）」「対人」「対物」「傷害（人身傷害・搭乗者傷害）」）ごとに9クラスに区分した「型式別掛金クラス制度」を導入してご契約者の方々が負担する共済掛金の公平化をはかっております。

型式別掛金クラス制度のしくみ

型式別掛金クラスは、同一クラスの「型式」については同一の共済掛金を適用し、クラス1が最も低く、クラス9が最も高い共済掛金となります。また、現在位置付けられているクラスが妥当であるかを毎年検証してクラスの見直しを行い、その結果は毎年1月から適用されます。したがって、昨年と同様の契約内容で継続する場合で継続前のご契約の共済期間中に事故をおこされていない場合、その型式自体の事故実績が高い場合、継続後の共済掛金が高くなるということが発生いたします。

〈型式別掛金クラス制度のイメージ〉

車両・車両諸費用（代車費用のみ）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
対人	1	2	3	4	5	6	7	8	9
対物	1	2	3	4	5	6	7	8	9
傷害（人身傷害・搭乗者傷害）	1	2	3	4	5	6	7	8	9

低 ←————→ 高

共済掛金

共済掛金のお払込みと契約の効力



初回共済掛金口座振替特約、共済掛金月払特約（個人扱）、自動継続特約を付加した場合の共済掛金のお払込みと契約の効力についてご確認ください。

初回共済掛金口座振替特約付契約

参照約款 ▶ 初回共済掛金口座振替特約

初回共済掛金口座振替特約を付加することにより、一時払掛金または共済掛金月払特約（個人扱）の第1回共済掛金のお払込みを契約お申込み後の口座振替にて行うことが可能となります。

初回共済掛金口座振替特約付契約の場合は、次のことにご注意ください。

- この特約は共済期間が12か月の、払込方法が一時払もしくは共済掛金月払特約（個人扱）が付された契約に付加することができます。ただし、次の①～③のすべてを満たす契約に限ります。
 - ご契約者の振替口座が、組合の口座または組合の指定した金融機関の口座であること
 - ご契約のお申込みが、組合の定める日までになされていること
 - 契約申込書とは別に、組合の定めた様式による共済掛金口座振替依頼書をご提出いただくこと
- 初回掛金のお払込み前（振替日前）に事故が発生した場合のお取扱いは、次のとおりです。
 - 事故の受付については初回掛金のお払込みの有無にかかわらず行います。
 - 共済金については初回掛金をお払込みいただいた後、お支払いします。



注意

口座振替が不能となったときは

払込猶予期間内に直接組合に共済掛金をお払込みいただくか、または組合の指定する方法でお払込みいただくこととなります。なお、払込猶予期間内にお払込みがない場合は、ご契約は共済期間の初日からその効力を失い、解除されたものとみなします。この場合、共済期間の初日以降に生じた事故については共済金をお支払いすることができなくなります。



払込猶予期間

払込期月の翌月の初日以後その払込期月の翌月の末日までの期間をいいます。

払込期月

共済掛金を払い込む月のことで、共済期間の初日の属する月の初日以後末日までの期間をいいます。

共済掛金月払特約（個人扱）付契約

参照約款 ▶ 共済掛金月払特約（個人扱）

共済掛金月払特約（個人扱）付契約の場合は、次のことにご注意ください。

- 第1回共済掛金は、ご契約と同時に お払込みください。
※初回共済掛金口座振替特約付契約の場合のお取扱いは、「初回共済掛金口座振替特約付契約」P36 によります。
- 第2回以後の共済掛金は、払込期月中の組合が指定した日に口座振替によりお払込みいただきます。



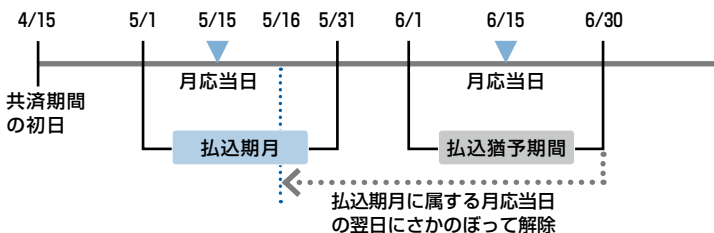
口座振替が不能となったときは

払込猶予期間内に直接組合に共済掛金をお払込みいただくか、または組合の指定する方法でお払込みいただくこととなります。なお、払込猶予期間内にお払込みがない場合は、ご契約は払込期月に属する月応当日の翌日からその効力を失い、解除されたものとみなします。この場合、払込期月に属する月応当日の翌日以降に生じた事故については共済金をお支払いすることができなくなります。

※初回共済掛金口座振替特約付契約の初回掛金の口座振替が不能となったときの取扱いは「初回共済掛金口座振替特約付契約」P36 によります。

〈例〉

共済期間の初日が4月15日の場合（初回共済掛金口座振替特約付契約でない場合）



5月の口座振替が不能となったときは、6/30までに直接組合に共済掛金をお払込みいただくか、または組合の指定する方法でお払込みください。6/30までに共済掛金のお払込みがない場合は、5/16からご契約はその効力を失い、解除されたものとみなし、5/16以降に生じた事故について共済金はお支払いしません。



用語

月応当日 月ごとの共済証書に記載された共済期間の初日に対応する日をいいます。

払込期月

第2回以後の共済掛金を払い込む月のことで、月応当日の属する月の初日以後末日までの期間をいいます。

自動継続特約付契約の自動継続時

参照約款 ▶ 自動継続特約

自動継続特約付契約の場合は、次のことにご注意ください。

- この特約は共済期間が12か月の契約に付加することができます。ただし、次の①②を満たす契約に限ります。
 - ご契約者の振替口座が、組合の口座または組合の指定した金融機関の口座であること
 - 契約申込書とは別に、組合の定めた様式による共済掛金口座振替依頼書をご提出いただくこと
- 継続後の共済契約の契約内容については、継続意思確認日（継続日の属する月の前月15日）の10日前までに書面にてご連絡いたしますが、万一継続意思確認日の10日前までに書面が届かないときは、ご加入先のJAにご連絡ください。

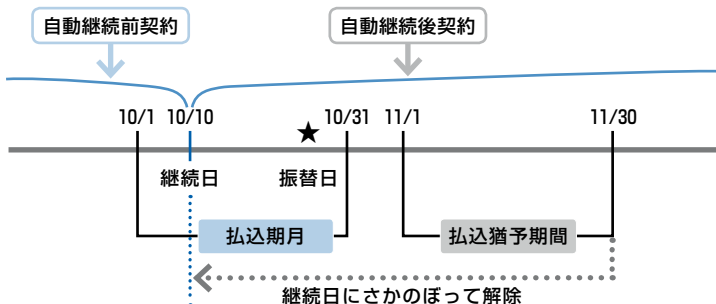
注意

初回掛金のお払込み前に事故が発生した場合および口座振替が不能となった場合

継続後の共済契約の初回掛金のお払込み前（振替日前）に事故が発生した場合および口座振替が不能となったときのお取扱いについては、初回共済掛金口座振替特約に準じます。詳細につきましては、「初回共済掛金口座振替特約付契約」P36 をご参照ください。

〈例〉

自動継続特約付契約の継続日が10月10日の場合（初回共済掛金口座振替特約は自動的に付加されます）



10月の口座振替が不能となったときは、11/30までに直接組合に共済掛金をお払込みいただくか、または組合の指定する方法でお払込みください。11/30までに共済掛金のお払込みがない場合は、継続日からご契約はその効力を失い、解除されたものとみなし、自動継続後契約の共済期間中に生じた事故について、共済金はお支払いしません。

第3章

ご契約内容の変更等



ご契約後、契約内容に変更が生じた場合は、ご加入先のJAにお申出ください。

お申出がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

章内もくじ

ご契約内容の変更等	P41
ご契約内容の変更手続き	P42
ご契約の継続について	P45

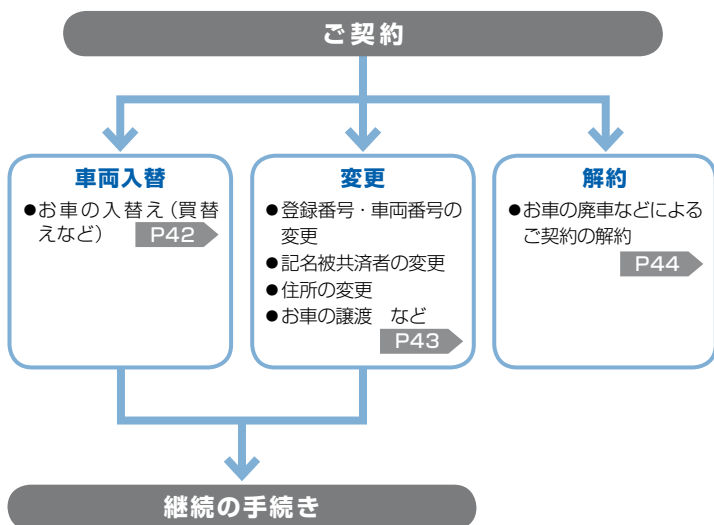
ご契約内容の変更等



ご契約後には、各種変更に伴う手続きが必要となることがあります。また、万一事故が発生した場合にも手続きが必要です。

ご契約内容の変更～継続

手続きが必要な各種変更には次のようなものがあります。



万一事故がおこった場合は…………… [P47](#)

ご契約内容の変更手続き



自動車の買替えや譲渡など、ご契約内容に変更がある場合は、ご加入先のJAまでお申し出ください。お申し出がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。なお、お申し出いただいた内容によっては、共済掛金に変更になることがあります。

通知義務等

お車の入替え（買替えなど）をする場合

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第12条



ご契約のお車と同一の用途車種*1の自動車を新たに取得された場合には、車両入替の手続きをとることにより、新たに取得された自動車にご契約を引き継ぐことができますので、ご加入先のJAにお申込みください。

※1 約款<別表4>に掲げる同一の用途車種とみなして取扱うことができる用途車種を含みます。
 ※ご契約のお車を譲渡、返還または廃車された場合に、ほかにお持ちのお車（ご契約のお車と同一の用途車種*1）にご契約を引き継ぐこともできます。詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。



車両入替の申込み前に事故がおこったら？

車両入替のお申込みをいただくまでの間に生じた事故については共済金をお支払いできませんのでご注意ください。



入替自動車の自動保障とは？

参照約款 ▶ 車両入替時入替自動車自動保障特則

ご契約のお車と新たに取得されたお車がともに自家用自動車で、車両入替が可能な用途車種間であり、次のいずれかのときからその日の翌日以後1か月以内にご加入先のJAに車両入替のお申込みをされた場合、入替手続までの間に生じた事故については、新たに取得されたお車をご契約のお車とみなしてお取扱いいたします。ただし、共済証書記載の共済期間の末日までの間に車両入替のお申込みをされた場合に限りです。

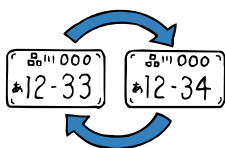
- ご契約のお車の譲渡・廃車前1か月以内に新たにお車を取得された場合には、ご契約のお車を譲渡・廃車されたとき
- ご契約のお車を譲渡・廃車後に新たにお車を取得された場合には、そのお車を取得されたとき

なお、この場合に譲渡・廃車されたお車について生じた事故については、共済金をお支払いしません。

また、自動保障は返還・増車による車両入替の場合には適用されません。

お車やご契約の内容が変わる場合（通知義務）

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第8条、第9条



通知義務の対象となる事項は次のとおりです（申込書に☆の付された項目です）。変更があった場合は、遅滞なくご加入先のJAまでお申出ください。お申出いただかなかった場合、ご契約が解除されることがあります。その場合、共済金をお支払いできないことがあります。

- ご契約のお車の用途車種または登録番号・車両番号等を変更したとき
- ご契約のお車に危険物（高圧ガス、火薬類、毒物等）を積載したとき、または、ご契約のお車が危険物を積載した被けん引自動車をけん引したとき
- ご契約のお車を改造したとき
- その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したとき

運転される方の範囲やおもに運転される方（記名被共済者）が変わる場合



運転者年齢条件特約で設定された年齢条件を満たさない方が運転される場合等、運転される方の範囲やおもに運転される方（記名被共済者）が変わる場合はご加入先のJAまでお申出ください。

ご契約者の住所を変更した場合

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第10条



お引越し等でご契約者の住所を変更した場合は、遅滞なくご加入先のJAまでお申出ください。

ご契約のお車を譲渡する場合

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第11条



ご契約のお車を譲渡された場合、共済契約上の権利義務は、自動的に譲受人に承継されません。共済契約上の権利義務を譲受人に譲渡される場合は、ご加入先のJAまでお申出ください。お申出いただくまでの間に生じた事故については、共済金をお支払いしません。

ご契約を解約される場合

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第15条



ご契約のお車を廃車された場合等で、ご契約を解約される場合は、ご加入先のJAまでお申出ください。残りのご契約期間に対して、組合が定めた計算式により算出した共済掛金をお返しいたします。



ご契約を一時的に中断される場合

ご契約のお車の廃車・譲渡、リース業者への返還、車検切れ、他の共済（保険）契約への車両入替、あるいはご契約者の海外渡航に伴い、一時的にご契約を中断される場合、一定の条件を満たしていれば「中断証明書」を発行することができます。▶ P32

詳しくはご加入先のJAまでおたずねください。

ご契約者がお亡くなりになった場合のお取扱い

ご契約者が死亡された場合には、ご契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通約款、特則および特約に関する権利義務が移転します。

なお、割増・割引等級の継承につきましては、▶ P31 の等級の継承をご覧ください。



共済期間中途の変更によりご契約のお引受けができなくなる場合

ご契約のお車が次に該当することとなった場合、ご契約を解除させていただきます。

- ・ レンタカー
- ・ 営業用乗用車（営業類似行為を含みます）
- ・ 営業用乗合自動車（営業類似行為を含みます）
- ・ 競争に専用される自動車
- ・ 危険品を積載することのある自動車*
- ・ 自賠償共済（保険）の無共済（保険）自動車（農耕作業用小型特殊自動車を除きます）
- ・ 道路運送車両法に規定された規格以外の改造を行っている自動車

※引受範囲外とならない場合もあります。

ご契約の継続について

ご契約の継続

自動継続特約が付加されているご契約を除き、共済期間の末日までに継続契約のお申込みがない場合は、共済期間の末日以後ご契約の手続きをされるまでの期間は未保障となりますのでご注意ください。

ただし、一定の条件を満たしている場合に限り、共済期間の末日の翌日以後1か月以内にご契約の手続きをしていただくことにより、共済期間の末日から同一の内容で共済契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

参照約款 ▶ 継続契約の取扱いに関する特別

自動継続特約

参照約款 ▶ 自動継続特約

自動継続特約を付加することにより、通常の継続手続きを経ることなく、共済期間満了時における契約内容と同一内容（継続日までに継続後契約の変更手続きをされた場合は変更後の内容）でご契約が継続されます。

なお、組合が告知事項を改訂したときなど継続できない場合や、継続契約に適用される等級に応じて契約内容を変更して継続される場合もあります。その際はあらかじめ組合よりご案内させていただきます。



注意

継続後契約の告知義務について

自動継続特約により継続される場合、下記の告知事項について変更・相違がないかあらためてご確認いただき、変更・相違がある場合には、継続時までにご加入先のJAまでお申出ください。変更があるにもかかわらずお申出がない場合は、共済金をお支払いできないことがあります。

■被共済者等に関して

・ 記名被共済者氏名 ・ 被共済自動車の所有者氏名

■被共済自動車に関して

・ 車名 ・ 形状 ・ 仕様等 ・ 登録（車両・標識）番号 ・ 車台番号
・ 型式 ・ 初度登録年月 ・ 用途車種 ・ 機械装置付属品
・ 被けん引作業機 ・ 危険品の積載 ・ 排気量 ・ 福祉自動車
・ エアコン・クーラー ・ 農業用利用 ・ 競争専用 ・ 改造
・ 営業類似行為

■その他の重要な告知事項

・ この自動車に締結されている他の自動車共済（保険）契約の有無
・ 過去1年間に組合・損保等から自動車共済（保険）を解除されたことの有無
・ 自賠償共済（保険）への加入有無

第4章

事故発生時の対応と共済金の請求



本章では、万一事故がおこった場合、事故現場ではどのように対処すべきか、またその後の事故解決までの流れを説明しています。また、自動車共済で提供する各種サービスもご紹介していますので、ご確認ください。

章内もくじ

事故発生時に行っていただきたいこと	P47
JAへの事故通知	P48
事故解決に向けて	P49
共済金のご請求	P54
請求書類一覧	P56
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P58
安心サービス	P62

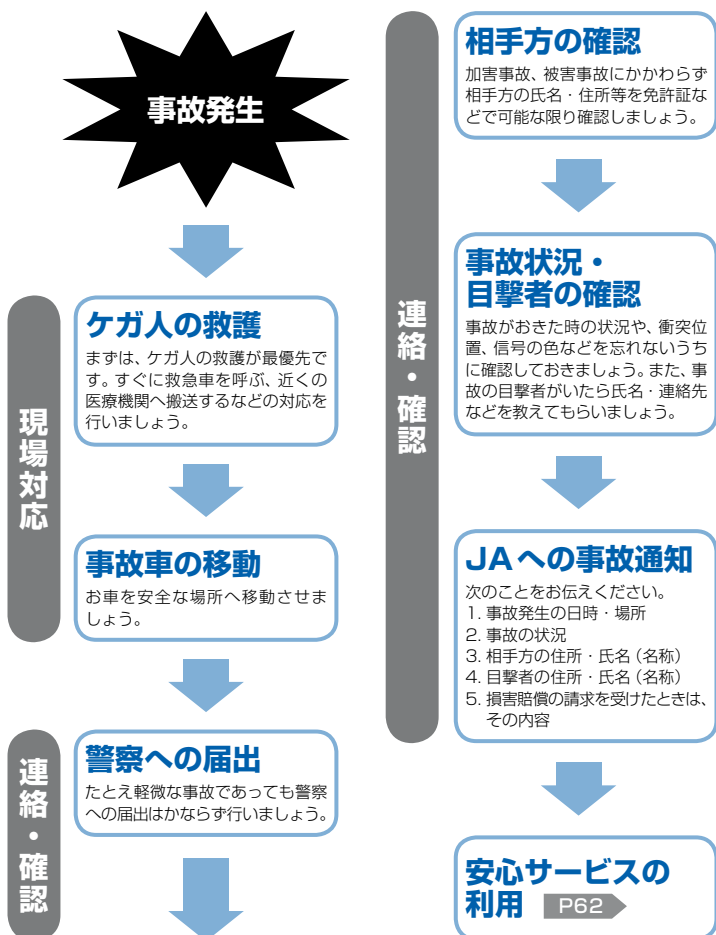
事故発生時に行って いただきたいこと



事故発生時は、気が動転し、あわてて行動してしまいがちですが、落ち着いて適切な行動を心掛けていただきますよう、お願いいたします。

事故発生時の対応

事故の発生から事故後の対応までの流れは次のとおりです。



JAへの事故通知



事故発生時は、すみやかにご加入先のJAへ事故通知を行ってください。

JAへの事故通知

事故発生時には、警察への届出を行うとともに、JAに対しても、事故発生の日時、場所および事故の概要等について、ただちに連絡をお願いします。その後、JAに対しては書面により遅滞なく次の事項をお知らせください。

1. 事故発生の日時・場所
2. 事故の状況
3. 相手方の住所・氏名(名称)
4. 目撃者の住所・氏名(名称)
5. 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(事故通知の際は、ご契約内容を確認いたしますのでお手元に共済証書をご用意ください)



注意

ご通知いただけなかった場合

ご通知いただけなかったことに正当な理由がなかった場合には、それによって組合が被ったと認められる損害の額について差し引いて共済金をお支払いします。

参照約款 ▶ 普通約款第4章 基本条項第23条

ご加入先のJAのある都道府県以外で事故が発生した場合

事故が、ご加入先のJAのある都道府県以外の場所で発生した場合であっても、ご加入先のJAにご連絡ください。

ただし、ご加入先のJAと連絡がつかない場合は、JA共済事故受付センターにご連絡ください。

JA共済事故受付センターの対応業務

■事故受付業務

ご連絡いただいた事故内容等をご加入先のJAへ取次ぎいたします。以後の共済金請求手続等については、翌営業日以降に、ご加入先のJAの事故対応担当者よりご連絡いたします。

■アドバイス

事故受付に伴い、今後の円満な事故解決のための留意事項についてご説明いたします。

■その他

各種サービスの手配、ご加入先のJAへの伝言取次ぎ等をいたします。

事故解決に向けて



事故後の示談交渉、お車の修理等を行う場合、かならず事前にご加入先のJAにご相談ください。

示談交渉サービスについて

参照約款

普通約款第1章 対人賠償責任条項第11条、第12条

普通約款第2章 対物賠償責任条項第10条、第11条

組合による示談交渉および事故の解決までの協力・援助

対人賠償事故または対物賠償事故の場合、組合は被共済者と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをいたします。

また、被共済者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、組合は被共済者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、相手方との示談交渉をお引受けいたします。

なお、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同してご契約を引き受けているため、組合に加え、JA共済連自動車損害調査サービスセンターが、示談交渉や事故の解決までの協力・援助を行う場合があります。

組合が示談交渉を行うことができない場合

次の場合には、組合は示談交渉を行うことができません。

- 損害賠償責任の額が共済金額を明らかに超える場合
- 示談交渉の相手が組合と直接、折衝することに同意しない場合
- 組合による示談交渉に被共済者のご協力がいただけない場合 など

なお、組合が示談交渉をお引受けできない場合であっても、原則として、事故解決までの協力・援助をいたします。

示談交渉にかかる費用のお取扱い

組合が示談交渉を行う場合、その費用は組合が負担します。

また、ご契約者（被共済者）ご自身が被害者と示談交渉を行う場合等において支出した費用であっても、組合が負担するものがありますが、その場合には、組合の同意を得て支出することが条件となります。

参照約款

普通約款第1章 対人賠償責任条項第9条

普通約款第2章 対物賠償責任条項第9条

ご加入先の JA へ事前に相談いただきたいこと

次の場合には、かならず事前にご加入先の JA へご相談ください。

自動車を修理する場合

参照約款 普通約款第4章 基本条項第22条、第23条



車両条項が適用される場合には、ご契約のお車を修理される前にならず組合の承認を得てください。

正当な理由がなく、組合が承認をする前に修理に着手された場合、それによって組合が被ったと認められる損害の額について差し引いて共済金をお支払いします。

相手方と示談する場合

参照約款 普通約款第4章 基本条項第22条、第23条



相手方から損害賠償の請求を受けたときには、かならずご加入先の JA へご相談ください。

正当な理由がなく、組合が承認しないうちに、ご契約者（被共済者）ご自身で相手方と示談された場合には、損害賠償責任がないと認められる額について差し引いて共済金をお支払いします。

事故による損害の発生について、相手方にも過失がある場合には、その過失割合に応じ、加害者が負担する損害賠償額を減額することとなっております。

適正な過失割合等に基づく共済金支払いのため、事故現場等で早急に示談を行うことはしないでください。

損害賠償に関する訴訟を提起された場合 または訴訟を提起する場合

参照約款 普通約款第4章 基本条項第22条、第23条



かならずご加入先の JA へご通知ください。ご通知いただけなかったことに正当な理由がない場合には、それによって組合が被ったと認められる損害の額について差し引いて共済金をお支払いします。

賠償義務者との間で過失割合等の意思表示 または示談を行う場合（人身傷害保障特約）

参照約款 人身傷害保障特約第12条



賠償義務者に損害賠償の請求をする場合には、かならずご加入先のJAへご相談ください。

正当な理由がなく、組合が承認しないうちに、ご契約者（被共済者）ご自身で賠償義務者に対し過失割合等の意思表示または示談を行った場合には、賠償義務者から取得できたと認められる額について差し引いて共済金をお支払いします。

自損事故で死傷された場合



自損事故で死傷された場合は自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生するかどうかを認定する必要がありますので、ご加入先のJAにご通知のうえご相談ください。

無共済車事故が発生した場合



共済金をお受取りになる方の手続き等について、詳しいことはご加入先のJAにあらかじめご相談ください。

被共済者をお願いしたいこと

1. 示談交渉や打合わせの場に同行・同席していただくことがあります。

参照約款

普通約款第1章 対人賠償責任条項第12条
普通約款第2章 対物賠償責任条項第11条

対人賠償事故または対物賠償事故において、組合が被共済者にかわって示談交渉をお引受けする場合であっても、組合は被共済者に対し、必要に応じ、示談交渉や打合わせの場に同行・同席いただくことを求めることがあります。

被共済者が正当な理由がなく、この申出に対しご協力いただけないときは、組合は示談交渉をお引受けできません。

2. 組合の指定する医師または歯科医師による診察を求めることがあります。

自損事故特別、無共済車傷害特別、人身傷害保障特約および搭乗者傷害特約に関する事故の場合、組合は被共済者に対し、組合の指定する医師または歯科医師による診察を求めることがあります。

3. 費用の軽減に努めてください。

人身傷害保障特約において、被共済者が治療等を受ける場合には、公的制度（健康保険等をいいます）の利用等により費用の軽減に努めてください。

4. JA共済自動車指定工場をご利用ください。

事故にあわれたお車は最寄りのJA共済自動車指定工場へ搬入してください。大切なお車の修理・点検・整備をお受けしています。



注意

相手方への対応

対人賠償事故または対物賠償事故が発生した場合には、相手方（被害者）に対するお見舞、死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手方（被害者）に対して誠意を尽くしてください。



共済金のご請求



共済金のご請求手続きについてご確認ください。

ご請求手続

共済金のご請求については、次の時からすみやかに手続きをおとりください。

対応する条項等		共済金請求権の発生時
対人・対物賠償責任条項		判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
車両条項		被共済者が損害の発生を知った時
自損事故特則	死亡共済金	被共済者が死亡した時
	後遺障害共済金	被共済者が約款〈別表2〉の後遺障害の状態になった時
	介護費用共済金	被共済者が約款〈別表3〉の重度後遺障害の状態になった時
	治療共済金	被共済者が傷害を受けた日以後200日を経過することとなる時または治療もしくは施術を要しない程度になおった時のいずれか早い時
無共済車傷害特則		被共済者が死亡した時または約款〈別表2〉の後遺障害の状態になった時
対物超過修理費用保障特約		判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
人身傷害保障特約	傷害	被共済者が治療または施術を要しない程度になおった時
	後遺障害	被共済者が約款〈別表2〉の後遺障害の状態になった時
	死亡	被共済者が死亡した時
車両諸費用保障特約	代車費用共済金	代車費用を負担した時または事故の日以後30日を経過した時のいずれか早い時
	陸送等費用共済金	陸送等費用を負担した時
	宿泊費用共済金	宿泊費用を負担した時
	帰宅等費用共済金	帰宅等費用を負担した時
	積載動産損害共済金	積載動産損害の発生を知った時
地震等車両全損時給付特約		被共済者が損害の発生を知った時

対応する条項等		共済金請求権の発生時	
搭乗者傷害特約	死亡共済金	被共済者が死亡した時	
	後遺障害共済金	被共済者が傷害を受けた日以後200日を経過することとなる時または約款(別表2)の後遺障害の状態になった時のいずれか早い時	
	傷害別治療共済金	治療を受けた日数が5日以上の場合	被共済者の治療を受けた日数が5日に達した時
治療を受けた日数が5日未満の場合		被共済者が治療を受けた時	



共済金の請求権の時効

共済金請求権は、3年間行わない場合には、時効によって消滅します。

自賠償共済(保険)金との一括払い

対人賠償にかかる共済金をお支払いできる場合には、被害者の同意を得て自賠償共済金(既に支払われた共済金を除きます)と対人賠償にかかる共済金を一括してお支払いします。

なお、自賠償が保険会社の契約であっても、組合が必要と認めた場合には一括してお支払いします。

共済金の内払制度(対人賠償)

対人賠償にかかる共済金をお支払いできる場合には、示談成立前でも、被共済者が負担すべき被害者の治療関係費および休業損害については、内払金としてお支払いする制度があります。

被害者からの直接請求制度

対人賠償事故・対物賠償事故で、組合が被共済者に共済金をお支払いできる場合には、被害者は損害賠償額を直接組合に請求することができます。この場合、組合は組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において被害者に損害賠償額をお支払いします。

請求書類一覽



共済金のご請求に必要な書類は次のとおりです。
請求内容に応じて必要書類をお取りそろえのう
え、ご加入先のJAへご提出ください。

保障区分	傷害の区分	請求必要書類	分類		
対人賠償責任条項	傷害	●共済金支払請求書	○		
		●個人情報の取扱いにかかる同意書	○		
		●共済証書	○		
		●自動車損害賠償責任共済(保険)証明書の写し	○		
		●交通事故証明書	○		
		●事故発生状況報告書	○		
		●示談書または免責証書	○		
		●診断書	○		
		●診療報酬明細書	○		
		●休業損害証明書	○		
		●通院交通費明細書	○		
		●運転免許証の写し	○		
		●被共済自動車の自動車検査証の写し	○		
	●その他損害額証明書類(領収書等含む)	○			
	後遺障害	傷害の書類に加えて次の書類			
		●後遺障害診断書	○		
		●各種検査資料	○		
	死亡	傷害の書類に加えて次の書類			
		●死亡診断書(死体検案書)	○		
		●戸籍謄本	○		
	●代表者以外の請求権者全員の委任状	○			
	●請求権者全員の印鑑証明書	○			
対物賠償責任条項	—	●共済金支払請求書	○		
		●共済証書	○		
		●交通事故証明書	○		
		●示談書または免責証書	○		
		●損傷物の修理費明細書	○		
		●損傷物の写真	○		
		●運転免許証の写し	○		
		●被共済自動車の自動車検査証の写し	○		
		●相手自動車の自動車検査証の写し	○		
		●その他損害額証明書類(領収書等含む)	○		
		車両条項	—	●共済金支払請求書	○
				●共済証書	○
				●交通事故証明書(盗難届出証明書)	○
●損傷車両修理費明細書	○				
●損傷車両の写真	○				
●運転免許証の写し	○				
●被共済自動車の自動車検査証の写し	○				
●共済金支払請求書	○				
●個人情報の取扱いにかかる同意書	○				
●共済証書	○				
●交通事故証明書	○				
●診断書	○				
●診療報酬明細書	○				
●運転免許証の写し	○				
●被共済自動車の自動車検査証の写し	○				
後遺障害	傷害の書類に加えて次の書類				
	●後遺障害診断書		○		
	●各種検査資料		○		
死亡	傷害の書類に加えて次の書類				
	●死亡診断書(死体検案書)		○		
	●戸籍謄本	○			
	●代表者以外の法定相続人全員の委任状	○			
	●法定相続人全員の印鑑証明書	○			
無共済車傷害特則	後遺障害	●共済金支払請求書	○		
		●個人情報の取扱いにかかる同意書	○		
		●共済証書	○		
		●交通事故証明書	○		
		●診断書	○		
		●診療報酬明細書	○		
		●後遺障害診断書	○		
		●各種検査資料	○		
		●休業損害証明書	○		
		●通院交通費明細書	○		
		●運転免許証の写し	○		

保障区分	傷害の区分	請求必要書類	分類	
無共済車傷害特則	後遺障害	●被共済自動車の自動車検査証の写し	○	
		●その他損害額証明書類(領収書等含む)	○	
		後遺障害の書類に加えて次の書類		
	死亡	●死亡診断書(死体検案書)	◎	
		●戸籍謄本	◎	
		●代表者以外の請求権者全員の委任状	◎	
		●請求権者全員の印鑑証明書	◎	
	対物超過修理費用保障特約	—	●共済金支払請求書	◎
			●共済証書	○
			●交通事故証明書	◎
●示談書または免責証書			◎	
●損傷物の修理費明細書			◎	
●損傷物の写真			◎	
●運転免許証の写し			○	
●被共済自動車の自動車検査証の写し			○	
●相手自動車の自動車検査証の写し			◎	
●その他損害額証明書類(領収書等含む)			○	
人身傷害保障特約	傷害	●共済金支払請求書	◎	
		●個人情報の取扱いにかかる同意書	◎	
		●共済証書	○	
		●交通事故証明書	◎	
		●事故発生状況報告書	○	
		●診断書	◎	
		●診療報酬明細書	◎	
		●休業損害証明書	○	
		●通院交通費明細書	○	
		●運転免許証の写し	◎	
	●被共済自動車の自動車検査証の写し	○		
	●その他損害額証明書類(領収書等含む)	○		
	後遺障害	傷害の書類に加えて次の書類		
		●後遺障害診断書	◎	
	死亡	傷害の書類に加えて次の書類		
●死亡診断書(死体検案書)		◎		
●戸籍謄本		◎		
●代表者以外の請求権者全員の委任状		◎		
●請求権者全員の印鑑証明書		◎		
車両諸費用保障特約	—	●共済金支払請求書	◎	
		●共済証書	○	
		●交通事故証明書(盗難届出証明書)	◎	

保障区分	傷害の区分	請求必要書類	分類
車両諸費用保障特約	—	●損傷車両の写真	◎
		●運転免許証の写し	◎
		●被共済自動車の自動車検査証の写し	◎
		●損害額証明書類	◎
全損時給付特約	—	●共済金支払請求書	◎
		●共済証書	○
		●損傷車両の写真	◎

※表中の◎印はかならず必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
 ※組合は、これらの書類のほか必要と認める書類の提出を求めることがあります。
 ※これらの書類は、組合が認めた場合には、提出する必要はありません。
 ※複数の共済金の支払請求をする場合に、重複する書類があるときは、その重複する書類については、いずれかの共済金の支払請求にかかる書類の提出をもってかえることができます。
 ※診断書には柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術を受けた場合はこれらの者が発行する証明書を含みます。
 ※自損事故特則における治療共済金または搭乗者傷害特約における傷害別治療共済金の支払請求をする場合に組合が認めたときは、必要書類の診断書および診療報酬明細書につきましては、組合の指定した書式による治療報告書の提出をもってかえることができます。

JA 共済のご相談・苦情 窓口のご案内



皆さまの声を、私たちにお届けください。

JA 共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、以下のとおり相談・苦情等を受け付けております。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

苦情受付と対応について(苦情処理措置の内容)

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申出があった場合、組合はこれを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 組合は相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともにその対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたってはできるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずはご加入先の組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

※ 組合の電話番号に関しましては、JA 共済ホームページ (<http://www.ja-kyosai.or.jp/>)でもご確認いただけます。ご不明な場合には、JA 共済相談受付センターまでお問い合わせください。

- JA 共済相談受付センターでは、JA 共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等もお電話で受け付けており、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合に対して解決を依頼します。

JA 共済相談受付センター (JA 共済連 全国本部)

電話番号：☎ 0120-536-093

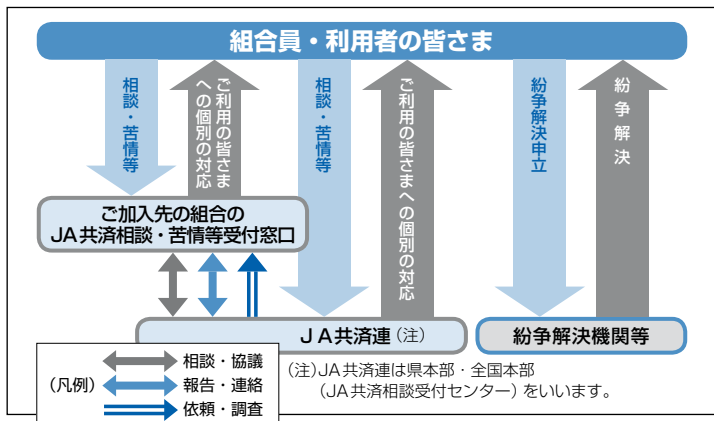
受付時間：9:00～17:00

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申立てを行うことができます。また、組合は下記外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は組合にお問い合わせください。

- ・ 社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ・ 財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 財団法人 交通事故紛争処理センター

社団法人 日本共済協会 共済相談所

<http://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

(社) 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。ただし、自動車事故相手方への損害賠償に関わるものは、お取り扱いしておりません。

☎ 03-5368-5757

受付時間：9:00～17:00

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

(社) 日本共済協会 共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しております。(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、以下の設置場所および連絡先またはホームページをご覧ください。

財団法人 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(財) 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国164か所(各弁護士会内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、以下の設置場所および連絡先またはホームページをご覧ください。

財団法人 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

(財) 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、以下の設置場所および連絡先またはホームページをご覧ください。

設置場所および連絡先

■一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

相談所名	所在地	電話番号
本 部	千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階	03(5296)5031
大阪支部	大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階	06(6265)5295

(H23.12.1現在)

■財団法人 日弁連交通事故相談センター(示談の斡旋をしている相談所)

相談所名	所在地	電話番号
本 部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩 手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 岩手弁護士会館内	019(623)5005
仙 台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階	022(223)2383
山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023(635)3648
水 戸	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501
栃 木	宇都宮市小幡2-7-13 栃木県弁護士会館内	028(622)2008
前 橋	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027(234)9321
埼 玉	さいたま市浦和高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
千 葉	千葉市中央区中央4-13-12 千葉県弁護士会館内	043(227)8530
東 京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横 浜	横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会館内	045(211)7700
山 梨	甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館内	055(235)7202
新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 新潟県弁護士会館内	025(222)5533

相談所名	所在地	電話番号
富 山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076(421)4811
福 井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 福井弁護士会館内	0776(23)5255
岐 阜	岐阜市端詰町22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
静 岡	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008
沼 津	沼津市御幸町21-1 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
浜 松	浜松市中区中央1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
名古屋	名古屋市中区栄4-1-1 中ビル3階 名古屋法律相談センター内	052(252)0044
三 重	津市中央3-23 三重弁護士会館内	059(228)2232
滋 賀	大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013
京 都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075(231)2378
大 阪	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289
神 戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078(341)1717
奈 良	奈良市中筋町22-1 奈良弁護士会館内	0742(26)3532
岡 山	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888
広 島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山 口	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内	0570(064)490
高 松	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
愛 媛	松山市三番町4-8-8 愛媛弁護士会館内	089(941)6279
高 知	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088(822)4867
福 岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092(741)3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐 賀	佐賀市中の小路4-16 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
熊 本	熊本市水道町1-23 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿 児 島	鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
那 覇	那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(865)3737

(H23.12.1現在)

■財団法人 交通事故紛争処理センター

相談所名	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま 相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

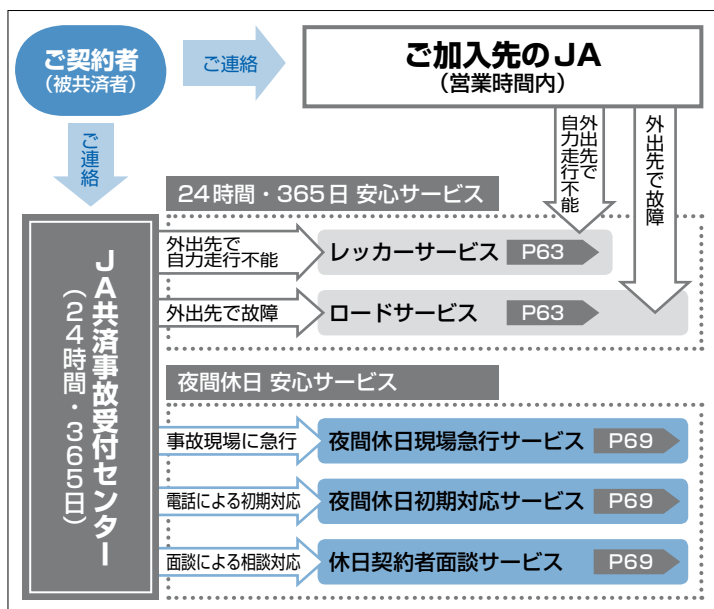
(H23.12.1現在)

安心サービス



自動車共済では、共済金のお支払いのほか、被共済自動車の事故・故障等に対してさまざまなサービスを提供しています。

安心サービスの概要



※事故・故障の発生状況、ご連絡の時間帯等により、提供可能なサービスが異なります。各種サービスの詳細につきましては、該当ページをご参照ください。

※共済金のお支払い等についての具体的なご相談には、ご加入先のJAの損害調査サービス担当者に対応いたします。

※事故受付センターにご連絡いただいた際、聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をお掛けしないよう、通話記録を保存しております。

〈JA共済事故受付センター(フリーダイヤル)〉



0120-258931
(24時間・365日受付)

JAの営業時間内はご加入先のJAまでご連絡ください。

事故受付とアドバイス



24時間・365日、事故受付とアドバイスを行います。

その他、テクニカルアドバイス（自動車の整備・点検、操作方法、異常時に対する電話アドバイス）や、「レンタカー・タクシー会社」「電車・バス等の最寄り駅」「ホテル等の宿泊施設」「24時間営業のガソリンスタンド」のご案内を行います。

JA共済事故受付センター（左記フリーダイヤル）へのご連絡の際にご相談ください。

レッカーサービス・ロードサービス

<レッカーサービス>



外出先での事故または故障により自力走行不能となった場合※に、レッカー車で現場へ急行し、最寄りの修理工場等までお車をけん引します。

<ロードサービス>



外出先での故障・トラブルにより自力走行不能となった場合※に、対応業者が現場へ急行し、お車の応急対応を行います。

※「自力走行不能となった場合」とは、被共済自動車が事故または故障等により、自力で移動することができない状態または法令により走行してはいけない状態をいいます。



注意

サービスをご利用いただく際の注意点

- 事前にJAまたはJA共済事故受付センターに要請された場合に本サービスの対象となります。（ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります）
- トラブルの状況や手配内容によっては、お客さまに費用のご負担が発生する場合があります。 **P64,65**

レッカーサービス・ロードサービスのご利用について

サービスのご利用条件

	レッカーサービス	ロードサービス
対象事故	外出先での事故または故障により被共済自動車自力走行不能となりけん引が必要となった場合	外出先での故障・トラブルにより被共済自動車自力走行不能となり応急対応が必要となった場合 ※応急対応により自力走行可能となる場合は、レッカーサービスよりもロードサービスを優先します。
対象用途車種	自家用(小型・普通・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物自動車、自家用普通貨物自動車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物自動車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用三輪自動車、二輪自動車、原動機付自転車、特種用途自動車(キャンピング車)	
対象契約	上記対象用途車種における自動車共済契約(保障内容は問いません)	
対象期間	共済証書記載の共済期間 (共済契約が解約または解除された場合や、共済契約が取消し、無効または失効となった場合は、サービスの対象外となります)	
対象車両	共済証書記載の被共済自動車 (「他車運転特則」で対象となる他の自動車や、「家族原動機付自転車賠償損害特約」で対象となる原動機付自転車は、サービスの対象外となります)	
対象地域	日本国内全域(ただし、一部の離島を除きます)	

サービスのご提供範囲

■レッカーサービス

現場から30kmまでのけん引に要する費用



以下の費用は、サービス利用者のご負担となります。

- 現場から30kmを超過した場合の超過kmに応じたけん引にかかる費用
- 高速道路等の有料道路を使用した場合の通行料金
- 特殊作業(クレーン使用および長時間を要する難作業等)を伴う引上げにかかる費用

■ロードサービス

30分程度で対応可能な応急対応に要する費用

おもな作業

- バッテリーの点検
- ジャンピング (バッテリー上がり時のケーブル接続によるエンジンスタート作業)
- スペアタイヤ交換^{*1 *2}
- タイヤ廻り点検^{*1 *2}
- キー閉込みの開錠^{*3 *4}
(注：開錠作業にあたり、免許証等の身分証明書を確認させていただく場合があります)
- 各種オイル漏れ点検、補充作業^{*5}
- 各種バルブ・ヒューズ取替作業^{*5}
- 冷却水補充作業
- ボルト締付け
- パーキングブレーキ固着解除
- ガス欠時のガソリン補充作業^{*5}

※1 降雪時のチェーン脱着は対象外

※2 交換用のスペアタイヤがない場合または使用不能な場合は車両搬送にて対応。車両搬送先でのタイヤ交換に要する費用は有料

※3 特殊シリンダー開錠、トランクからの開錠、イモビライザー・盗難防止装置付車両の開錠等の特殊作業は有料

※4 鍵の作製費用は有料。また、現場にて開錠できるにもかかわらず、お客さま都合で鍵を作製可能な場所まで車両搬送する費用は有料

※5 部品代・オイル代・ガソリン代等の実費は有料



以下の費用は、サービス利用者のご負担となります。

- 30分を超過した場合の超過時間に応じた作業にかかる費用
- 部品代・オイル代・ガソリン代等の実費

サービスをご利用いただく際の注意事項

- 事故受付センターにご連絡いただいた際、レッカーサービス・ロードサービスは、サービス専門部署であるJA共済サポートセンターにおいてサービス内容・費用のご説明や対応業者*の手配を行っております。また、サービスご利用可否確認のため、ご契約内容をサービス専門部署におつなぎさせていただきます。
※対応業者については、トラブル現場最寄りに対応可能なJA共済指定工場またはJA共済サポートセンター提携業者となります。
- 交通事情、気象状況等により、対応業者の到着に時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- JA共済のシステムメンテナンス等の都合により、お客さまのご契約内容が確認できない場合でもサービスのご利用は可能です。
ただし、サービスをご利用いただいた後に、「サービスのご利用条件」**P64** を満たしていないことが判明した場合は、発生した費用はすべてお客さまのご負担となります。
- サービスをご利用いただいた後に、「サービスのご利用条件」**P64** を満たしていないことや、「サービスの対象外となる場合」**P67** に該当することが判明した場合は、発生した費用はすべてお客さまのご負担となります。
- サービスをご利用いただいた場合でも、割増・割引等級制度における事故の件数には含まれませんので、継続・更新後契約の自動車共済の等級や掛金に影響することはありません。
- レッカーサービス・ロードサービスが「サービスのご提供範囲」**P64** の範囲外となった場合については、対応業者が個別に定める料金体系により、お客さまに費用をご負担いただきます。
- 車両条項のご請求があった際は、けん引料金などを共済金(車両条項：車両運搬費用)でお支払いさせていただく場合があります。

サービスの対象外となる場合

1. 事前にJAまたはJA共済事故受付センターに要請されず、お客さまがご自身で手配された場合（JAまたはJA共済サポートセンターが対応業者の手配を行っていない場合）
2. 被共済自動車を常時保管している自宅駐車場^{*1}およびこれに類する場所^{*2}で事故または故障が発生した場合
3. 既にお客さまが指定した修理工場等へ搬送がなされた後の、二次的搬送となる場合
4. 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
5. 事故または故障の原因が以下のいずれかに該当する場合
 - ① 次の者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等^{*3}の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
 - ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の借主（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - ウ. ア. およびイ. の者の法定代理人
 - エ. ア. およびイ. の者の業務に従事中の使用人
 - オ. ア. およびイ. の者の同居の親族
 - ② 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ③ 被共済自動車が競技、曲技^{*4}もしくは試験のために使用されている間または被共済自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます）に生じた損害
 - ④ 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みおよび積下し中を含みます。以下同じ）に生じた損害。ただし、フェリーボートにより輸送されている間に生じた損害^{*5}を除きます。
 - ⑤ 被共済自動車が道路運送車両法^{*6}に規定する規格以外に著しい改造^{*7}がされている間に生じた損害。ただし、その損害が、その改造によって生じた場合に限りま。
 - ⑥ 共済契約者または被共済者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは官庁の検査を受けることを怠っている間に生じた損害。ただし、その損害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限りま。

- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ⑩ ⑨以外の放射線放射または放射能汚染の損害
- ⑪ ⑦から⑩までの原因に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

※1 記名被共済者の居住住所をいいます。

※2 記名被共済者の居住地以外で被共済自動車を保管するために、所有もしくは賃貸している駐車場等の保管場所をいいます。

※3 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。

※4 競技または曲技のための練習を含みます。

※5 共同海損分担金を分担したことによって生じた損害を含みます。

※6 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。

※7 その改造であれば道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、その改造が自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

夜間休日現場急行サービス



JAの営業時間外にJA共済事故受付センター(フリーダイヤル)へご連絡いただいた事故について、対応員が事故現場に急行し、事故状況の聞き取りなどを行います。

【受付時間】 平日：17時～23時、土日・祝日：8時～23時

- ※事故現場からお電話いただき、お客さまが現場急行をご希望された事故が対象となります。
- ※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できることが条件となります。ただし、高速道路上など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- ※JA共済より業務委託を受けた民間警備保障会社の対応員が急行します。
- ※交通事情、気象状況等により、対応員の到着に時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。

夜間休日初期対応サービス



JAの営業時間外にJA共済事故受付センター(フリーダイヤル)へご連絡いただいた事故について、初期対応専任のスタッフがお客さまからの相談対応や相手方への迅速な対応(事故受付の連絡・修理工場への連絡・代車の手配等)を行います。

【受付時間】 平日：17時～21時(対応は22時まで)、土日・祝日：9時～21時(対応は22時まで)

- ※対人賠償事故(人身傷害事故含む)、対物賠償事故、車両諸費用保障特約のついた車両単独事故が対象となります。
- ※ご契約内容が確認できない場合、既にご加入先のJAの損害調査サービス担当者が対応中である場合等、本サービスを実施できない場合があります。

休日契約者面談サービス



JAの営業時間外にJA共済事故受付センター(フリーダイヤル)へご連絡いただいた事故について、休日面談専任のスタッフがお客さまを訪問し、事故に関するご質問・ご相談に親身におこたえします。

【受付時間】 金曜・祝前日：17時～0時、土曜：終日、日曜・祝日：0時～17時

- ※対人賠償事故で、事故の相手方が入院または死亡された場合が対象となります。
- ※JA共済より業務委託を受けた休日面談専任のスタッフが対応します。

約款用語のご説明

用語	解説
被共済者	<p>共済事故発生の際に、共済の保障を受ける者または共済の対象となる者をいいます。具体的な被共済者の範囲は、担保種目ごとに定めてあります。</p>
配偶者 <small>(普通約款第1章 対人賠償責任条項第1条等)</small>	<p>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。</p>
判決による遅延損害金 <small>(普通約款第1章 対人賠償責任条項第8条、普通約款第2章 対物賠償責任条項第8条)</small>	<p>判決により、被共済者に損害賠償責任があると認められた場合には、損害賠償責任額のほかに、判決主文に定められた日から支払いの日までの期間につき、利息に相当する遅延損害金の支払いが命じられます。</p>
仮処分命令に基づく仮払金 <small>(普通約款第1章 対人賠償責任条項第16条、普通約款第2章 対物賠償責任条項第15条)</small>	<p>被害者は、損害賠償責任の額が確定する以前に、治療費や生活費についてとりあえず支払いを求めて、裁判所に仮処分の申請を行うことがあります。 この場合、裁判所はその申請を認めて、仮処分命令により被共済者に対して仮払金としてこれらの費用を被害者に支払うことを命ずることがあります。</p>
仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金 <small>(普通約款第1章 対人賠償責任条項第16条、普通約款第2章 対物賠償責任条項第15条)</small>	<p>被害者が、損害賠償請求権を保全するために、裁判所に申し立てて、被共済者の財産(動産または不動産)を仮差押えすることがあります。仮差押えを受けた場合には、財産が凍結されてしまうので、仮差押えを解放するために解放金として一定金額を供託しなければなりません。 また、被共済者が下級審で敗訴となり、上級裁判所へ訴える場合には、上級審の判決が出るまで強制執行を受けないように一定金額を供託しなければなりません。</p>
被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧する <small>(普通約款第3章 車両条項第1条)</small>	<p>現在一般に行われている修理方法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧することをいいます。 なお、部分品(バンパー等)の損傷等で補修が可能な場合には、原則として補修していただきます。(樹脂バンパーは軽度の損傷であれば補修が可能です)</p>

用語	解説
<p>付属品 (普通約款第3章 車両条項第1条、第3条)</p>	<p>1. 通常自動車の付属品となるもの（共済契約申込書ならびに共済証書に明記されなくても車両条項の対象となります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車に定着されているもの カーラジオ、カーステレオ、カーコンポ（テープ、コンパクトディスク等取りはずしが自由にできるものは除きます）、車内定着式テレビ、エアコン、ブラインド、無線電話設備（自動車電話を除きます）、エアバッグ、カーナビゲーション等 ② 自動車に装備されているもの 標準工具、スペアタイヤ（1本）、タイヤチェーン等 ③ 法令等により、自動車に定着または装備されているもの 消火器、非常信号用具、座席ベルト、チャイルドシート等 ④ オイル類等 潤滑油、作動油、緩衝油、バッテリーの電解液、不凍液等 <p>2. 共済契約申込書に明記すれば付属品となるもの 自動車電話、定着式の音声広報装置（マイクロホン、アンプ、スピーカーをいいます）</p> <p>3. 付属品とならないもの （自動車に定着または装備されたものであっても車両条項の対象とはなりません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 燃料、プロパンガス（LPG）、ボディーカバー、洗車用品等 ② 通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、膝掛、装飾灯火、標準装備以外のモール類等 ③ 法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフエンダー（標準装備のものおよび運輸支局の許可を得たものを除きます）、フォグランプ（光度が1万カンデラを超えるもの）、ミュージックホーン等
<p>競技、曲技もしくは試験のために使用されている間 (普通約款第3章 車両条項第5条等)</p>	<p>競技とは、サーキットレースやロードレース（ラリー）等をいい、そのための練習も含まれます。 試験とは、メーカー等が行う自動車の性能テストや競技出場資格認定のための試験をいいます。</p>

用語	解説
<p>法令に定められた運転資格を持たない場合 (普通約款第3章 車両条項第5条等)</p>	<p>例えば次の方が自動車を運転されている状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない方 2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている方 3. 運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 <p>(免許証記載事項変更届け出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯の方は、運転免許を持たない場合には該当しません)</p>
<p>被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます) (自損事故特則第1条、搭乗者傷害特約第4条等)</p>	<p>「正規の乗車装置」とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。</p> <p>「その装置のある室内」とは、正規の乗車装置のある車室内のことをいいます。</p> <p>「隔壁等により通行できないようにしきられている場所」とは、正規の乗車装置のある室内と隔壁等により行き来できない構造となっている荷台等をいいます。具体的には、正規の乗車装置のある車室内であっても、ワンボックスの貨物車で後ろの荷台スペースと運転席、助手席との間に保護棒や隔壁で仕切りがあり、車内では運転室と荷台との間を行き来できないような構造の場合は、当該荷台スペースに搭乗中の者は被共済者とはなりません。</p>
<p>搭乗中 (自損事故特則第1条、第4条、人身傷害保障特約第1条、第4条、搭乗者傷害特約第4条等)</p>	<p>自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます)へ乗るために、手足または腰等をその直結する用具(ドア、床、または座席等)にかけた時から、降りるために手足等を上記用具から離れた時までの間をいいます。</p>
<p>急激かつ偶然な外来の事故 (自損事故特則第3条、人身傷害保障特約第3条、搭乗者傷害特約第3条)</p>	<p>被共済者の身体からみて外部からの作用による突発的で予知できない事故のことをいいます。</p>

用語	解説
<p>被共済自動車の保有者、被共済自動車の運転者 <small>(自損事故特則第4条、人身傷害保障特約第4条)</small></p>	<p>1. 被共済自動車の保有者 ご契約のお車の所有者、その他ご契約のお車を使用する権利を有する者で、自己のためにご契約のお車を運行の用に供する者をいいます。</p> <p>2. 被共済自動車の運転者 他人のためにご契約のお車の運転または運転の補助に従事する者をいい、雇用運転者、車掌等がこれにあたります。</p>
<p>極めて異常かつ危険な方法で搭乗中 <small>(自損事故特則第4条、人身傷害保障特約第4条、搭乗者傷害特約第4条等)</small></p>	<p>いわゆる「箱乗り」のように客観的にその態様が「極めて異常かつ危険」なものについては、保障の対象とはなりません。</p>
<p>正当な権利を有する者の承諾 <small>(自損事故特則第6条、人身傷害保障特約第6条、搭乗者傷害特約第6条等)</small></p>	<p>原則として、記名被共済者からの直接的な承諾をいいます。</p>
<p>医学的他覚所見のないもの <small>(自損事故特則第7条、人身傷害保障特約第8条等)</small></p>	<p>被共済者が症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
<p>賠償義務者以外の第三者 <small>(無共済車傷害特則第7条、第10条、人身傷害保障特約第7条、第12条)</small></p>	<p>相手自動車によって、被共済者の生命または身体を害し、それによって法律上の損害賠償責任を負った者以外の第三者をいいます。例えば、事故原因として道路の欠陥もあったと認められる場合の道路の管理者がこれにあたります。</p>

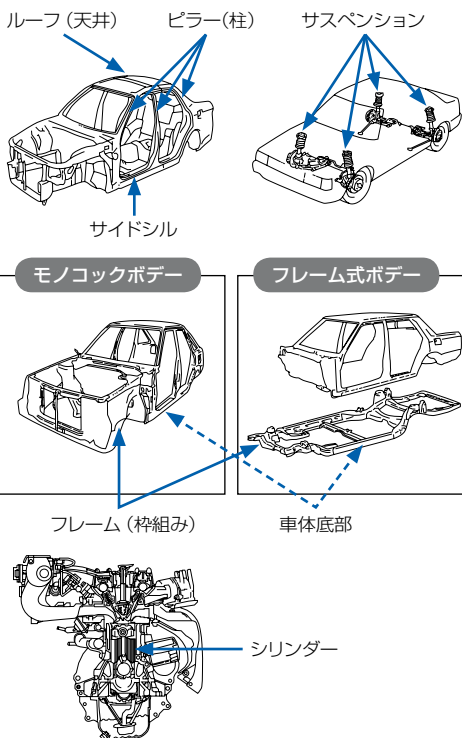
用語

解説

地震等車両全損時給付特約における「全損」とは、ご契約のお車の状態が次のいずれかに該当する場合があります。

1. ルーフの著しい損傷、3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷および前面・後面・左右いずれかのドアガラスの損傷のすべてが生じた場合
2. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷、サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷および座席の著しい損傷のすべてが生じた場合
3. 前の左右双方のサスペンションまたは後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続されたフレームまたは車体底部のいずれかに著しい損傷が生じ、走行が困難な場合
4. 原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機を始動させることができない場合または、電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置を始動させることができない場合
5. 流失または埋没したことが明らかな場合
6. 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
7. 全焼した場合
8. 1～7.のほか、ご契約のお車の損傷を技術的に修理することができない場合で廃車を行ったとき

〈イメージ図〉



全損

(地震等車両全損時給付特約第1条)

約 款

約款は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

約款をお読みの際には、次の点にご注意ください。

- 約款には、この共済契約に付加、適用可能な全ての項目について規定しておりますので、ご契約内容によっては適用されない内容も含まれております。
- 約款中の「用語の説明」において、この約款で規定されている内容のうち主要な用語について説明しています。約款をお読みの際には、この「用語の説明」もあわせてご確認ください。
- 約款において「組合の定める手続」、「組合の定める取扱い」等と記載されている内容の詳細につきましては、組合窓口に設置している「共済約款の別定事項」に掲載しております。

ご不明な点等につきましては、
ご加入先のJAまでお問い合わせください。

一般用自動車共済約款

目次

〔普通約款〕

第1章 对人賠償責任条項	77
第2章 对物賠償責任条項	85
第3章 車両条項	93
第4章 基本条項	101
第5章 全国共済農業協同組合連合会の共済責任	119

〔特 則〕

車両入替時入替自動車自動保障特則	121
自損事故特則	124
無共済車傷害特則	132
他車運転特則	141
継続契約の取扱いに関する特則	145

〔特 約〕

運転者年齢21歳以上限定保障特約（一般用）	149
運転者年齢26歳以上限定保障特約（一般用）	150
運転者年齢30歳以上限定保障特約（一般用）	151
運転者家族限定特約	152
車両損害限定特約	153
車両間衝突免責金額ゼロ特約	155
対物超過修理費用保障特約	156
人身傷害保障特約	159
車両諸費用保障特約	186
地震等車両全損時給付特約	195
搭乗者傷害特約	201
傷害別治療共済金倍額払特約	209
家族原動機付自転車賠償損害特約	209
等級据置特約	213
初回共済掛金口座振替特約	214
共済掛金月払特約（個人扱）	216
自動継続特約	218

〔別 表〕

別表1 請求書類	223
別表2 後遺障害等級表	226
別表3 重度後遺障害等級表	236
別表4 車両入替可能用途車種一覧表	237

一般用自動車共済約款

〔普通約款〕

第1章 対人賠償責任条項

1 用語の説明

第1条〔用語の説明〕

この対人賠償責任条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人(注)、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 (注) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
自賠責共済契約等	自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約をいいます。
自賠責共済契約等によって支払われる金額	被共済自動車(農耕作業用小型特殊自動車以外の自動車である場合)において、自賠責共済契約等の契約が締結されていないときは、自賠責共済契約等によって支払われる額に相当する金額をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この条項の適用条件】

この条項は、共済証書にこの条項により保障される旨記載されている場合に適用されます。

2 共済金を支払う場合

第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および第4章基本条項に従い、共済金を支払います。
- (2) 組合は、1回の事故による(1)の損害の額が自賠償共済契約等によって支払われる金額を超える場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第4条【この条項の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

この対人賠償責任条項において被共済者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被共済者
- ② 被共済自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被共済者の配偶者
 - イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子(注1)
- ③ 記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被共済者の使用者(注2)。ただし、記名被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(注1) 婚姻歴のある者は含みません。

(注2) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被共済者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。④において同様とします。

第5条【個別適用】

- (1) この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、次条(1)①を除きます。
- (2) (1)によって、第8条【対人賠償共済金の支払】(1)に規定する組合の支払うべき共済金の限度額および第10条【臨時費用の支払】に規定する共済金の額が増額されるものではありません。

3 共済金を支払わない場合

第6条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 記名被共済者以外の被共済者の故意

- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ③から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
- （注1）共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。⑤において同様とします。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- （3）組合は、事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 記名被共済者
 - ② 被共済自動車を運転中の者
 - ③ ②の同居の次の者
 - ア. 父母
 - イ. 配偶者
 - ウ. 子
 - ④ 被共済者の同居の次の者
 - ア. 父母
 - イ. 配偶者
 - ウ. 子

4 共済金の支払

第7条 [組合が支払う共済金の種類]

組合が支払う共済金の種類は、次の表のとおりとします。

共済金の区分	共済金の種類	共済金の額が共済金額を超える場合の取扱い
対人賠償として支払う共済金	ア. 次条（1）に規定する共済金	共済金額を限度とします。
	イ. 次条（3）に規定する共済金	表中イ. から工. までの共済金については、表中の共済金の額の合計額が共済金額を超える場合であっても支払います。
その他の費用として支払う共済金	ウ. 第9条 [費用の支払] に規定する共済金 工. 第10条 [臨時費用の支払] に規定する共済金	

第8条【対人賠償共済金の支払】

- (1) 組合は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額の共済金を支払います。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済金額を限度とします。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{(2)の費用の額}} - \boxed{\text{自賠償共済契約等によって支払われる金額}}$$

- (2) (1)の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の表の費用（注）をいいます。

- ① 被共済者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合

費用の区分	費用の内容
損害防止費用	第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じたことによって要した費用
求償権保全行使費用	第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- ② 共済契約者または被共済者が次の表の費用を支出した後に、被共済者に事故による法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合

費用の区分	費用の内容
緊急措置費用	事故が発生した場合において、共済契約者または被共済者が、損害の発生もしくは拡大の防止のために必要もしくは有益と認められる手段を講じたことによって要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ組合の書面による同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。（2）において同様とします。

- (3) 組合は、(1)に規定する共済金のほか、第12条〔組合による解決〕(1)の訴訟または被共済者が組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金の額を共済金として支払います。

第9条【費用の支払】

組合は、被共済者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合または共済契約者もしくは被共済者が次の表の費用（注）を支出した後に、被共済者に事故による法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合には、前条に規定する共済金のほか、共済契約者または被共済者が支出した次の表の費用についても損害の一部とみなして共済金を支払います。

費用の区分	費用の内容
示談交渉費用	事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が組合の同意を得て支出した費用
示談協力費用	第12条〔組合による解決〕(2)により被共済者が組合に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。この条において同様とします。

第10条〔臨時費用の支払〕

組合は、被共済者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が、事故の直接の結果として次の表の支払事由に該当するときは、第8条〔対人賠償共済金の支払〕に規定する共済金のほか、被共済者が臨時に必要な費用を損害の一部とみなして、1回の事故に対して、生命または身体を害された者1名につき、同表のとおり共済金を支払います。

支払事由	共済金の額
死亡した場合	15万円

5 組合による協力または援助および解決

第11条〔組合による協力または援助〕

組合は、被共済者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第12条〔組合による解決〕

- (1) 組合は、被共済者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合または組合が損害賠償請求権者から次条の規定による損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。
(注) 弁護士の選任を含みます。
- (2) (1)の場合には、被共済者は組合の求めに応じ、その遂行について組合に協力しなければなりません。
- (3) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、共済金額および自賠償共済契約等により支払

われる額の合計額を明らかに超える場合

- ② 損害賠償請求権者が、組合と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 被共済自動車に自賠責共済契約等が締結されていない場合。ただし、被共済自動車が農耕作業用小型特殊自動車である場合は、(1)の規定を適用します。
- ④ 正当な理由がないのに被共済者が(2)の協力を拒んだ場合

6 損害賠償請求権者の直接請求権

第13条 [損害賠償請求権者の直接請求権]

- (1) 事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、損害賠償請求権者は、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、組合に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、組合がこの対人賠償責任条項および第4章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に規定する損害賠償額が共済金額(注)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被共済者またはその法定相続人が破産し、または生死不明であること
 - イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

損害賠償額	=	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責共済契約等によって支払われる金額	-	被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
-------	---	-----------------------------------	---	---------------------	---	--------------------------------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合には、組合は、損害賠償請求権者に対し優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき組合が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において、共済金を被共済者に支払ったものとみなします。

7 先取特権

第14条 [先取特権]

- (1) 損害賠償請求権者は、被共済者の組合に対する共済金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第8条 [対人賠償共済金の支払] (2)、第9条 [費用の支払] および第10条 [臨時費用の支払] にかかる共済金請求権を除きます。(3)において同様とします。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金(注1)を支払います。
- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合(注2)
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)に規定する先取特権を行使したことにより、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合(注3)
- (注1) 第8条(2)、第9条および第10条に規定する共済金を除きます。④において同様とします。
- (注2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した額を限度とします。
- (3) 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④により被共済者が組合に対して共済金を請求することができる場合を除きます。

第15条 [損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整]

前条(2)②または③により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金の額と被共済者が第8条 [対人賠償共済金の支払] (2)の規定により組合に対して請求することができる共済金の額の合計額が共済金額を超える場合には、組合は、損害賠償請求権者に対し優先して共済金を支払います。

8 その他

第16条 [仮払金および供託金の貸付等]

- (1) 第11条 [組合による協力または援助] または第12条 [組合による解決] (1)により組合が被共済者のために援助または解決にあたる場合には、組合は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。

- (注) 同一事故につき既に組合が支払った共済金または第13条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1) により組合が供託金を貸し付ける場合には、被共済者は、組合のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 利息を含みます。(3) および(4)において同様とします。
- (3) (1)の貸付けまたは組合の名による供託が行われている間においては、第8条〔対人賠償共済金の支払〕(1)ただし書および第13条(2)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った共済金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の組合の名による供託金または貸付金(注)が共済金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で判決が確定した場合、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

第2章 対物賠償責任条項

1 用語の説明

第1条 [用語の説明]

この対物賠償責任条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、その金額は被共済者の自己負担となります。

第2条 [この条項の適用条件]

この条項は、共済証書にこの条項により保障される旨記載されている場合に適用されます。

2 共済金を支払う場合

第3条 [この条項の保障内容－共済金を支払う場合]

組合は、事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および第4章基本条項に従い、共済金を支払います。

第4条【この条項の保障を受けられる方—被共済者の範囲】

この対物賠償責任条項において被共済者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被共済者
- ② 被共済自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被共済者の配偶者
 - イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子（注1）
- ③ 記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被共済者の使用者（注2）。ただし、記名被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りま

す。

（注1）婚姻歴のある者は含みません。
（注2）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被共済者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。④において同様とします。

第5条【個別適用】

- （1）この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、次条（1）①を除きます。
- （2）（1）によって、第8条【対物賠償共済金の支払】（1）に規定する組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

3 共済金を支払わない場合

第6条【共済金を支払わない場合】

- （1）組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被共済者以外の被共済者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ③から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
- （注1）共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。⑤において同様とします。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- (3) 組合は、事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 記名被共済者
 - ② 被共済自動車を運転中の者
 - ③ ②の同居の次の者
 - ア. 父母
 - イ. 配偶者
 - ウ. 子
 - ④ 被共済者またはその同居の次の者
 - ア. 父母
 - イ. 配偶者
 - ウ. 子

4 共済金の支払

第7条 [組合が支払う共済金の種類]

組合が支払う共済金の種類は、次の表のとおりとします。

共済金の区分	共済金の種類	共済金の額が共済金額を超える場合の取扱い
対物賠償として支払う共済金	ア. 次条(1)に規定する共済金	共済金額を限度とします。
	イ. 次条(3)に規定する共済金	表中イ. およびウ. の共済金については、表中の共済金の額の合計額が共済金額を超える場合であっても支払います。
その他の費用として支払う共済金	ウ. 第9条 [費用の支払] に規定する共済金	

第8条 [対物賠償共済金の支払]

- (1) 組合は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額の共済金を支払います。ただし、共済金額を限度とします。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{(2)の費用の額}} \\
 - \boxed{\text{被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}
 \end{array}$$

(2) (1) の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の表の費用（注）をいいます。

① 被共済者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合

費用の区分	費用の内容
損害防止費用	第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じたことによつて要した費用
求償権保全行使費用	第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

② 共済契約者または被共済者が次の表の費用を支出した後に、被共済者に事故による法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合

費用の区分	費用の内容
緊急措置費用	事故が発生した場合において、共済契約者または被共済者が、損害の発生もしくは拡大の防止のために必要もしくは有益と認められる手段を講じたことによつて要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ組合の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。(2) において同様とします。

(3) 組合は、(1) に規定する共済金のほか、第11条〔組合による解決〕(1) の訴訟または被共済者が組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金の額を共済金として支払います。

第9条【費用の支払】

組合は、被共済者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合または共済契約者もしくは被共済者が次の表の費用（注）を支出した後に、被共済者に事故による法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合には、前条に規定する共済金のほか、共済契約者または被共済者が支出した同表の費用についても損害の一部とみなして共済金を支払います。

費用の区分	費用の内容
示談交渉費用	事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が組合の同意を得て支出した費用
示談協力費用	第11条〔組合による解決〕(2) により被共済者が組合に協力するために要した費用

費用の区分	費用の内容
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。この条において同様とします。

5 組合による協力または援助および解決

第10条 [組合による協力または援助]

組合は、被共済者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第11条 [組合による解決]

(1) 組合は、被共済者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合または組合が損害賠償請求権者から次条の規定による損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

(注) 弁護士の選任を含みます。

- (2) (1) の場合には、被共済者は組合の求めに応じ、その遂行について組合に協力しなければなりません。
- (3) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、(1) の規定を適用しません。
- ① 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がないのに被共済者が(2)の協力を拒んだ場合

6 損害賠償請求権者の直接請求権

第12条 [損害賠償請求権者の直接請求権]

- (1) 事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、損害賠償請求権者は、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、組合に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、組合がこの対物賠償責任条項および第4章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。
- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成

立した場合

- ② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被共済者またはその法定相続人が破産し、または生死不明であること
 - イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (注) 同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

損害賠償額	＝	被共済者が 損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被共済者が 損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	共済証書に 免責金額の記載がある場合は、その免責金額
-------	---	---------------------------------------	---	------------------------------------	---	-------------------------------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合には、組合は、損害賠償請求権者に対し優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が共済金額を超えることが明らかになった場合には、損害賠償請求権者は、(1)による請求権を行使することはできず、また組合は(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)④に規定する事由があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
 - ③ 組合に対する損害賠償額の請求について、被共済者とすべての損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (6) 組合は、(5)②または③に該当する場合には、(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき組合がこの対物賠償責任条項および第4章基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(注)を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (7) (2)または(6)に基づき組合が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において、共済金を被共済者に支払ったものとみなします。

7 先取特権

第13条 [先取特権]

- (1) 損害賠償請求権者は、被共済者の組合に対する共済金請求権

- (注)について先取特権を有します。
- (注) 第8条〔対物賠償共済金の支払〕(2)および第9条〔費用の支払〕にかかる共済金請求権を除きます。(3)において同様とします。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金(注1)を支払います。
- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合(注2)
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)に規定する先取特権を行使したことにより、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合(注3)
- (注1) 第8条(2)および第9条に規定する共済金を除きます。④において同様とします。
- (注2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した額を限度とします。
- (3) 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④により被共済者が組合に対して共済金を請求することができる場合を除きます。

第14条〔損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整〕

前条(2)②または③により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金の額と被共済者が第8条〔対物賠償共済金の支払〕(2)の規定により組合に対して請求することができる共済金の額の合計額が共済金額を超える場合には、組合は、損害賠償請求権者に対し優先して共済金を支払います。

8 その他

第15条〔仮払金および供託金の貸付等〕

- (1) 第10条〔組合による協力または援助〕または第11条〔組合による解決〕(1)により組合が被共済者のために援助または解決にあたる場合には、組合は、1回の事故につき、共済金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。
- (注) 同一事故につき既に組合が支払った共済金または第12条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により組合が供託金を貸し付ける場合には、被共済者は、組合のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 利息を含みます。(3)および(4)において同様とします。

- (3) (1) の貸付けまたは組合の名による供託が行われている間においては、第8条〔対物賠償共済金の支払〕(1) ただし書、第12条(2) ただし書および同条(6) ただし書の規定は、その貸付けまたは供託金を既に支払った共済金とみなして適用します。
- (4) (1) の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1) の組合の名による供託金または貸付け金(注) が共済金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で判決が確定した場合、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した場合は、(1) の仮払金に関する貸付け金が共済金として支払われたものとみなします。

第3章 車両条項

1 用語の説明

第1条 [用語の説明]

この車両条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済価額	組合と共済契約者または被共済者が被共済自動車の価額として共済契約の締結の時に協定した価額（注）をいいます。 （注）共済年度ごとに定めた被共済自動車の時価額とします。
共済金額	共済価額と同一の額とし、共済証書記載の共済金額をいいます。ただし、その共済価額が組合の定める額を超える場合は、共済金額はその定める額とします。
時価額	被共済自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注1）年月を同一とする自動車の市場販売価格（注2）をいいます。 （注1）自動車検査証記載の初度登録をいい、軽四輪自動車、軽三輪自動車および小型二輪自動車にあっては、初度検査とし、軽二輪自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車にあっては、初度届出とします。 （注2）組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。
自動車	原動機付自転車を含まず。
修理費	損害が生じた時および場所において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。 （注）被共済自動車の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	次のいずれかの場合をいいます。 ア. 被共済自動車が滅失した場合 イ. 修理費の額が共済価額以上となる場合

用語	説明
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
付属品	被共済自動車に定着または装備（注）されている物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物は含みません。 ア. 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 （注）次のいずれかの状態をいいます。 （ア）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態 （イ）法令に従い被共済自動車に備えつけられている状態
分損	修理費の額が共済価額未満となる場合をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、その金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この条項の適用条件】

この条項は、共済証書にこの条項により保障される旨記載されている場合に適用されます。

2 共済金を支払う場合

第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって、被共済自動車について生じた損害に対して、この車両条項および第4章基本条項に従い、被共済者に共済金を支払います。ただし、被共済自動車が二輪自動車および原動機付自転車の場合は、盗難によって生じた損害を除きます。
- (2) 被共済自動車には、付属品を含みます。
- (3) 次の物は被共済自動車には含みません。ただし、共済契約申込書にこれらを被共済自動車に含める旨が記載されている場合は、被共済自動車に含むものとします。
 - ① 自動車電話、定着式の音声広報装置（注1）
 - ② X線装置、映写機、撮影機、拡声装置、照明装置その他特殊

自動車に定着する機械器具

- ③ 被共済自動車にけん引される作業機（注2）
（注1）マイクロホン、アンプおよびスピーカーをいいます。
（注2）けん引されるための構造または装置を有するものに限りま
す。

第4条【この条項の保障を受けられる方—被共済者の範囲】

この車両条項において被共済者は、被共済自動車の所有者とし
ます。

3 共済金を支払わない場合

第5条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対
しては、共済金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意
- ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注
1）
- イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主ま
たは1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の
借主（注2）
- ウ. ア. またはイ. に規定する者の法定代理人
- エ. ア. またはイ. に規定する者の業務に従事中の使用人（注
3）
- オ. ア. またはイ. に規定する者の同居の親族（注4）。ただ
し、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得
させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そ
の他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質によって汚染された
物（注7）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの
特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故または
これらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の
行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場
合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- (注1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が法
人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行
するその他の機関をいいます。
- (注2) 買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役ま
たは法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使
用人に準ずる地位にある者を含みます。(4)において同様
とします。
- (注4) 親族のうち配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含みます。(4)において同
様とします。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一
部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事

態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。④において同様とします。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済自動車が競技、曲技（注1）もしくは試験のために使用されている間または被共済自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間（注2）に生じた損害

② 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注3）に生じた損害。ただし、フェリーボートにより輸送されている間に生じた損害（注4）を除きます。

③ 被共済自動車が道路運送車両法（注5）に規定する規格以外に著しい改造（注6）がされている間に生じた損害。ただし、その損害が、その改造によって生じた場合に限ります。

④ 共済契約者または被共済者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた損害。ただし、その損害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限ります。

(注1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(注3) 積み込みおよび積下し中を含みます。②において同様とします。

(注4) 共同海損分担金を分担したことによって生じた損害を含みます。

(注5) 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。

(注6) 道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

(3) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗

② 故障損害（注1）

③ 被共済自動車から取りはずされて自動車上にない部分品、付属品もしくは機械器具または被共済自動車にけん引されていない作業機に生じた損害

④ 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤ タイヤ（注2）に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

(注1) 偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注2) チューブを含みます。

(4) 組合は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等（注1）の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び

運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注2）

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注3）

③ ①または②に規定する者の法定代理人

④ ①または②に規定する者の業務に従事中の使用人

⑤ ①または②に規定する者の同居の親族

（注1）精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。

（注2）共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

4 共済金の支払

第6条 [組合が支払う共済金の種類]

組合が支払う共済金の種類は、次の表のとおりとします。

共済金の区分	共済金の種類	共済金の額が共済金額を超える場合の取扱い
車両損害として支払う共済金	ア. 次条に規定する共済金	共済金額を限度とします。
その他の費用として支払う共済金	イ. 第9条 [車両運搬費用または車両仮修理費用の支払] に規定する共済金 ウ. 第10条 [臨時費用の支払] に規定する共済金	表中イ. およびウ. の共済金については、表中の共済金の額の合計額が共済金額を超える場合であっても支払います。

第7条 [車両損害共済金の支払]

(1) 組合は、1回の事故につき、次の表の額の共済金を支払いません。

損害の区分	共済金の額			
全損	次条（1）の損害の額			
分損	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">次条（1）の損害の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 40%;">共済証書記載の免責金額</td> </tr> </table> <p>（共済金額を限度とします。）</p>	次条（1）の損害の額	-	共済証書記載の免責金額
次条（1）の損害の額	-	共済証書記載の免責金額		

(2) 損害が生じた場合に、次の①または②の額のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（注2）を超えるときは共済金の額は次の額とします。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{次の①または②の額}} - \boxed{\text{回収金の額}}$$

- ① 全損の場合は、共済価額および第9条〔車両運搬費用または車両仮修理費用の支払〕に規定する共済金の額の合計額
- ② 分損の場合は、損害の額および第9条に規定する共済金の額の合計額
- (注1) 第三者が負担すべき金額で被共済者のために既に回収されたものをいいます。(2)において同様とします。
- (注2) ①または②の額から(1)に規定する共済金の額および第9条に規定する共済金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第8条〔車両損害の額の決定〕

(1) 前条(1)の損害の額は、次の表のとおりとします。

損害の区分	損害の額
全損	共済金額の全額
分損	$\boxed{\text{修理費の額}} + \boxed{\text{(2)の費用の額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その残存物の価額}}$

(2) (1)の費用とは、共済契約者および被共済者が支出した次の表の費用(注)をいいます。

費用の区分	費用の内容
損害防止費用	第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
求償権保全行使費用	第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
盗難車引取費用	盗難にあった被共済自動車が発見された場合の被共済自動車を引き取るために必要であった費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第9条〔車両運搬費用または車両仮修理費用の支払〕

組合は、第7条〔車両損害共済金の支払〕に規定する共済金のほか、次の表のいずれかの費用に対して共済金を支払います。

費用の区分	共済金の額
車両運搬費用	第7条に規定する共済金を支払うべき損害が生じた場合であって、被共済自動車が自力で移動できないときに、被共済自動車を損害発生の場所から最寄りの修理の場所または組合の指定する場所まで運搬するために必要であった費用

費用の区分	共済金の額
車両仮修理費用	第7条に規定する共済金を支払うべき損害が生じた場合であって、被共済自動車が自力で移動できないときに、被共済自動車を損害発生の場所から最寄りの修理の場所または組合の指定する場所まで自力で移動させるための仮修理に必要であった費用

第10条【臨時費用の支払】

組合は、第7条【車両損害共済金の支払】に規定する共済金を支払うべき損害が全損である場合には、第7条に規定する共済金のほか、被共済者に対して次の額の共済金を支払います。

$$\text{共済金の額 (20万円を限度とします。)} = \text{共済金額} \times 10\%$$

第11条【現物による支払】

組合は、被共済者の承諾を得た場合には、被共済自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払にかえることができます。

5 その他

第12条【被害物についての権利の取得】

- (1) 組合は、共済金を支払った場合であっても、(2) および(3) の場合を除き、被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得しません。
- (2) 組合は、全損として共済金を支払った場合で、その被共済自動車の被害物を取得する旨の意思を表示したときには、その被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、共済金額が共済価額に満たない場合は、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

組合が被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合

=

共済金額

共済価額

- (3) 被共済自動車の一部が盗難にあった場合に、組合がその損害に対して共済金を支払ったときには、組合は、次の算式によって算出される割合により盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

組合が盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合

=

共済金の額

損害の額

- (4) 共済契約者および被共済者は、組合が要求した場合には、
（2）または（3）により組合が取得した所有権その他の物権の
保全および行使のために必要な証拠および書類の提供等をしてく
ださい。
- (5) (4) の場合に要した費用（注）は、組合が負担します。
（注）収入の喪失を含みません。

第13条【盗難自動車の返還】

組合が被共済自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日以後2か月以内にその被共済自動車が発見された場合には、被共済者は、既に受け取った共済金を組合に払いもどしたうえ、その返還を受けることができます。この場合には、被共済者は、盗難後発見されるまでの間に被共済自動車に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

第4章 基本条項

1 用語の説明

第1条 [用語の説明]

この基本条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
危険増加	告知事項についての危険（注）が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。 （注）共済金の支払事由の発生の可能性をいいます。この条において同様とします。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項
告知事項	危険に関する重要な事項のうち共済契約申込書で質問した事項（注）をいいます。 （注）他の共済契約等に関する事実を含みます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

用語	説明
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

2 共済責任の始期および終期と共済責任のおよぶ範囲

第2条【共済責任の始期および終期】

- (1) 組合の共済責任は、共済期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注）共済証書に共済期間の初日の午後4時と異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) 共済期間が始まった後であっても、組合は、共済掛金の払込み前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。
- (3) 組合が共済契約の申込みを承諾した場合は、その申込みがなされた日を契約日とします。

第3条【共済証書】

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合は、遅滞なく、共済契約者に対し、次の事項を記載した共済証書を交付します。
- ① 組合名
 - ② 共済契約者の氏名または名称
 - ③ 被共済者の氏名または名称
 - ④ 共済契約の共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - ⑤ 共済期間
 - ⑥ 共済金額
 - ⑦ 被共済自動車
 - ⑧ 共済価額
 - ⑨ 共済掛金およびその払込方法
 - ⑩ 危険増加に関する通知義務
 - ⑪ 契約日
 - ⑫ 共済証書の作成日
- (2) (1) の共済証書には、組合が記名押印します。

第4条【共済責任のおよぶ範囲】

組合は、共済期間内に日本国内（注）において生じた事故による損害に対してのみ共済金を支払います。
（注）日本国外における日本船舶内を含みます。

3 告知義務

第5条【告知義務】

共済契約者または記名被共済者（注1）は、共済契約の締結（注2）の際、告知事項について、共済契約申込書により、事実を告知しなければなりません。

(注1) 第3章車両条項においては被共済者とします。

(注2) 第12条〔被共済自動車の入替〕に規定する入替および第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕(3)に規定する物を被共済自動車に含める場合を含みます。

第6条〔告知義務違反による解除〕

- (1) 組合は、共済契約者または記名被共済者(注)が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合は、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
(注) 第3章車両条項においては被共済者とします。
- (2) 組合は、(1)の解除が事故による損害の発生した後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときには、組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した事故による損害については、組合は、共済金を支払います。
- (4) (1)による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第7条〔告知義務違反による解除ができない場合〕

組合は、次のいずれかに該当する場合には、前条による共済契約の解除をすることができません。

- ① 組合(注1)が、共済契約の締結(注2)の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア. 組合が、事実を告げることを妨げた場合
 - イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - ウ. 組合が、事実でないことを告げるよう勧めた場合

- ② 解除の原因となる事実がなくなった場合

- ③ 共済契約者または記名被共済者(注3)が、組合が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項についての訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。

なお、訂正の申出を受けた場合において、共済契約の締結の際、共済契約者または記名被共済者がその訂正すべき事実を組合に告げても組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、組合は、これを承認するものとします。

- ④ 組合が解除の原因となる事実を知った時以後1か月を経過した場合

- ⑤ 共済契約の契約日以後5年を経過した場合

(注1) 組合のために共済契約の締結の代理を行う者を含みます。

①において同様とします。

(注2) 第12条〔被共済自動車の入替〕に規定する入替および第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕(3)に規定する物を被共済自動車に含める場合を含みます。③において同様とします。

(注3) 第3章車両条項においては被共済者とします。③において同様とします。

4 通知義務

第8条 [通知義務]

- (1) 共済契約の締結後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、組合への通知は必要ありません。
- ① 被共済自動車の用途車種または登録番号（注1）を変更したこと
 - ② 被共済自動車に危険物（注2）を積載したこと、または被共済自動車が、危険物を積載した被けん引自動車をけん引したこと
 - ③ 被共済自動車を改造したこと
 - ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注3）が発生したこと
- （注1）車両番号および標識番号を含みます。
（注2）毒物及び劇物取締法に規定する毒物もしくは劇物または道路運送車両の保安基準に規定する高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物をいいます。②において同様とします。
（注3）告知事項のうち、共済契約の締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1) の通知を受けた組合が求めた場合には、共済契約者または被共済者は、別表1 [請求書類] の必要書類を提出してください。

第9条 [危険増加による解除]

- (1) 前条（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって前条（1）の事実の発生を、遅滞なく、通知しなかったときには、組合は、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、（1）による共済契約の解除をすることができません。
- ① 組合が解除の原因があることを知った時以後1か月を経過した場合
 - ② 危険増加が生じた時以後5年を経過した場合
- (3) (1) の規定にかかわらず、前条（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、組合は、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
- （注）共済掛金を増額することにより共済契約を続けることができる範囲として共済契約の締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (4) (1) または（3）による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (5) 組合は、（1）または（3）の解除が事故による損害の発生した後になされた場合であっても、前条（1）の事実が発生した時から解除された時まで発生した事故による損害については、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときには、組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定にかかわらず、（1）または（3）の解除の原因と

なった事実に基づかずに発生した事故による損害については、組合は、共済金を支払います。

第10条【共済契約者の住所変更】

共済契約者が共済証書記載の住所を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。

5 被共済自動車の譲渡および入替

第11条【被共済自動車の譲渡】

- (1) 被共済自動車が譲渡（注1）された場合であっても、共済契約上の一切の権利義務は譲受人（注2）には承継しません。
（注1）所有権留保条項付売買契約によって売買された被共済自動車の売主への返還および1年以上を期間とする貸借契約によって貸借された被共済自動車の貸主への返還を含みます。この条において同様とします。
（注2）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および1年以上を期間とする貸借契約に基づく貸主を含みます。（2）において同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済契約者が共済契約上の権利および義務を被共済自動車の譲受人に譲渡する旨を組合に通知し、承認の請求を行った場合において、組合がこれを承認したときは、共済契約者は新たに共済契約者となる者に、第3章車両条項の被共済者は譲受人に、記名被共済者は新たに記名被共済者となる者に変更されます。
- (3) (2)の通知をする場合には、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (4) 組合は、被共済自動車が譲渡された場合には、譲渡後の被共済自動車について生じた事故による損害については、共済金を支払いません。ただし、組合が（2）の承認をした場合において、（2）の通知を組合が受け取った後に生じた事故による損害については、この共済約款に従い、共済金を支払います。

第12条【被共済自動車の入替】

- (1) 次のいずれかに該当する場合に、共済契約者が組合に通知し、入替自動車（注1）を被共済自動車に変更する旨の承認の請求を行い、組合がこれを承認したときは、入替自動車について、この共済契約を適用します。
 - ① 被共済自動車が譲渡（注2）、返還または廃車された場合
 - ② 次のいずれかに該当する者が、新たに入替自動車を取得（注3）した場合
 - ア. 被共済自動車の所有者
 - イ. 記名被共済者
 - ウ. 記名被共済者の配偶者（注4）
 - エ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- （注1）被共済自動車と用途車種を同一とする自動車をいいます。（1）において同様とします。
- （注2）所有権留保条項付売買契約によって売買された被共済自動車の売主への返還および1年以上を期間とする貸借契約によって貸借された被共済自動車の貸主への返還を含みます。
- （注3）所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

- (注4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。工. において同様とします。
- (2) (1) の通知をする場合には、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (3) (1) の場合には、別表4〔車両入替可能用途車種一覧表〕に規定する自動車は、同一の用途車種とみなします。
- (4) (1) ②の所有者は次のいずれかに該当する者としてします。
- ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合
買主
 - ② 被共済自動車が貸借契約により貸借されている場合
借主
 - ③ ①および②以外の場合
被共済自動車を所有する者
- (5) (1) の場合において、入替自動車の共済価額を定め、共済金額を変更するときは、第3章車両条項第1条〔用語の説明〕による共済価額および共済金額の規定を準用します。
- (6) 組合は、(1) の承認をする前に入替自動車に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。ただし、組合が(1) の承認をした場合において、(1) の通知を組合が受け取った後に生じた事故による損害については、この共済約款に従い、共済金を支払います。

6 管理義務および調査

第13条〔管理義務〕

共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者は、被共済自動車を常に安全に運転できる状態に整備し、かつ、道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠ってはなりません。

第14条〔調査〕

組合は、被共済自動車に関し、必要な調査をし、かつ、共済契約者または被共済者に対し必要な説明または証明を求めることができます。

7 解約

第15条〔解約〕

共済契約者は、いつでも、組合に対する書面による通知をもって、将来に向かって、この共済契約を解約することができます。

8 共済契約の無効・取消し・解除

第16条〔共済金の不法取得目的による無効〕

共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結(注)を行った場合には、共済契約は無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

(注) 第12条〔被共済自動車の入替〕に規定する入替および第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕(3)に規定する物を被共済自動車に含める場合を含みます。

第17条〔詐欺または強迫による取消し〕

- (1) 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結(注)した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (注) 第12条〔被共済自動車の入替〕に規定する入替および第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕(3)に規定する物を被共済自動車に含める場合を含みます。
- (2) (1)による共済契約の取消しは、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第18条〔共済契約の解除〕

- (1) 組合は、第11条〔被共済自動車の譲渡〕(2)または第12条〔被共済自動車の入替〕(1)により承認の請求があった場合で、次のいずれにも該当するときは、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
- ① 第11条(2)または第12条(1)の承認を組合がしなかった場合
- ② 被共済自動車が譲渡(注)、返還または廃車された場合
- (注) 所有権留保条項付売買契約によって売買された被共済自動車の売主への返還および1年以上を期間とする貸借契約によって貸借された被共済自動車の貸主への返還を含みます。
- (2) (1)による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1)の規定に基づく組合の解除権は、被共済自動車の譲渡または入替の承認の請求を受けた日以後1か月以内に行使しなかった場合には消滅します。

第19条〔重大事由による解除〕

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ ①および②のほか、組合の共済契約者または被共済者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- (2) (1)による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 組合は、(1)の解除が損害が発生した後になされた場合であっても、(1)の事由が生じた時から解除された時まで発生した事故による損害については、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときには、組合は、その共済金の返還を請求することができます。

9 共済掛金の精算等

第20条【共済掛金の精算等－告知義務・通知義務等の場合】

- (1) 組合は、第5条〔告知義務〕により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときには、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき算出した共済掛金の過不足額を精算します。
- (2) 組合は、第8条〔通知義務〕(1)の通知を受けた場合において、共済掛金を変更する必要があるときには、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額し、または増額します。この場合には、組合は、その減額または増額によって生じた共済掛金の過不足額を精算します。
- (3) 組合は、共済契約者が(1)または(2)による共済掛金の不足額の払込みを怠った場合には、共済掛金の不足額の払込みがなされるまで、共済金を支払いません。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に生じた事故による損害については適用しません。
- (5) 組合は、第12条〔被共済自動車の入替〕(1)の承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときには、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額し、または増額します。この場合には、組合は、その減額または増額によって生じた共済掛金の過不足額を精算します。
- (6) 組合は、共済契約者が(5)の精算による共済掛金の不足額の払込みを怠った場合には、共済掛金の不足額の払込み前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。
- (7) 組合は、(1)、(2)および(5)のほか、共済契約の締結後、共済契約者が書面により共済契約の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときには、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額し、または増額します。この場合には、組合は、その減額または増額によって生じた共済掛金の過不足額を精算します。
- (8) 共済契約者が(7)の精算による共済掛金の不足額の払込みを怠った場合には、組合は、共済掛金の不足額の払込み前に生じた事故による損害に対しては、共済契約の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済約款に従い、共済金を支払います。

第21条【共済掛金の払いもどし－解約・解除の場合】

- (1) 組合は、次の表の払いもどし事由に該当した場合は、共済掛金のうち同表の額を共済契約者に払いもどします。

払いもどし事由	払いもどし金の額
① 第6条〔告知義務違反による解除〕(1)により解除された場合 ② 第9条〔危険増加による解除〕(1)または(3)により解除された場合 ③ 第15条〔解約〕により解約された場合(注1) ④ 第18条〔共済契約の解除〕(1)により解除された場合 ⑤ 第19条〔重大事由による解除〕(1)により解除された場合	共済掛金のうちまだ到来していない共済期間にかかる部分について組合の定める取扱いに基づき算出した額
⑥ 共済期間の途中で更改により解約された場合(注2) ⑦ 共済期間の途中で被共済自動車の変更により解約された場合(注3)	共済掛金のうちまだ到来していない共済期間にかかる部分について日割りにより算出した額(注4)

(注1) ⑥または⑦に該当する場合を除きます。

(注2) 共済契約者が、被共済自動車について新たに共済契約を組合と締結する際に、この共済契約を解約したことをいいます。

(注3) 共済契約者が、被共済自動車以外の自動車について新たに共済契約を組合と締結する際に、この共済契約を解約したことをいいます。

(注4) 共済期間が12か月を超える場合は、組合の定める取扱いに基づき算出した額とします。

(2) (1) 表中③、⑥または⑦の払いもどしを請求する場合には、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。

(3) (1) の払いもどし金は、共済証書またはこれにかわるべき書類と引換えに次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により払いもどします。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

10 事故発生時の義務

第22条〔事故発生時の義務〕

共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知った場合には、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。この場合に、その損害の発生または拡大の防止に要する費用を支出するときは、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置に要する費用を支出するときを除き、組合の書面による同意を得てください。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要をただちに組合に通知すること

- ③ 次の事項を、遅滞なく、書面により組合に通知すること
 - ア. 事故の状況、被害者の氏名または名称および住所
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名または名称および住所
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 被共済自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく、警察官署に届け出ること
 - ⑤ 被共済自動車を修理する場合には、あらかじめ組合の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと
 - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく、組合に通知すること
 - ⑨ 他の共済契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、組合に通知すること
 - ⑩ ①から⑨までのほか、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また組合が行う調査に協力すること
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。⑦および⑧において同様とします。
- （注2）既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第23条【事故発生時の義務違反】

共済契約者または被共済者が、正当な理由がなくて前条の規定に違反した場合には、組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって組合が被ったと認められる損害の額
- ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

11 他の共済契約等がある場合の共済金の支払額

第24条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- （1）他の共済契約等がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

- ① 第1章対人賠償責任条項（注1）および第2章対物賠償責任条項に関しては、損害の額
 - ② 第3章車両条項（注2）に関しては、損害の額（注3）
 - ③ 第1章対人賠償責任条項第10条および第3章車両条項第10条に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額
- （注1）第1章対人賠償責任条項第10条〔臨時費用の支払〕の共済金を除きます。
- （注2）第3章車両条項第10条〔臨時費用の支払〕の共済金を除きます。
- （注3）それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- （3）（2）①および②の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

12 共済金の請求等

第25条〔共済金の請求〕

- （1）組合に対して共済金を請求する権利は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができます。
 - ① 第1章対人賠償責任条項または第2章対物賠償責任条項にかかる共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第3章車両条項にかかる共済金の請求に関しては、損害の発生を知った時
- （2）被共済者が共済金の支払を請求する場合は、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、共済金を請求してください。
- （3）被共済者は、第1章対人賠償責任条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕（1）の損害または第2章対物賠償責任条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕の損害について損害賠償金を支払った場合には、遅滞なく、その損害賠償金を支払ったことを証明する書類を組合に提出してください。
- （4）被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいない場合には、次のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
 - ① 被共済者と同居または生計を一にする配偶者（注）
 - ② ①の者がいない場合または①の者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を一にする3親等内の親族
 - ③ ①および②の者がいない場合または①および②の者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。③において同様とします。
- （5）（4）による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合には、組合は、共済金を支払いません。

- (6) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、共済契約者または被共済者は、組合が求めた書類または証拠を、遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 第1章対人賠償責任条項第10条〔臨時費用の支払〕の共済金の請求は、記名被共済者を經由して(注)行うものとします。
(注) 正当な理由がある場合を除きます。

第26条 〔共済金の支払時期および支払方法〕

- (1) 組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、事故と損害との関係、治療または施術の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) (1)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注1)が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 表中①から⑤までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会(注2)	90日
(1) 表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会(注2)	120日
災害救助法が適用された被災地域における(1)表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
(1) 表中①から⑤までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険にかかる損害調査を行う組合、機構その他の団体による認定等の結果の照会を含みます。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち被共済者が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある被共済者が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含みません。

第27条【損害賠償額の請求】

- (1) 損害賠償請求権者が第1章対人賠償責任条項第13条【損害賠償請求権者の直接請求権】または第2章対物賠償責任条項第12条【損害賠償請求権者の直接請求権】の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、遅滞なく、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がない場合には、次のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を一にする配偶者(注)
 - ② ①の者がいない場合または①の者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を一にする3親等内の親族
 - ③ ①および②の者がいない場合または①および②の者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。③において同様とします。
- (3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、組合が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

- (4) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、損害賠償請求権者は、組合が求めた書類または証拠を、遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。

第28条 【損害賠償額の支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、第1章対人賠償責任条項第13条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕(2)または第2章対物賠償責任条項第12条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕(2)もしくは(5)ただし書に該当する場合は、損害賠償額の支払の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する損害賠償額が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、事故と損害との関係、治療または施術の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき損害賠償額を確定させるための事実の確認が必要な場合	他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) (1)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、損害賠償額の支払の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注1)が経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 表中①から⑤までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会（注2）	90日
(1) 表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会（注2）	120日
災害救助法が適用された被災地域における（1）表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
(1) 表中①から⑤までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注2）自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険にかかる損害調査を行う組合、機構その他の団体による認定等の結果の照会を含みます。

- (3) 損害賠償額は、次のいずれかのうち損害賠償請求権者が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある損害賠償請求権者が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含みません。

第29条【代位】

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときには、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

該当事由	債権の額
① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	被共済者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) 表中②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) (1) の被共済者が取得した債権が第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕に規定する損害に関するものである場合には、組合は、正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しませ

ん。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、組合はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害
 - ② 正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等（注）の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に生じた損害
- (注) 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。
- (4) 共済契約者および被共済者は、組合が要求した場合には、(1)により組合が取得した権利の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供等をしてください。
- (5) (4)の場合に要した費用(注)は、組合が負担します。
- (注) 収入の喪失を含みません。

13 時効

第30条【時効】

共済金または払いもどし金を請求する権利は、3年間行わない場合には、時効によって消滅します。

第31条【損害賠償請求権の行使期限】

第1章对人賠償責任条項第13条【損害賠償請求権者の直接請求権】または第2章対物賠償責任条項第12条【損害賠償請求権者の直接請求権】による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができません。

- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日以後3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

14 共済契約関係者

第32条【共済契約者の変更】

- (1) 共済契約者は、組合に通知し、組合の承認を得た場合には、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。
- (2) (1)の通知をする場合には、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

第33条【記名被共済者の変更】

- (1) 共済契約者は、組合に通知し、組合の承認を得た場合には、将来に向かって、記名被共済者を変更することができます。

- (2) (1) の通知をする場合には、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。

第34条〔共済契約者または被共済者の代表者〕

- (1) 共済契約者または被共済者が2人以上の場合は、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済契約者または被共済者を代理するものとします。
- (2) 代表者が定まらないかまたは代表者の所在が不明である場合は、共済契約について組合が共済契約者または被共済者の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または被共済者に対してもその効力を有するものとします。

15 その他

第35条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕

- (1) 共済契約者は、組合の承認を得た場合には、共済契約（注）の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。
- （注）特約が付加されている場合は、その特約を含みます。この条において同様とします。
- (2) (1) の変更をする場合には、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 全国共済農業協同組合連合会（この章において「全国共済連」といいます。）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合には、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (4) (3) により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済責任を負います。
- (5) (3) の追加をする場合には、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を全国共済連に提出してください。
- (6) 組合が共済事業の全部または一部を譲渡した場合は、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表のいずれかの者が共済契約の当事者となります。

区 分	共済契約の当事者
他の農業協同組合に譲渡した場合	他の農業協同組合および全国共済連
全国共済連に譲渡した場合	全国共済連

- (7) (6) の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べた場合には、組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約を解除することができます。
- (8) (7) による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (9) 組合が(7)により共済契約を解除した場合は、第21条〔共済掛金の払いもどし－解約・解除の場合〕(1)表中⑥の払いもどし金の額の規定に準じて共済掛金を払いもどします。
- (10) (9) の払いもどしについては、第21条(3)の規定を準用します。

第36条【リース車両の共済期間にかかる取扱い】

- (1) 共済契約者は、共済契約の締結の際に、共済期間の始期を被共済自動車の自動車検査証の有効期間の初日の午前0時とあらかじめ指定し、組合がその旨を承諾した場合において、被共済自動車について道路運送車両法に規定する検査を受けたときには、ただちに、自動車検査証を添えて、その旨を組合に通知してください。
- (2) (1) の被共済自動車は、共済契約者がリース契約に基づき記名被共済者に貸し渡す自家用自動車（注）に限ります。
（注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。
- (3) 組合は、(1) の通知があった場合には、共済期間について確定した日付の記載された共済証書を交付します。

第37条【自賠償共済契約の共済金額等の増額および自動車共済掛金率の引き下げ時の取扱い】

共済契約の締結後、自動車損害賠償保障法に基づく責任共済および責任保険の契約の共済金額および保険金額が増額された場合または自動車共済掛金率が引き下げられた場合に、全国共済連が共済掛金の払いもどし、または共済金額の増額に関する基準を定めたときは、組合は、その基準によって共済掛金の一部を共済契約者に払いもどし、または共済金額を増額します。

第38条【共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い】

全国共済連は、共済約款を変更するにあたって、その変更が共済契約者および被共済者の不利益にならない場合、共済契約を、その変更の効力が生じた時から将来に向かって、変更することができます。

第5章 全国共済農業協同組合連合会の共済責任

第1条 [全国共済連の責任開始]

- (1) 全国共済農業協同組合連合会（この章において「全国共済連」といいます。）は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。
- (2) (1)の全国共済連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、第4条 [共済約款の規定の読みかえ]の適用がある場合を除き、共済約款に規定する共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第2条 [組合の行為の取扱い]

- (1) 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。

第3条 [全国共済連による保障の継続]

組合は、次の表の区分に応じて、同表の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

区 分	全国共済連のみが共済契約の当事者となる時
農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた場合	取消しの効力が生じた時
解散の議決をした場合または農業協同組合法の規定による解散の命令があった場合	解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他全国共済連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。	申立ての時

第4条 [共済約款の規定の読みかえ]

全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

第5条【他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加】

- (1) 第3条【全国共済連による保障の継続】により全国共済連のみを当事者としてしたこととなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定める取扱いに基づき、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (2) (1)の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済責任を負います。
- (3) (1)により他の農業協同組合の追加をした場合は、(2)の日から第1条【全国共済連の責任開始】(3)の規定を準用します。

〔 特 則 〕

車両入替時入替自動車自動保障特則

第1条 [用語の説明]

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
入替自動車	普通約款第4章基本条項第12条〔被共済自動車の入替〕(1)の入替自動車をいい、同条(3)により同一の用途車種とみなされる自動車を含みます。ただし、普通約款第1章対人賠償責任条項、第2章対物賠償責任条項または第3章車両条項における損害に対して支払責任を負う共済契約または保険契約(注)が締結されている自動車を除きます。 (注)自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約を除きます。
時価額	被共済自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録(注1)年月を同一とする自動車の市場販売価格(注2)をいいます。 (注1)自動車検査証記載の初度登録をいい、軽四輪自動車、軽三輪自動車および小型二輪自動車にあつては、初度検査とし、軽二輪自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車にあつては、初度届出とします。 (注2)組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。
自動車	原動機付自転車を含みます。
車両入替	入替自動車を被共済自動車に変更することをいいます。
取得	取得には、次のものを含みます。 ア. 所有権留保条項付売買契約による購入 イ. 1年以上を期間とする貸借契約による借り入れ
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

用語	説明
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合 買主 イ. 被共済自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合 借主 ウ. ア. およびイ. 以外の場合 被共済自動車を所有する者
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特則の適用条件】

- (1) この特則は、被共済自動車が自家用自動車（注）である場合に適用されます。
（注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、組合は、次の場合には、この特則を適用しません。
- ① 所有者が被共済自動車をその親族に譲渡した場合
 - ② 被共済自動車が譲渡または廃車された時から、車両入替が申し込まれるまでの間に入替自動車が2台以上ある場合

第3条【入替自動車に対する自動保障】

- (1) 組合は、この特則により、普通約款第4章基本条項第12条〔被共済自動車の入替〕（6）の規定にかかわらず、被共済自動車が譲渡または廃車された場合であって、入替時（注）からその日の翌日以後1か月以内に共済契約者が書面により車両入替の承認の請求を行い、組合がこれを承認したときには、入替時以後、組合が車両入替の承認の請求を受けた時までの期間は、入替自動車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、共済金を支払います。ただし、共済証書記載の共済期間の末日までの間に車両入替の承認の請求が行われた場合に限りです。
（注）次のいずれかに該当する時をいいます。（1）において同様とします。
- ① 被共済自動車の譲渡または廃車前1か月以内に（2）に規定する者が新たに入替自動車を取得した場合には、被共済自動車の譲渡または廃車時
 - ② 被共済自動車の譲渡または廃車後に（2）に規定する者が新たに入替自動車を取得した場合には、入替自動車の取得時
- (2) (1) の規定は、入替自動車を新たに取得する者が次のいずれかに該当する者である場合に限り適用します。
- ① 車両入替前の被共済自動車の所有者
 - ② 記名被共済者（注1）
 - ③ 記名被共済者の配偶者（注2）

- ④ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
(注1) 共済証書記載の被共済者をいいます。(2)において同様とします。
(注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。④において同様とします。
- (3) (1) の場合は、譲渡または廃車された被共済自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第4条【車両条項適用時の共済金額】

前条の場合において、被共済自動車に対して普通約款第3章車両条項が締結されているときには、組合は、同章の適用については、入替自動車取得の時における入替自動車の時価額を共済金額とみなしてその損害にかかる共済金を支払います。ただし、その時価額が組合の定める額を超える場合は、その定める額を共済金額とみなします。

第5条【共済契約の解除】

- (1) 組合は、第3条【入替自動車に対する自動保障】(1)の車両入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときには、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定に基づく組合の解除権は、車両入替の承認の請求を受けた日以後1か月以内に行使しなかった場合には消滅します。

第6条【共済掛金の精算】

- (1) 組合は、第3条【入替自動車に対する自動保障】(1)の承認をする場合には、組合の定める取扱いに基づき共済掛金を精算します。
- (2) 組合は、共済契約者が(1)の精算による共済掛金の不足額の払込みを怠った場合には、共済掛金の不足額の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

自損事故特則

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済金	次の共済金をいいます。 ア. 死亡共済金 イ. 後遺障害共済金 ウ. 介護費用共済金 エ. 治療共済金
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 被共済自動車の運行に起因する事故 イ. 被共済自動車の運行中の次のいずれかに該当する事故。ただし、被共済者が被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限ります。 （ア）飛来中または落下中の他物との衝突 （イ）火災または爆発 （ウ）被共済自動車の落下 （注）隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
自動車	原動機付自転車を含まます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含まます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含まます。
傷害	傷害には、ガス中毒を含まます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この特則の適用条件】

- (1) この特則は、この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項が締結されている場合に適用されます。

(2) (1)の規定にかかわらず、この共済契約に人身傷害保障特約が付加されている場合には、この特則は適用されません。

第3条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、被共済者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合には、この特則に従い、共済金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害は含みません。

第4条【この特則の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

- (1) この特則において被共済者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- ① 被共済自動車の保有者（注1）
 - ② 被共済自動車の運転者（注2）
 - ③ ①および②以外のもので、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注3）に搭乗中の者
- （注1）自動車損害賠償保障法第2条第3項に規定する保有者をいいます。
- （注2）自動車損害賠償保障法第2条第4項に規定する運転者をいいます。
- （注3）隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。
- ① 被共済自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
 - ② 自動車取扱業者。ただし、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に限ります。

第5条【個別適用】

この特則の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第6条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の故意によって生じた傷害
 - ② 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ③ 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等（注）の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ④ 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を搭乗中に生じた傷害
- （注）精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。
- (2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合に

は、組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 組合は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、共済金を支払いません。

(注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(4) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。③において同様とします。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(5) 組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済自動車が競技、曲技(注1)もしくは試験のために使用されている間または被共済自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間(注2)に生じた傷害

② 被共済自動車が道路運送車両法(注3)に規定する規格以外に著しい改造(注4)がされている間に生じた傷害。ただし、その傷害が、その改造によって生じた場合に限ります。

③ 共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた傷害。ただし、その傷害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限ります。

(注1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(注3) 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。

(注4) 道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

第7条【支払共済金の計算】

(1) 組合は、被共済者が第3条【この特則の保障内容—共済金を支払う場合】の傷害を被り、その直接の結果として、次の表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり共済金を支払います。

共済金の区分	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 死亡共済金	死亡した場合	1,500万円	被共済者の法定相続人

共済金の区分	支払事由	共済金の額	共済金受取人
② 後遺障害共済金	別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になった場合。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注1）のないものを除きます。	別表2〔後遺障害等級表〕の自損事故特則の支払額	被共済者
③ 介護費用共済金	別表3〔重度後遺障害等級表〕の第2級（注2）に規定する重度後遺障害の状態になった場合。ただし、傷害を受けた日以後30日を経過する日までに死亡した場合を除きます。	200万円	被共済者
④ 治療共済金	医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注3）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師（注4）による施術を要した場合	治療または施術を受けた日数に対し、次の（ア）および（イ）の金額。ただし、傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内の治療または施術を受けた日数に限りません。 （ア）6,000円×入院（注5）して治療または施術を受けた日数 （イ）4,000円×通院（注6）して治療または施術を受けた日数	被共済者

（注1）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注2）別表3〔重度後遺障害等級表〕の第2級9. および10. を除きます。

（注3）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。（1）および（6）において同様とします。

（注4）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。（1）において同様とします。

（注5）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、次の病院等に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをい

います。④において同様とします。

- ア. 医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所
- イ. 患者を収容する施設と同等の施設を有する柔道整復師法に規定する施術所
- ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの

(注6) 医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けることをいい、医師もしくは歯科医師または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による往診を含みます。(6)において同様とします。

- (2) 死亡共済金を共済金受取人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いるときには、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
- (3) 組合は、死亡共済金を支払う場合において、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金があるときには、1,500万円から既に支払った後遺障害共済金の額を差し引いて、その残額を支払います。
- (4) 同一事故により生じた後遺障害が別表3〔重度後遺障害等級表〕の重度後遺障害の状態の2以上に該当することとなった場合であっても、組合は、重複して介護費用共済金を支払いません。
- (5) 治療共済金における治療または施術を受けた日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合であっても、医療給付関係各法の適用があるものとした場合に医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (6) 治療共済金における治療または施術を受けた日数には、被共済者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含めます。
 - ① 長管骨(注1)骨折および脊柱の骨折によるギブス
 - ② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節(注2)部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス
- (注1) 上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。②において同様とします。
- (注2) 上肢の三大関節とは肩関節、ひじ関節および腕関節(手関節)を、下肢の三大関節とは股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
- (7) 被共済者が、治療共済金の支払を受けられる期間中に、別の傷害により治療または施術を受けた場合においても、組合は、重複して治療共済金を支払いません。この場合において、(1)表中(ア)および(イ)の治療共済金が重複することとなるときは、(ア)の治療共済金を支払います。

第8条〔既に存在していた身体の障害または疾病の影響等〕

被共済者の被った第3条〔この特則の保障内容－共済金を支払

う場合]の傷害が次のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、組合は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

- ① 被共済者が第3条の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被共済者が第3条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した負傷または疾病の影響
- ③ 正当な理由がないのに、被共済者が治療もしくは施術を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が被共済者に治療もしくは施術をさせなかったことによる影響

第9条【組合の責任限度額等】

- (1) 1回の事故につき、組合が支払うべき死亡共済金の額は、第7条【支払共済金の計算】および前条の規定による額とし、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、組合が支払うべき後遺障害共済金の額は、第7条および前条の規定による額とし、2,000万円を限度とします。
- (3) 組合は、(1)および(2)に規定する死亡共済金および後遺障害共済金のほか、1回の事故につき、第7条および前条の規定による額の介護費用共済金および治療共済金を支払います。

第10条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等(注)がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。
(注) 第3条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

共済金の区分(注)ごとに、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち、それぞれ最も高い額

(注) 次の区分により算出します。

- ① 第7条【支払共済金の計算】(1)表中①および②
- ② 第7条(1)表中③
- ③ 第7条(1)表中④

第11条【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、次の表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができます。

共済金の区分	請求する権利が発生する時
死亡共済金	被共済者が死亡した時

共済金の区分	請求する権利が発生する時
後遺障害共済金	被共済者が別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になった時
介護費用共済金	被共済者が別表3〔重度後遺障害等級表〕の重度後遺障害の状態になった時（注）
治療共済金	被共済者が傷害を受けた日以後200日を経過することとなる時または治療もしくは施術を要しない程度になおった時のいずれか早い時

（注）別表3〔重度後遺障害等級表〕の重度後遺障害の状態になった時が傷害を受けた日以後30日以内である場合は、傷害を受けた日以後30日を経過した時

（2）共済金受取人が共済金の支払を請求する場合は、共済契約者を經由して（注）、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の書類を組合に提出して、共済金を請求してください。

（注）正当な理由がある場合を除きます。

第12条【代位】

組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、組合に移転しません。

第13条【組合が指定する医師による診断等】

（1）組合は、傷害に関して、普通約款第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕②もしくは③に規定する通知を受けた場合または第11条〔共済金の請求〕の規定による請求を受けた場合には、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し組合の指定する医師または歯科医師の診断書（注）の提出を求めることができます。

（注）死体検案書を含みます。

（2）（1）の診断書の取得に要した費用（注）は、組合が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

第14条【準用規定】

この特則に規定しない事項については、この特則に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条〔用語の説明〕共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特則の共済金をいいます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第19条〔重大事由による解除〕 (1) ①および ③	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第19条(1) ②	被共済者	共済金を受け取るべき者
第22条〔事故発生時の義務〕	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第23条〔事故発生時の義務違反〕	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条〔共済金の支払時期および支払方法〕 (2) および (3)	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条(4)	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者

無共済車傷害特則

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
相手自動車	被共済自動車以外の自動車であって被共済者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被共済者が所有する自動車（注）を除きます。 （注） 次の自動車を含みます。 ア． 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車 イ． 1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金受取人	事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ア． 被共済者（注） イ． 被共済者の父母、配偶者または子 （注） 被共済者が死亡した場合は、その者の法定相続人とします。
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
事故	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態（注）になることをいいます。 （注） 次のものは含みません。 ア． 日射、熱射または精神的衝動による障害 イ． 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
自動車	原動機付自転車を含みます。

用語	説明
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
自賠償共済契約等	自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約および自動車損害賠償保障事業をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償共済契約等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で、自賠償共済契約等以外のものをいいます。
他の人身傷害保障共済契約等	被共済者が、被共済自動車以外の自動車で搭乗している場合に、その自動車について適用される人身傷害保障特約第3条〔この特約の保障内容－共済金を支払う場合〕と支払責任が同じである共済契約または保険契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

用語	説明
無共済自動車	<p>次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。</p> <p>ア. 相手自動車について適用される対人賠償共済契約等がない場合</p> <p>イ. 相手自動車に適用される対人賠償共済契約等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>ウ. 相手自動車について適用される対人賠償共済契約等の共済金額または保険金額の合計額が、損害の額から自賠責共済契約等によって支払われる額を差し引いた額に不足する場合</p> <p>エ. 相手自動車が明らかでない認められる場合（注1）</p> <p>オ. 相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償共済契約等の共済金額または保険金額の合計額（注2）が、損害の額から自賠責共済契約等によって支払われる額を差し引いた額に不足する場合</p> <p>（注1）あて逃げまたはひき逃げの場合を含みません。</p> <p>（注2）ア.、イ. またはエ. に該当する相手自動車については、共済金額または保険金額がないものとして計算します。</p>

第2条【この特則の適用条件】

- (1) この特則は、この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項が締結されており、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① 人身傷害保障特約による共済金が支払われない場合
 - ② 人身傷害保障特約により支払われるべき共済金の額（注）がこの特則により支払われるべき共済金の額を下回る場合
- （注）他の人身傷害保障共済契約等がある場合には、人身傷害保障特約第7条【支払共済金の計算】により支払われるべき共済金の額とします。
- (2) (1) ②の場合には、組合は、人身傷害保障特約による共済金を支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特則により支払われる共済金の額から差し引きます。

第3条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、事故によって被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特則に従い、共済金受取人に共済金を支払います。
- (2) 組合は、(1)の損害のうち被共済者が被共済自動車に搭乗中以外の損害については、次に該当する場合に限り、共済金を支払います。
- ① 被共済自動車が自家用自動車（注）である場合
 - ② 記名被共済者が個人である場合

(注) 道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。ただし、二輪自動車および原動機付自転車を除きます。

- (3) 組合は、1回の事故による(1)の損害の額が、自賠責共済契約等によって支払われる金額を超える場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第4条【この特則の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

- (1) この特則において被共済者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子(注1)
- ⑤ ①から④まで以外のもので、被共済自動車の正規の乗車装置(注2)またはその装置のある室内(注3)に搭乗中の者

(注1) 婚姻歴のある者を含みません。

(注2) 乗車人員が動揺、衝突等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。

(注3) 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。

- (2) (1)の被共済者の胎内にある胎児が、無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態(注)になることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 日射、熱射または精神的衝動による障害および被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。

- (3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

- ① 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
- ② 自動車取扱業者。ただし、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に限ります。

第5条【個別適用】

この特則の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第6条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の故意によって生じた損害
- ② 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ③ 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等(注)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 被共済者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者

- の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
(注) 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。③において同様とします。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 自動車が競技、曲技(注1)もしくは試験のために使用されている間または自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間(注2)に生じた損害
 - ② 被共済自動車が道路運送車両法(注3)に規定する規格以外に著しい改造(注4)がされている間に生じた損害。ただし、その損害が、その改造によって生じた場合に限ります。
 - ③ 共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた損害。ただし、その損害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限ります。
 - ④ 被共済自動車以外の事業用自動車(注5)を被共済者が運転している間に生じた損害
- (注1) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
(注3) 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。
(注4) 道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。
(注5) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車をいいます。
- (4) 組合は、被共済者の同居の父母、配偶者または子が賠償義務者である場合は共済金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
- (5) 組合は、被共済者の同居の父母、配偶者または子の運転する無共済自動車によって被共済者の生命または身体が害された場合は共済金を支払いません。ただし、無共済自動車が2台以上ある場合で、これらの者以外の者が運転する他の無共済自動車があるときを除きます。

第7条【支払共済金の計算】

(1) 組合は、1回の事故につき、次の算式で算出される額の共済金を支払います。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{次条により決定される損害の額}} + \boxed{\text{第9条【費用】の費用の額}} - \boxed{\text{次の①から⑥までの合計額}}$$

- ① 自賠償共済契約等によって支払われる金額
- ② 対人賠償共済契約等によって賠償義務者が第3条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合】(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償共済契約等の共済金額または保険金額
- ③ 他の無共済車傷害共済契約等(注1)によって共済金受取人が共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、他の無共済車傷害共済契約等によって支払われる共済金の額または保険金の額
- ④ 共済金受取人が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額(注2)
- ⑤ 次条により決定される損害の額および第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金受取人が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ 他の人身傷害保障共済契約等によって共済金受取人が共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、他の人身傷害保障共済契約等によって支払われる共済金の額または保険金の額

(注1) 被共済者が、被共済自動車以外の自動車に搭乗している場合に、その自動車について適用される第3条と支払責任が同じである共済契約または保険契約をいいます。③において同様とします。

(注2) 自賠償共済契約等によって支払われる額または相手自動車の対人賠償共済契約等の共済金の額もしくは保険金の額により支払われる部分を除きます。

- (2) (1)の共済金の額は、1回の事故につき、次の①の額をもって限度とします。ただし、その事故に対して②の額が支払われた場合には、①の額から②の額を差し引いた額を限度とします。
- ① 普通約款第1章対人賠償責任条項の共済金額
 - ② 普通約款第1章対人賠償責任条項第8条【対人賠償共済金の支払】の規定により支払われる共済金の額

第8条【損害の額の決定】

- (1) 組合が共済金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めません。
- (2) (1)の額は、共済金受取人と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、組合と共済金受取人との間の協議によって決定します。

第9条【費用】

第7条【支払共済金の計算】の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の表の費用(注)をいいます。

費用の区分	費用の内容
損害防止費用	普通約款第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じたことによって要した費用
求償権保全行使費用	普通約款第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第10条 【共済金受取人の義務】

- (1) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条〔この特則の保障内容－共済金を支払う場合〕(1)の損害を被った場合は、共済金受取人は賠償義務者に対して、遅滞なく、書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって組合に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の氏名または名称および住所
 - ② 相手自動車に適用される対人賠償共済契約等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 共済金受取人が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠償共済契約等もしくは対人賠償共済契約等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 共済金受取人が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合には、組合は、それによって組合が被ったと認められる損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第11条 【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等(注)がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。
- (注) 第3条〔この特則の保障内容－共済金を支払う場合〕と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額

第12条 【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、被共済者が死亡した時または別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になった時から発生し、これを行行使することができます。

- (2) 共済金受取人が共済金の支払を請求する場合は、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の書類を組合に提出して、共済金を請求してください。
- (3) 共済金の請求は、共済金受取人全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。

第13条〔組合が指定する医師による診断等〕

- (1) 組合は、普通約款第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕②もしくは③に規定する通知または前条の規定による請求を受けた場合には、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し組合の指定する医師または歯科医師の診断書（注）の提出を求めることができます。
- （注）死体検案書を含みます。
- (2) (1)の診断書の取得に要した費用（注）は、組合が負担します。
- （注）収入の喪失を含みません。

第14条〔準用規定〕

この特則に規定しない事項については、この特則に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条〔用語の説明〕共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特則の共済金をいいます。
第19条〔重大事由による解除〕 (1) ①および③	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第19条(1) ②	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者
第22条〔事故発生時の義務〕	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第23条〔事故発生時の義務違反〕	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第26条 [共済金の支払時期および支払方法] (2) および (3)	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条 (4)	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第29条 [代位] (1)、(2) および (4)	被共済者	被共済者または共済金受取人

他車運転特則

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
運転自動車	記名被共済者またはその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をいいます。
運転中	駐車または停車中を除きます。
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被共済者の配偶者（注1） イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子（注2） （注1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。この条において同様とします。 （注2）婚姻歴のある者は含みません。この条において同様とします。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自家用自動車	道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有	所有には、次のものを含みます。 ア. 所有権留保条項付売買契約による購入 イ. 1年以上を期間とする貸借契約による借り入れ
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。
他の自動車	被共済自動車以外の自家用自動車をいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ア. 記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が所有または常時使用している自動車 イ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車

用語	説明
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この特則の適用条件】

この特則は、記名被共済者が個人であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 被共済自動車が二輪自動車および原動機付自転車以外の自家用自動車の場合は、他の自動車が二輪自動車および原動機付自転車以外の自家用自動車のとき
- ② 被共済自動車が自家用自動車であって、二輪自動車および原動機付自転車の場合は、他の自動車が二輪自動車および原動機付自転車のとき

第3条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合－対人賠償責任】

- (1) 組合は、この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項が締結されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、同章を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者およびその家族に限ります。
- (2) 組合は、この特則により、普通約款第1章対人賠償責任条項第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の事故による同条(1)の損害に対して、自賠責共済契約等(注)によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責共済契約等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

(注) 自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約をいいます。(2)において同様とします。

第4条【この特則の保障内容－共済金を支払う場合－対物賠償責任】

- (1) 組合は、この共済契約に普通約款第2章対物賠償責任条項が締結されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、同章を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者およびその家族に限ります。
- (2) 組合は、この共済契約に普通約款第2章対物賠償責任条項が締結されている場合には、次の①もしくは②の損害または③の積載動産損害について被共済者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同章第6条【共済金を支払わない場合】(3)の規定にかかわらず、この共済約款に従い、本条(1)を適用し共済金を支払います。
 - ① この共済契約に普通約款第3章車両条項が締結されている場合(注1)には、運転自動車を被共済自動車とみなして同章(注2)を適用することにより組合が共済金を支払うべき損害
 - ② この共済契約に車両損害限定特約が付加されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして普通約款第3章車両条項(注2)および車両損害限定特約を適用することにより組合が共済金を支払うべき損害
 - ③ この共済契約に車両諸費用保障特約が付加されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして同特約を適用することにより組合が共済金を支払うべき積載動産損害。ただし、記名被共済者またはその家族が所有または常時使用する積載動産に生じた損害を含みません。

(注1) ②に該当する場合を除きます。

(注2) 普通約款第3章車両条項第1条 [用語の説明] による共済金額および免責金額ならびに同章第10条 [臨時費用の支払] の共済金は除きます。

- (3) (2) の損害および積載動産損害に対して、他の共済契約等 (注) により普通約款第3章車両条項第3条 [この条項の保障内容－共済金を支払う場合]、車両損害限定特約第3条 [この特約の保障内容－共済金を支払う場合の取扱い] および車両諸費用保障特約第3条 [この特約の保障内容－共済金を支払う場合] と支払責任が同じである共済金または保険金が支払われた場合には、他の共済契約等がないものとして算出した額から、他の共済契約等により支払われた共済金の額または保険金の額を差し引いた額を、普通約款第2章対物賠償責任条項第8条 [対物賠償共済金の支払] (1) の共済金の額とみなして同章の共済金を支払います。ただし、その差し引いた額について、共済金または保険金の支払者より被共済者に対して求償権が行使された場合は、その額に対しても共済金を支払います。
- (注) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。(3) において同様とします。

第5条 [この特則の保障内容－共済金を支払う場合－自損事故]

- (1) 組合は、この共済契約に自損事故特則が付加されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、同特則を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 (注1) に搭乗中 (注2) の記名被共済者およびその家族に限ります。
- (注1) 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
- (注2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (2) この共済契約に被共済者限定特則付人身傷害保障特約が付加されている場合は、自損事故特則第2条 [この特則の適用条件] (2) の規定にかかわらず、本条 (1) を適用します。
- (3) (1) において、他の自動車に付された共済契約または保険契約により自損事故特則第3条 [この特則の保障内容－共済金を支払う場合] と支払責任が同じである共済金または保険金が支払われた場合には、同特則における共済金を支払いません。
- (4) (1) において、被共済自動車以外の自動車の人身傷害保障共済契約等 (注) により被共済者が共済金または保険金の支払を受けることができる場合には、自損事故特則における共済金を支払いません。
- (注) 人身傷害保障特約第3条 [この特約の保障内容－共済金を支払う場合] と支払責任が同じである共済契約または保険契約をいいます。

第6条 [この特則の保障内容－共済金を支払う場合－対物超過修理費用]

- (1) 組合は、この共済契約に対物超過修理費用保障特約が付加されている場合には、運転自動車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、同特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者およびその家族に限ります。
- (2) 組合は、この共済契約に対物超過修理費用保障特約が付加されている場合で、第4条 [この特則の保障内容－共済金を支払う場合－対物賠償責任] (2) ①または②により共済金が支払われるときには、運転自動車を同特約第1条 [用語の説明] による相手

自動車とみなして、この共済約款に従い、同特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者およびその家族に限ります。

第7条【共済金を支払わない場合】

組合は、普通約款第1章対人賠償責任条項、第2章対物賠償責任条項、第3章車両条項、第4章基本条項および自損事故特則、対物超過修理費用保障特約ならびに車両諸費用保障特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被共済者が被った損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の使用者（注1）の業務（注2）のために、その使用者の所有している自動車を運転している場合
 - ② 被共済者が理事（注3）となっている法人の所有している自動車を運転している場合
 - ③ 被共済者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸または運転代行等自動車を取り扱う業務のために他の自動車を運転している場合
 - ④ 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車を運転している場合
- （注1）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。①において同様とします。
- （注2）家事を除きます。
- （注3）取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第8条【事故発生時の義務】

共済契約者または被共済者は、他の自動車を運転中に事故が発生したことを知った場合には、普通約款第4章基本条項第22条【事故発生時の義務】に規定する事項のほか、他の自動車に付された共済契約および保険契約の有無ならびにその内容を組合に通知してください。

第9条【被共済自動車の譲渡または返還の場合】

この特則の適用においては、組合は、普通約款第4章基本条項第11条【被共済自動車の譲渡】（4）の規定は適用しません。

継続契約の取扱いに関する特則

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
継続契約	この共済契約と共済契約者、被共済自動車、普通約款第3章車両条項第4条【この条項の保障を受けられる方—被共済者の範囲】に規定する被共済者、共済証書記載の被共済者を同一とする共済契約であって、この共済契約の共済期間が満了する日の午後4時を共済期間の始期として組合と締結する新たな共済契約をいいます。
時価額	被共済自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注1）年月を同一とする自動車の市場販売価格（注2）をいいます。 （注1）自動車検査証記載の初度登録をいい、軽四輪自動車、軽三輪自動車および小型二輪自動車にあつては、初度検査とし、軽二輪自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車にあつては、初度届出とします。 （注2）組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。
自動車	原動機付自転車を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特則の適用条件】

この特則は、次のいずれかに該当する場合を除いて適用されません。

- ① この共済契約に受託自動車管理者特約が付加されている場合
- ② この共済契約に特別割増・割引が適用されている場合

第3条【この特則による継続】

- (1) 組合は、この特則により、この共済契約の継続契約の締結手続漏れがあった場合であっても、共済契約者がこの共済契約の共済期間が満了する旨の通知を受けておらず、かつ、次に規定する条件をいずれも満たしているときには、次条の契約内容でこの共済契約が継続されたものとして取り扱います。

- ① この共済契約の共済期間が1年以上であること。ただし、この共済契約の共済期間が1年未満であっても、組合の定める取扱いに基づき、この共済契約と前契約の共済期間を1共済契約とみなした場合の通算した共済期間が1年以上となるときは、共済期間が1年以上であるものとして取り扱います。
 - ② 被共済自動車を同一とする他の共済契約または保険契約がないこと
 - ③ この共済契約の共済期間内において、共済契約者または組合から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと
 - ④ 共済契約者が、この共済契約の共済期間が満了する日の翌日以後1か月以内に書面により継続契約の申込みを行うこと
 - ⑤ 共済契約者が④の申込みと同時に継続契約の共済掛金を組合に払い込むこと
 - ⑥ 継続契約が特別割増・割引を適用する契約ではないこと
- (2) 共済契約者から継続契約の申込みがあった場合であっても、組合の定める取扱いに基づき、この共済契約を継続することが適当でないと組合が認めたときは、(1)の規定にかかわらず、組合は、この共済契約を継続しないことがあります。

第4条【継続契約の契約内容】

この特則により締結された継続契約は、次の表に規定する継続の内容を除き、この共済契約の共済期間が満了する日における共済金額、免責金額および共済期間ならびに付加される特約の種類と同一の内容とします。

項目	継続の内容
継続契約の共済期間	この共済契約の共済期間が1年に満たない場合は、継続契約の共済期間は1年とします。
車両条項の共済金額	この共済契約に普通約款第3章車両条項が締結されている場合には、継続契約の同章の共済金額は、この共済契約の共済期間が満了する日における被共済自動車の時価額を基準として定めた被共済自動車の共済価額と同一の額（注）とします。 （注）その額が組合の定める額を超える場合には、その定める額とします。
事故が発生した場合等における契約内容の変更	継続契約は、この共済契約の共済期間中に事故が発生した場合等においては、組合の定める取扱いに基づき、契約内容を変更して継続することがあります。

第5条【継続契約に適用される約款等】

継続契約には、継続契約の共済期間の始期における共済約款および共済掛金率を適用します。

第6条【共済責任に関する規定の適用除外】

この特則により締結された継続契約に対しては、普通約款第4章基本条項第2条【共済責任の始期および終期】(2)および共済掛金月払特約（個人扱）第4条【共済掛金払込み前の事故】の規定は適用しません。

第7条 [準用規定]

この特則に規定しない事項については、この特則に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

特
則

継続契約の取扱いに関する特則

〔 特 約 〕

運転者年齢21歳以上限定保障特約（一般用）

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

（五十音順）

用 語	説 明
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【21歳未満の者が運転している間に生じた事故の取扱い】

組合は、この特約により、21歳未満の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被共済自動車盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通約款第1章対人賠償責任条項第1条【用語の説明】および第2章対物賠償責任条項第1条【用語の説明】による事故

第4条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

特約

運転者年齢21歳以上限定保障特約（一般用）

運転者年齢26歳以上限定保障特約（一般用）

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

（五十音順）

用語	説明
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車または二輪自動車であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【26歳未満の者が運転している間に生じた事故の取扱い】

組合は、この特約により、26歳未満の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通約款第1章対人賠償責任条項第1条【用語の説明】および第2章対物賠償責任条項第1条【用語の説明】による事故

第4条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

運転者年齢30歳以上限定保障特約（一般用）

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車または二輪自動車であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【30歳未満の者が運転している間に生じた事故の取扱い】

組合は、この特約により、30歳未満の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通約款第1章対人賠償責任条項第1条【用語の説明】および第2章対物賠償責任条項第1条【用語の説明】による事故

第4条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

運転者家族限定特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被共済者の配偶者（注1） イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子（注2） （注1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。イ. およびウ. において同様とします。 （注2）婚姻歴のある者を含みません。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被共済自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物自動車である場合
- ② 記名被共済者が個人である場合

第3条【記名被共済者およびその家族以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い】

組合は、この特約により、記名被共済者およびその家族以外の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次のいずれ

かに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被共済自動車盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通約款第1章対人賠償責任条項第1条〔用語の説明〕および第2章対物賠償責任条項第1条〔用語の説明〕による事故

第4条〔準用規定〕

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

車両損害限定特約

第1条〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合 買主 イ. 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合 借主 ウ. ア. およびイ. 以外の場合 自動車を所有する者
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条〔この特約の適用条件〕

この特約は、被共済自動車が自家用自動車（注）であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されません。

（注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。ただし、二輪自動車および原動機付自転車を除きます。

第3条〔この特約の保障内容－共済金を支払う場合の取扱い〕

組合は、この特約により、普通約款第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕（1）の規定にかかわらず、被共済自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限

り、この共済約款に従い、普通約款第3章車両条項を適用し、共済金を支払います。

- ① 被共済自動車と相手自動車（注1）との衝突または接触によって被共済自動車に生じた損害。ただし、被共済自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。
 - ア. 登録番号（注2）
 - イ. 事故発生時の運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所
- ② 火災または爆発によって生じた損害
- ③ 車体または普通約款第3章車両条項第1条〔用語の説明〕による付属品を目的とした盗難によって生じた損害
- ④ 被共済自動車の車室内に収容された動産（注3）を目的とした盗難によって生じた損害
- ⑤ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑥ 自然災害（注4）によって生じた損害。ただし、雨、雪、霧、ひょう、あられ、土砂、砂じんもしくは粉じん等による路面の凍結、水ぬれもしくはぬかるみ、路肩不明または視界不良等のために生じた衝突、接触、墜落、転覆または脱輪による損害は含みません。
- ⑦ いたずらまたは落書によって生じた損害（注5）
- ⑧ 窓ガラス破損の損害（注6）
- ⑨ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑩ ①から⑨までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被共済自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被共済自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（注1）被共済自動車の所有者と異なる者が所有する自動車をいいます。①において同様とします。

（注2）車両番号、標識番号または車台番号を含みます。

（注3）普通約款第3章車両条項第1条による付属品を含みません。

（注4）落雷、暴風雨、せん風、突風、台風、高潮、高波、洪水、霖雨、豪雨、なだれ、大雪、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層、崖崩れ、地すべりその他これらに類する自然現象をいいます。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。

（注5）いたずらの損害には、被共済自動車の運行によって生じた損害および被共済自動車と被共済自動車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害は含みません。

（注6）窓ガラス破損の損害には、①から⑦までおよび⑨に規定する損害は含みません。

第4条〔準用規定〕

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

車両間衝突免責金額ゼロ特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合 買主 イ. 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合 借主 ウ. ア. およびイ. 以外の場合 自動車を所有する者
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、被共済自動車が自家用自動車（注）であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されません。

（注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。ただし、二輪自動車および原動機付自転車を除きます。

第3条【車両免責金額の取扱い—免責金額の不適用】

被共済自動車と相手自動車（注1）との衝突または接触によって被共済自動車について生じた損害に対して、組合は、この特約により、普通約款第3章車両条項第7条【車両損害共済金の支払】（1）の規定により差し引かれるべき共済証書記載の免責金額を差し引きません。ただし、相手自動車の登録番号（注2）ならびにその衝突または接触の時におけるその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所が確認された場合に限りです。

（注1）被共済自動車の所有者と異なる者が所有する自動車をいいます。この条において同様とします。

（注2）車両番号、標識番号または車台番号を含みます。

第4条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

対物超過修理費用保障特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
相手自動車	被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する事故により、破損または汚損した他人の所有する自動車（注）をいいます。 （注）原動機付自転車を含まず。
相手自動車の価額	相手自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月を同一とする自動車の市場販売価格に相当する額をいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた時および場所において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために、必要な修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日以後6か月以内に、相手自動車を修理することによって生じた修理費に限ります。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超える場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含まず。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、この共済契約に普通約款第2章対物賠償責任条項が締結されている場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】

組合は、普通約款第2章対物賠償責任条項の対物賠償共済金が支払われる場合には、被共済者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用共済金を支払います。

第4条【この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

この特約において被共済者は、普通約款第2章対物賠償責任条項第4条【この条項の保障を受けられる方－被共済者の範囲】に規定する被共済者となります。

第5条【個別適用】

- (1) この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、普通約款第2章対物賠償責任条項第6条【共済金を支払わない場合】(1)①を除きます。
- (2) (1)によって、次条に規定する組合の支払うべき対物超過修理費用共済金の限度額が増額されるものではありません。

第6条【支払共済金の計算】

組合は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額の対物超過修理費用共済金を支払います。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用共済金の額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}}$$

第7条【相手自動車の車両共済等がある場合の取扱い】

組合は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両共済等（注1）によって共済金または保険金が支払われる場合で、次の①の額が②の額を超えるとときは、その超過額を前条に規定する共済金の額から差し引いて対物超過修理費用共済金として支払います。この場合において、既にその超過額の一部または全部に相当する対物超過修理費用共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両共済等によって支払われる共済金の額および保険金の額（注2）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより共済金の額および保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された共済金の額とします。

② 相手自動車の価額

（注1）相手自動車について適用される共済契約または保険契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車について生じた損害に対して共済金または保険金を支払うものをいいます。この条において同様とします。

（注2）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第8条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等（注）がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき対物超過修理費用共済金の額を支払います。

（注）第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払

責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき対物超過修理費用共済金の額を限度とします。

それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額

第9条【対物超過修理費用共済金の請求】

- (1) 組合に対して対物超過修理費用共済金を請求する権利は、普通約款第4章基本条項第25条【共済金の請求】(1)①に規定する判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができます。
- (2) 被共済者が対物超過修理費用共済金の支払を請求する場合は、普通約款第2章対物賠償責任条項第1条【用語の説明】による記名被共済者を經由して(注)、遅滞なく、別表1【請求書類】の書類を組合に提出して、対物超過修理費用共済金を請求してください。
- (注) 正当な理由がある場合を除きます。

第10条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえま

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条【用語の説明】共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特約の共済金をいいます。

人身傷害保障特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金受取人	被共済者が傷害を被ることにより損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 被共済者（注） イ. 被共済者の父母、配偶者または子 （注）被共済者が死亡した場合は、その法定相続人
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 自動車の運行に起因する事故 イ. 自動車の運行中の次のいずれかに該当する事故。ただし、被共済者が自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限ります。 （ア）飛来中または落下中の他物との衝突 （イ）火災または爆発 （ウ）自動車の落下 （注）隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
自賠償共済契約等	自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約および自動車損害賠償保障事業をいいます。
傷害	傷害には、ガス中毒を含みます。

特約

対物超過修理費用保障特約 / 人身傷害保障特約

用語	説明
所有権留保条 項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
人身傷害保障 の損害額	第8条〔損害の額の決定〕の規定により決定される損害の額をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。
対人賠償共済 契約等	事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠責共済契約等以外のものをいいます。
他の自動車	被共済自動車以外の自動車をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被共済自動車が自家用自動車（注）である場合
 - ② この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項および第2章対物賠償責任条項が締結されている場合
- （注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。

第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、被共済者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることによって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害は含みません。

第4条【この特約の保障を受けられる方—被共済者の範囲】

- (1) この特約において被共済者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被共済者
 - ② 記名被共済者の配偶者
 - ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- （注） 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
- (2) (1) の被共済者のほか、(1) の被共済者以外の者で、次のいずれかに該当する者をこの特約の被共済者とします。ただし、これらの者が被共済自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。
- ① 被共済自動車の保有者（注1）
 - ② 被共済自動車の運転者（注2）
- （注1） 自動車損害賠償保障法第2条第3項に規定する保有者をいいます。
- （注2） 自動車損害賠償保障法第2条第4項に規定する運転者をいいます。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。
- ① 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
 - ② 自動車取扱業者。ただし、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に限ります。

第5条【個別適用】

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用しませす。

第6条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の故意によって生じた損害
 - ② 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ③ 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等（注）の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ④ 被共済者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害
- （注） 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。
- (2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合には、組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
- (3) 組合は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因

する創傷感染症（注）による損害に対しては、共済金を支払いません。

（注）丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（4）組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。③において同様とします。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（5）組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 自動車が競技、曲技（注1）もしくは試験のために使用されている間または自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間（注2）に生じた損害

② 被共済自動車が道路運送車両法（注3）に規定する規格以外に著しい改造（注4）がされている間に生じた損害。ただし、その損害が、その改造によって生じた場合に限ります。

③ 共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた損害。ただし、その損害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限ります。

（注1）競技または曲技のための練習を含みます。

（注2）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（注3）道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。

（注4）道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

（6）組合は、被共済者が次のいずれかに該当する他の自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のいずれかの者が所有（注1）または常時使用する自動車

ア. 記名被共済者

イ. 記名被共済者の配偶者

ウ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

エ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

② 被共済者が理事（注2）となっている法人の所有する自動車

（注1）所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。この条において同様とします。

（注2）取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（7）被共済者が他の自動車に搭乗中であって、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内以外の場所（注）に搭乗中の

場合は共済金を支払いません。

(注) 車内の隔壁等により通行できないようにしきられている場所を含みます。

- (8) 被共済者を使用する者の所有する他の自動車にその使用する者の業務(注)のために、被共済者が搭乗している間に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(注) 家事を除きます。

- (9) 被共済者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸または運転代行等自動車を取り扱う業務のために他の自動車を受託している間に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第7条【支払共済金の計算】

- (1) 組合は、1回の事故につき、被共済者1名に対し、次の算式で算出される額の共済金を支払います。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{人身傷害保障の損害額}} + \boxed{\text{第9条【費用】の費用の額}} - \boxed{\text{次の①から④までの合計額}}$$

① 労働者災害補償制度(注1)によって既に給付が決定しまたは支払われた額(注2)

② 人身傷害保障の損害額および第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金受取人が既に取得したものがある場合は、その取得した額

③ 他の人身傷害保障共済契約等(注3)によって支払われる共済金の額または保険金の額

④ ①から③までのほか、第3条(1)の損害に対して支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金受取人が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注4)

(注1) 労働者災害補償保険法等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

(注2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注3) 被共済者が他の自動車に搭乗している場合に、その自動車について適用される第3条【この特約の保障内容—共済金を支払う場合】と支払責任が同じである共済契約または保険契約をいいます。

(注4) 共済金額等が定額である傷害共済および生命共済等の共済金または保険金を含みません。

- (2) 賠償義務者がある場合には、組合は、(1)に規定する①から④までの合計額のほか、(1)に規定する共済金の額から次の額の合計額を差し引いて共済金を支払います。ただし、①に規定する額が共済金受取人とその賠償義務者との間で定められた損害賠償責任の額以上となる場合を除き、(1)に規定する共済金の額から差し引く額は、人身傷害保障の損害額にその賠償義務者の責任割合を乗じた額を限度とします。

① 自賠償共済契約等によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

② 対人賠償共済契約等によって賠償義務者が第3条(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた共済金の額もしくは保険金の額

③ 共済金受取人が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

- (3) 1回の事故につき、被共済者1名に対し組合が支払う共済金の

額は、(1) および (2) の規定による額とし、共済金額を限度とします。

第8条【損害の額の決定】

前条(1)の人身傷害保障の損害額は、被共済者が事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害保障特約損害額基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、この額が自賠責共済契約等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責共済契約等によって支払われる金額とします。

① 傷害

医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゆう師による施術を要した場合

② 後遺障害

別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になった場合。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。

③ 死亡

死亡した場合

(注) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第9条【費用】

第7条【支払共済金の計算】の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の表の費用(注)をいいます。

費用の区分	費用の内容
損害防止費用	普通約款第4章基本条項第22条【事故発生時の義務】①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じたことによつて要した費用
求償権保全行使費用	普通約款第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために組合の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第10条【重度後遺障害の場合の支払限度額】

(1) 被共済者が別表3【重度後遺障害等級表】の第1級の重度後遺障害の状態になった場合には、第7条【支払共済金の計算】

(3)の規定にかかわらず、共済金額の3倍に相当する金額(注)を限度とします。

(注) 2億円を限度とします。

(2) 被共済者が別表3【重度後遺障害等級表】の第2級の重度後遺障害の状態になり、かつ、随時介護を要すると認められる場合には、第7条(3)の規定にかかわらず、共済金額の2倍に相当する金額(注)を限度とします。

(注) 2億円を限度とします。

- (3) (1) および (2) の規定については、共済金額が無制限の場合には適用しません。

第11条【既に存在していた身体の障害または疾病の影響等】

被共済者の被った第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】の傷害が次のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、組合は、その影響がなかったときに相当する損害の額を決定してこれを支払います。

- ① 被共済者が第3条の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被共済者が第3条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した負傷または疾病の影響
- ③ 正当な理由がないのに、被共済者が治療もしくは施術を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が被共済者に治療もしくは施術をさせなかったことによる影響

第12条【共済金受取人の義務等】

- (1) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、共済金受取人は賠償義務者に対して、遅滞なく、書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって組合に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の氏名または名称および住所
 - ② 賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う自賠責共済契約等もしくは対人賠償共済契約等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 共済金受取人が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責共済契約等もしくは対人賠償共済契約等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 事故の原因となった他の自動車がある場合は、その自動車の所有者の氏名または名称および住所
- (2) 共済金受取人は、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また組合が行う調査に協力しなければなりません。
- (3) 共済金受取人が、正当な理由がなくて(1)または(2)の規定に違反した場合には、組合は、それによって組合が被ったと認められる損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- (4) 被共済者が被った第3条の傷害の治療または施術を受けるに際して、被共済者は、公的制度(注)の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
(注)健康保険等をいいます。
- (5) 共済契約者または共済金受取人は、損害賠償にかかる責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合には、あらかじめ組合の承認を得なければなりません。
- (6) 共済契約者または共済金受取人が、正当な理由がないのに(5)の承認を得なかった場合、組合は、共済契約者または共済金受取人の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて共済金を支払います。
- (7) 組合は、賠償義務者または損害に対して共済金、保険金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に

対し、共済金、保険金その他の給付の有無および額（注）について照会を行い、または組合の支払共済金について通知することができます。

（注）共済金額等が定額である傷害共済および生命共済等の共済金または保険金を含みません。

第13条 【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

（1）他の共済契約等（注）がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。

（注）第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額

第14条 【共済金の請求】

（1）組合に対して共済金を請求する権利は、次の表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができます。

損害の区分	請求する権利が発生する時
傷害	被共済者が治療または施術を要しない程度になおった時
後遺障害	被共済者が別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になった時
死亡	被共済者が死亡した時

（2）共済金受取人が共済金の支払を請求する場合は、遅滞なく、別表1【請求書類】の書類を組合に提出して、共済金を請求してください。

（3）共済金の請求は、共済金受取人全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとしします。

第15条 【共済金の支払による請求権の移転】

（1）組合が共済金を支払った損害について、共済金受取人が、その損害に対して支払われる共済金および保険金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、共済金の支払時に組合に移転するものとしします。

（2）共済金受取人は、（1）により組合に移転した請求権を組合が行行使するにあたって、組合が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第16条 [組合が指定する医師による診断等]

- (1) 組合は、傷害に関して、第14条 [共済金の請求] の規定による請求または普通約款第4章基本条項第22条 [事故発生時の義務] ②もしくは③に規定する通知を受けた場合には、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し組合の指定する医師または歯科医師の診断書(注)の提出を求めることができます。
(注) 死体検案書を含みます。
- (2) 組合は、医師または歯科医師による治療期間が1年を超える場合には、事故発生日の属する月の毎年の応当月に、被共済者に対して診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1) および (2) の診断書の取得に要した費用(注)は、組合が負担します。
(注) 収入の喪失を含みません。

第17条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条 [用語の説明] 共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特約の共済金をいいます。
第19条 [重大事由による解除] (1) ①および③	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第19条 (1) ②	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者
第22条 [事故発生時の義務]	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第23条 [事故発生時の義務違反]	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条 [共済金の支払時期および支払方法] (2) および(3)	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第26条（4）	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第29条〔代位〕 （1）、（2）および（4）	被共済者	被共済者または共済金受取人
第29条（3）	（1）の被共済者が取得した債権が第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕に規定する損害に関するものである場合には	（1）にかかわらず
第29条（3）	被共済自動車を使用または管理していた者	被共済自動車を運行していた者

第18条【被共済者限定特則】

- （1）この特則は、共済証書にこの特約の被共済者を限定する旨記載されている場合に適用されます。
- （2）この特則により、第4条〔この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲〕の規定にかかわらず、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者および同条（2）に規定する者をこの特約の被共済者とします。
- （注） 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
- （3）（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。
- ① 被共済自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
 - ② 自動車取扱業者。ただし、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に限ります。

別紙 人身傷害保障特約損害額基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害（注1）、休業損害および精神的損害とします。

なお、積極損害については、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注1）治療関係費およびその他の費用をいいます。

（注2）医療給付関係各法の適用がない場合であっても、医療給付関係各法の適用があるものとしたときに医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（1）積極損害

① 治療関係費

ア. 応急手当費

緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費とします。

イ. 診察料

初診料、再診料および往診料をいい、必要かつ妥当な実費とします。

ウ. 入院料

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

エ. 投薬料・手術料・検査料・輸血代・採血代・処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

オ. 通院費、転院費、入・退院費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

カ. 看護料

原則として医師がその療養のために必要と認めた場合に限り、次により支払います。

（ア）厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者の看護料

立証書類等により必要かつ妥当な実費とします。

（イ）近親者またはその他の者の看護料

a. 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

b. 医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。

c. 被共済者が幼児または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき2,050円とします。

d. 近親者またはその他の者に休業損害が発生し、立証書類等により、a. からc. までの額を超えることが明らかかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。

キ. 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとします。

（ア）入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とします。立証書類等により1日につき1,100円を超えることが明らかかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。

（イ）通院または自宅療養中の諸雑費

必要かつ妥当な実費とします。

ク. 柔道整復等の費用

柔道整復師（注1）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師（注2）が行う施術費用等は、必要かつ妥当な実費とします。

ケ. 義肢等の費用

（ア）傷害を被った結果、医師が義肢・義歯・義眼・眼鏡（注3）・補聴器・松葉杖その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。

（イ）（ア）に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

コ. 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

② 文書料

交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要なかつ妥当な実費とします。

③ その他の費用

①および②以外に発生した費用については、事故との相当因果関係のある範囲内で社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

（注1）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。（3）において同様とします。

（注2）あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。（3）において同様とします。

（注3）コンタクトレンズを含みます。

(2) 休業損害

受傷により収入（注）の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、次のとおり計算します。なお、被共済者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（注）専ら被共済者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

① 有職者（注）

次の算定方法により支払います。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。

（注）アルバイト・パートタイマー・日雇労働者等を除きます。

ア. 給与所得者

事故前3か月間の月例給与等

90日

×

休業損害の対象となる日数

（ア）事故前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（注）により決定します。

（注）本給および付加給とします。

（イ）休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被共済者の傷害の態様、実治療日数、実施術日数等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。

（ウ）有給休暇を使用した場合は、収入の減少があったものとみなし、休業損害の対象となる日数に含めます。

（エ）本給の一部または全部が支給されている場合は、休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給され

た額を休業損害に含めません。

(オ) 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

(カ) 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被共済者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

イ. 事業所得者（注）

$$\frac{\text{事故前1年間の収入額} - \text{諸経費}}{365\text{日}} \times \text{寄与率} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

（注）商工鉦業者・農林漁業者・家族従業者等をいいます。

(ア) 事故前1年間の収入額および諸経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被共済者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

(イ) 寄与率は、被共済者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

(ウ) 休業損害の対象となる日数は、実治療日数および実施術日数を基準とし、被共済者の傷害の態様等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。

(エ) 代替労力を利用した場合は、被共済者本人に収入の減少があったものとみなし、被共済者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払うことができます。

ウ. 自由業者

$$\frac{\text{事故前1年間の収入額} - \text{諸経費}}{365\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア) 自由業者とは、報酬料金または謝礼金により生計を営む者で、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、歩合制の外交員、俳優、画家その他これらに準ずる者をいいます。

(イ) 収入額、諸経費、休業損害の対象となる日数および代替労力については、イ. に準じます。

② アルバイト・パートタイマー・日雇労働者等
次の算定方法により支払います。

$$\text{日給等} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ア. 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被共済者の傷害の態様、実治療日数、実施術日数等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。

イ. 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。

ウ. 日給等が定まっていない場合には、次の方法で休業損害の対象となる平均収入額を算出します。

事故前3か月間の収入の合計額

事故前3か月間の就労日数

エ. 休業日数が特定できない場合には、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故前3か月間の就労日数

90日

休業した期間の延べ日数

オ. 遅刻・早退等により欠勤期間が生じ、時間給により算出可能な場合は、時間給により算出します。

③ 家事従事者

現実に家事に従事できなかった場合は、収入の減少があったものとみなし、次の算定方法により支払います。

5,700円 × 休業損害の対象となる日数

ア. 休業損害の対象となる日数は、実治療日数および実施術日数を基準とし、被共済者の傷害の態様等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。

イ. 代替労力を利用した場合は、被共済者本人に収入の減少があったものとみなし、被共済者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払うことができます。

④ ①から③まで以外の者

金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生または生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者の場合は、支払の対象なりません。

(3) 精神的損害

次のとおり計算します。

なお、精神的損害の対象となる日数は、被共済者の傷害の態様、実治療日数、実施術日数等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。

4,200円 × 精神的損害の対象となる日数

① 精神的損害の対象となる日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含めます。

ア. 長管骨（注3）骨折および脊柱の骨折によるギブス

イ. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注4）部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

② 治療期間とは事故日から治療最終日までの期間をいいます。ただし、診断書（注5）または診療報酬明細書における治療最終日の転帰が「治ゆ見込み」、「中止」、「転医」または「継続」となっている場合は、事故日から治療最終日までの期間に7日を加算します。

③ 被共済者が妊婦の場合であって、胎児を死産または流産したときには、次の金額を精神的損害に含めます。

妊娠月数（週数）	金額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）～6か月（24週）	50万円
7か月（25週）以上	80万円

（注1）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、次の病院等に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。①において同様とします。

（ア）医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所

（イ）患者を収容する施設と同等の施設を有する柔道整復師法に規定する施術所

（ウ）日本国外の医療施設であって組合が（ア）または（イ）と同等と認めたもの

（注2）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けることをいい、医師もしくは歯科医師または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による往診を含みます。

（注3）上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。①において同様とします。

（注4）上肢の三大関節とは肩関節、ひじ関節および腕関節（手関節）を、下肢の三大関節とは股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

（注5）柔道整復師の施術を受けた場合は、その者が発行する証明書とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表2「後遺障害等級表」によります。

(1) 逸失利益

被共済者に後遺障害が残存したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかりし経済的利益の損失とし、次により計算します。

① 被共済者区分別逸失利益計算方法

ア. 家事従事者以外の有職者

次のいずれか高い額とします。

$$(ア) \quad \boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

$$(イ) \quad \boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち

全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{全年齢平均給与額}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

ただし、全年齢平均給与額が年齢別平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額に替えて年齢別平均給与額とします。

ウ. 幼児および18歳未満の学生

$$\boxed{\text{全年齢平均給与額}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

エ. 身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有しているア.、イ. およびウ. 以外の者

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

② 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法

①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、次のとおりとします。

ア. 収入額

(ア) 現実収入額は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。

(イ) 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額は付表1によります。

イ. 労働能力喪失率

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被共済者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案して決定します。ただし、付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限とします。

ウ. 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被共済者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案して決定します。ただし、付表3に定める就労可能年数の範囲内とします。

エ. ライブニッツ係数

労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数は、付表4によります。

(2) 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額とします。

別表2〔後遺障害等級表〕(1) 介護を要する後遺障害等級表

第1級	1,600万円	第2級	1,300万円
-----	---------	-----	---------

ただし、一家の支柱については、第1級2,000万円、第2級1,500万円とします。

別表2〔後遺障害等級表〕(2) 後遺障害等級表

第1級	1,600万円	第2級	1,300万円
第3級	1,100万円	第4級	950万円

第5級	750万円	第6級	600万円
第7級	500万円	第8級	400万円
第9級	300万円	第10級	200万円
第11級	150万円	第12級	100万円
第13級	60万円	第14級	40万円

ただし、第1級から第3級までのうち一家の支柱については、第1級1,900万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(3) 将来の介護料

後遺障害の症状固定後に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり計算します。

- ① 別表2〔後遺障害等級表〕(1) 介護を要する後遺障害等級表第1級に該当する後遺障害の場合

$$\boxed{\text{介護料}} \times \boxed{\text{介護期間に対応するライブニッツ係数}}$$

ア. 介護料

1か月につき20万円とします。

イ. 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。

ウ. ライブニッツ係数

介護期間に対応するライブニッツ係数は付表4によります。

- ② 別表2〔後遺障害等級表〕(1) 介護を要する後遺障害等級表第2級、(2) 後遺障害等級表第1級、第2級、第3級3. および4. に該当する後遺障害で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

$$\boxed{\text{介護料}} \times \boxed{\text{介護期間に対応するライブニッツ係数}}$$

ア. 介護料

1か月につき10万円とします。

イ. 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案して付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。

ウ. ライブニッツ係数

介護期間に対応するライブニッツ係数は付表4によります。

(4) その他の損害

(1) から (3) まで以外に発生した後遺障害による損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

(1) 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。

(2) 逸失利益

被共済者が死亡したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかりし経済的利益の損失とし、次により計算します。

- ① 被共済者区分別逸失利益計算方法

ア. 家事従事者以外の有職者

次のいずれか高い額とします。

$$(ア) \quad \boxed{\text{(現実収入額-生活費)}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

$$(イ) \quad \boxed{\text{(年齢別平均給与額-生活費)}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{(全年齢平均給与額-生活費)}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、全年齢平均給与額が年齢別平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額に替えて年齢別平均給与額とします。

ウ. 幼児および18歳未満の学生

$$\boxed{\text{(全年齢平均給与額-生活費)}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

エ. 身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有しているア. からウ. まで以外の者

$$\boxed{\text{(年齢別平均給与額-生活費)}} \times \boxed{12\text{か月}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

- ② 収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法
収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、次のとおりとします。

ア. 収入額

(ア) 現実収入額は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、被共済者が年金等の受給者で、現に拠出性の年金等を受給している場合の現実収入額については現実に受給している年金等の額を勘案して決定します。

(イ) 年齢別平均給与および全年齢平均給与額は付表1によります。

イ. 生活費

(ア) 被扶養者の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。

- | | |
|-----------------|-----|
| a. 被扶養者がいない場合 | 50% |
| b. 被扶養者が1人の場合 | 40% |
| c. 被扶養者が2人の場合 | 35% |
| d. 被扶養者が3人以上の場合 | 30% |

(イ) 被扶養者とは、被共済者に現実に扶養されていた者をいいます。

ウ. 就労可能年数および就労可能年数に対応するライプニッツ係数

就労可能年数および就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表3によります。

(3) 精神的損害

被共済者の属性別に次のいずれか高い金額とします。

- ① 被共済者が一家の支柱である場合 2,000万円

- ② 被共済者が18歳未満である場合（注） 1,600万円
 - ③ 被共済者が65歳以上である場合 1,500万円
 - ④ 被共済者が①から③まで以外の場合 1,600万円
- （注）有職者を除きます。
- （4）その他の損害
- （1）から（3）まで以外に発生した死亡による損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 1 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	35	421,300	305,500	52	505,800	291,300
19	199,800	175,800	36	432,900	307,300	53	500,700	288,500
20	219,800	193,800	37	444,500	309,100	54	495,500	285,600
21	239,800	211,900	38	450,500	307,900	55	490,300	282,800
22	259,800	230,000	39	456,600	306,800	56	485,200	280,000
23	272,800	238,700	40	462,600	305,600	57	480,000	277,200
24	285,900	247,400	41	468,600	304,500	58	455,400	269,000
25	298,900	256,000	42	474,700	303,300	59	430,900	260,900
26	312,000	264,700	43	478,300	301,000	60	406,300	252,700
27	325,000	273,400	44	482,000	298,800	61	381,700	244,500
28	337,300	278,800	45	485,600	296,500	62	357,200	236,400
29	349,600	284,100	46	489,300	294,300	63	350,100	236,400
30	361,800	289,400	47	492,900	292,000	64	343,000	236,400
31	374,100	294,700	48	495,500	291,800	65	336,000	236,500
32	386,400	300,100	49	498,100	291,700	66	328,900	236,500
33	398,000	301,900	50	500,700	291,600	67	321,800	236,500
34	409,600	303,700	51	503,300	291,400	68～	314,800	236,600

	男子	女子
全年齢平均給与額	415,400円	275,100円

附表2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第 1 級	100 / 100
第 2 級	100 / 100
第 3 級	100 / 100
第 4 級	92 / 100
第 5 級	79 / 100
第 6 級	67 / 100
第 7 級	56 / 100
第 8 級	45 / 100
第 9 級	35 / 100
第 10 級	27 / 100
第 11 級	20 / 100
第 12 級	14 / 100
第 13 級	9 / 100
第 14 級	5 / 100

特約

別紙 人身傷害保障特約損害額基準

付表3 死亡時の年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数表
 (1) 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライフニッツ係数	就労可能年数	ライフニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	(67)	(19.239)
1	49	7.927	(66)	(19.201)
2	49	8.323	(65)	(19.161)
3	49	8.739	(64)	(19.119)
4	49	9.176	(63)	(19.075)
5	49	9.635	(62)	(19.029)
6	49	10.117	(61)	(18.980)
7	49	10.623	(60)	(18.929)
8	49	11.154	(59)	(18.876)
9	49	11.712	(58)	(18.820)
10	49	12.297	(57)	(18.761)
11	49	12.912	(56)	(18.699)
12	49	13.558	(55)	(18.633)
13	49	14.236	(54)	(18.565)
14	49	14.947	(53)	(18.493)
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年		歳	年	
18	49	18.169	46	21	12.821	74	6	5.076
19	48	18.077	47	20	12.462	75	6	5.076
20	47	17.981	48	19	12.085	76	6	5.076
21	46	17.880	49	18	11.690	77	5	4.329
22	45	17.774	50	17	11.274	78	5	4.329
23	44	17.663	51	16	10.838	79	5	4.329
24	43	17.546	52	15	10.380	80	5	4.329
25	42	17.423	53	14	9.899	81	4	3.546
26	41	17.294	54	14	9.899	82	4	3.546
27	40	17.159	55	14	9.899	83	4	3.546
28	39	17.017	56	13	9.394	84	4	3.546
29	38	16.868	57	13	9.394	85	3	2.723
30	37	16.711	58	12	8.863	86	3	2.723
31	36	16.547	59	12	8.863	87	3	2.723
32	35	16.374	60	12	8.863	88	3	2.723
33	34	16.193	61	11	8.306	89	3	2.723
34	33	16.003	62	11	8.306	90	3	2.723
35	32	15.803	63	10	7.722	91	2	1.859
36	31	15.593	64	10	7.722	92	2	1.859
37	30	15.372	65	10	7.722	93	2	1.859
38	29	15.141	66	9	7.108	94	2	1.859
39	28	14.898	67	9	7.108	95	2	1.859
40	27	14.643	68	8	6.463	96	2	1.859
41	26	14.375	69	8	6.463	97	2	1.859
42	25	14.094	70	8	6.463	98	2	1.859
43	24	13.799	71	7	5.786	99	2	1.859
44	23	13.489	72	7	5.786	100	2	1.859
45	22	13.163	73	7	5.786	101~	1	0.952

特約

別紙 人身傷害保障特約損害額基準

付表4 ライプニッツ係数表

期間 (年数)	ライプニ ッツ係数	期間 (年数)	ライプニ ッツ係数	期間 (年数)	ライプニ ッツ係数
年		年		年	
1	0.952	31	15.593	61	18.980
2	1.859	32	15.803	62	19.029
3	2.723	33	16.003	63	19.075
4	3.546	34	16.193	64	19.119
5	4.329	35	16.374	65	19.161
6	5.076	36	16.547	66	19.201
7	5.786	37	16.711	67	19.239
8	6.463	38	16.868	68	19.275
9	7.108	39	17.017	69	19.310
10	7.722	40	17.159	70	19.343
11	8.306	41	17.294	71	19.374
12	8.863	42	17.423	72	19.404
13	9.394	43	17.546	73	19.432
14	9.899	44	17.663	74	19.459
15	10.380	45	17.774	75	19.485
16	10.838	46	17.880	76	19.509
17	11.274	47	17.981	77	19.533
18	11.690	48	18.077	78	19.555
19	12.085	49	18.169	79	19.576
20	12.462	50	18.256	80	19.596
21	12.821	51	18.339	81	19.616
22	13.163	52	18.418	82	19.634
23	13.489	53	18.493	83	19.651
24	13.799	54	18.565	84	19.668
25	14.094	55	18.633	85	19.684
26	14.375	56	18.699	86	19.699
27	14.643	57	18.761	87	19.713
28	14.898	58	18.820	88	19.727
29	15.141	59	18.876	89	19.740
30	15.372	60	18.929	90	19.752

付表5 厚生労働省第20回生命表による平均余命年数表

(単位：年)

年齢	平均余命 (男)	平均余命 (女)	年齢	平均余命 (男)	平均余命 (女)
0(年)	78	85	27(年)	52	59
1	77	84	28	51	58
2	76	83	29	50	57
3	75	82	30	49	56
4	74	81	31	48	55
5	73	80	32	47	54
6	72	79	33	46	53
7	71	78	34	45	52
8	70	77	35	44	51
9	69	76	36	43	50
10	68	75	37	42	49
11	67	74	38	41	48
12	66	73	39	40	47
13	65	72	40	39	46
14	64	71	41	38	45
15	63	70	42	37	44
16	62	69	43	37	43
17	62	68	44	36	42
18	61	67	45	35	41
19	60	66	46	34	40
20	59	65	47	33	39
21	58	64	48	32	38
22	57	63	49	31	37
23	56	62	50	30	36
24	55	62	51	29	35
25	54	61	52	28	34
26	53	60	53	27	34

特約

別紙 人身傷害保障特約損害額基準

年齢	平均余命 (男)	平均余命 (女)	年齢	平均余命 (男)	平均余命 (女)
54(年)	27	33	85(年)	5	7
55	26	32	86	5	7
56	25	31	87	5	6
57	24	30	88	4	6
58	23	29	89	4	5
59	22	28	90	4	5
60	22	27	91	3	5
61	21	26	92	3	4
62	20	25	93	3	4
63	19	24	94	3	4
64	18	24	95	2	3
65	18	23	96	2	3
66	17	22	97	2	3
67	16	21	98	2	2
68	15	20	99	2	2
69	15	19	100	2	2
70	14	18	101	1	2
71	13	18	102	1	2
72	13	17	103	1	2
73	12	16	104	1	1
74	11	15	105	1	1
75	11	14	106	1	1
76	10	14	107	1	1
77	9	13	108	1	1
78	9	12	109	1	1
79	8	11	110	1	1
80	8	11	111	1	1
81	7	10	112		1
82	7	9	113		1
83	6	9	114		1
84	6	8			

適用上の注意事項

- (1) 全国共済農業協同組合連合会は、支払基準（注1）上の別表が変更された場合であって、変更後の別表の値（注2）がそれに対応する変更前の別表の値をすべて下回らないときに限り、その変更をそれぞれに対応する人身傷害保障特約損害額基準上の付表（注3）に適用することができます。
- (注1) 自動車損害賠償責任保険の保険金等および自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準をいいます。（1）および（2）において同様とします。
- (注2) 労働能力喪失率、就労可能年数、ライフニッツ係数、平均余命年数、全年齢平均給与額（平均月額）および年齢別平均給与額（平均月額）の値をいいます。（1）において同様とします。
- (注3) 支払基準上の別表に対応する人身傷害保障特約損害額基準上の付表1から付表5までは、次のとおりとします。

支払基準上の別表	対応する人身傷害保障特約損害額基準上の付表
別表Ⅰ 労働能力喪失率表	付表2 労働能力喪失率表
別表Ⅱ-1 就労可能年数とライフニッツ係数表	付表3 死亡時の年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数表
別表Ⅱ-2 平均余命年数とライフニッツ係数表	付表4 ライフニッツ係数表 付表5 厚生労働省第20回生命表による平均余命年数表
別表Ⅲ 全年齢平均給与額（平均月額） 別表Ⅳ 年齢別平均給与額（平均月額）	付表1 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額（平均月額）

- (2) (1) に規定する付表の変更の効力は、支払基準の変更の効力が生じた時から将来に向かって生じます。ただし、支払基準の変更について経過措置が設けられた場合には、その経過措置に基づいて（1）の付表の変更の効力が生じるものとします。

車両諸費用保障特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
帰宅等費用	車両損害発生の場所から居住地その他の場所（注）に移動するにあたって、他の公共の交通手段の利用を余儀なくされたために追加的に要した費用をいいます。 （注）組合の承認する場所に限ります。
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済金	次の共済金をいいます。 ア. 代車費用共済金 イ. 陸送等費用共済金 ウ. 宿泊費用共済金 エ. 帰宅等費用共済金 オ. 積載動産損害共済金
車両損害	次のいずれかに該当することにより発生した損害をいいます。 ア. この共済契約において、普通約款第3章車両条項第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】または車両損害限定特約第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合の取扱い】に規定する普通約款第3章車両条項の共済金を支払うべき場合 イ. 偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的故障により被共済自動車が走行不能となった場合
宿泊費用	緊急宿泊を余儀なくされたために追加的に要した費用をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。

用語	説明
積載動産	<p>被共済自動車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリア（注1）に固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。ただし、次に該当する物は含みません。</p> <p>ア. 普通約款第3章車両条項第3条〔この条項の保障内容－共済金を支払う場合〕（2）および（3）において被共済自動車に含まれる物および被共済自動車の原動機用燃料タンク内の燃料</p> <p>イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに準ずる物</p> <p>ウ. 貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品</p> <p>エ. 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物</p> <p>オ. 動物および植物</p> <p>カ. 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに準ずる物</p> <p>キ. 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物</p> <p>ク. 義肢・義歯・義眼・眼鏡（注2）・補聴器・松葉杖その他身体の機能を補完するための用具（注1）自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型もしくは少量の荷物を積載もしくは運搬するための装置をいいます。（注2）コンタクトレンズを含みます。</p>
積載動産価額	積載動産損害が生じた時および場所における積載動産の価額をいいます。
積載動産損害	積載動産に生じた損害をいいます。
代車	<p>被共済自動車の代替交通手段として利用したレンタカー等（注）の自動車をいいます。ただし、組合がその使用について承認する自動車に限りません。</p> <p>（注）不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とした自動車をいいます。</p>
代車費用	被共済自動車の修理等により被共済自動車が使えなくなったため、被共済者が代車を借り入れたことによって要した費用をいいます。
動産	<p>被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）が着用している物を含みます。</p> <p>（注1）隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。</p> <p>（注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。</p>
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

用語	説明
陸送等費用	自力で移動できなくなった被共済自動車を、記名被共済者の居住地の最寄りの修理の場所もしくは組合の指定する場所、または車両損害発生の際の最寄りの修理の場所等にて修理を終えた後、組合の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用をいいます。

第2条 【この特約の適用条件】

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被共済自動車が自家用自動車（注）である場合
 - ② 記名被共済者が個人である場合
 - ③ この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項、第2章対物賠償責任条項および第3章車両条項が締結されている場合
- （注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。ただし、二輪自動車を除きます。

第3条 【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】

組合は、車両損害を直接の原因として被共済者が代車費用、陸送等費用、宿泊費用および帰宅等費用を負担したことによって被った損害および積載動産損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

第4条 【この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

この特約において被共済者は、次の表の者とします。

共済金の区分	被共済者
代車費用共済金	普通約款第3章車両条項第4条【この条項の保障を受けられる方－被共済者の範囲】に規定する被共済者
陸送等費用共済金、宿泊費用共済金および帰宅等費用共済金	ア. 車両損害発生の際、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2） イ. 普通約款第3章車両条項第4条に規定する被共済者。ただし、ア. に該当しない場合には、陸送等費用共済金に対してのみ被共済者とみなします。
積載動産損害共済金	積載動産の所有者（注3）。ただし、被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗していた者を除きます。

（注1）隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。

（注2）一時的に被共済自動車から離れている者を含み、被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者を除きます。

（注3）積載動産が所有権留保条項付売買契約により売買された積

載動産である場合は買主、積載動産が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている積載動産である場合は借主をいいます。

第5条【共済金を支払わない場合】

(1) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意

ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注1）

イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注2）

ウ. ア. またはイ. に規定する者の法定代理人

エ. ア. またはイ. に規定する者の業務に従事中の使用人（注3）

オ. ア. またはイ. に規定する者の同居の親族（注4）。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

(注1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。(4)において同様とします。

(注4) 親族のうち配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。(4)において同様とします。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。④において同様とします。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済自動車が競技、曲技（注1）もしくは試験のために使用されている間または被共済自動車が競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間（注2）に生じた損害

② 被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間

(注3)に生じた損害。ただし、フェリーボートにより輸送されている間に生じた損害(注4)を除きます。

③ 被共済自動車は道路運送車両法(注5)に規定する規格以外に著しい改造(注6)がされている間に生じた損害。ただし、その損害が、その改造によって生じた場合に限りま

す。
④ 共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた損害。ただし、その損害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限りま

す。
(注1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(注3) 積みおこおよび積下し中を含みます。②において同様とします。

(注4) 共同海損分担金を分担したことによって生じた損害を含みます。

(注5) 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。

(注6) 道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

(3) 組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さびその他自然の消耗

② 偶然な外来の事故に直接起因しない積載動産の電気的または機械的故障

(4) 組合は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等(注1)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注2)

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主(注3)

③ ①または②に規定する者の法定代理人

④ ①または②に規定する者の業務に従事中の使用人

⑤ ①または②に規定する者の同居の親族

(注1) 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。

(注2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条【支払共済金の計算】

(1) 組合は、第1条【用語の説明】による車両損害を直接の原因として、次の表の支払事由に該当する場合に、1回の事故につき同表の額の共済金を被共済者に支払います。

共済金の区分	支払事由	共済金の額
代車費用共済金	被共済者が代車費用を負担したこと	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 被共済者が負担した1日あたりの代車借入費用実額（共済証書記載の代車費用共済金日額を限度とします。） </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 代車使用日数（注） </div> </div>
陸送等費用共済金	被共済者が陸送等費用を負担したこと	運搬に要した額（共済証書記載の陸送等費用共済金額を限度とします。）
宿泊費用共済金	被共済者が宿泊費用を負担したこと	被共済者1名につき1泊に要した宿泊費用（飲食等に要した費用は含みません。また、共済証書記載の宿泊費用共済金額を限度とします。）
帰宅等費用共済金	被共済者が帰宅等費用を負担したこと	被共済者1名につき公共の交通機関を利用することにより要した費用（車両損害発生の日以後24時間以内に利用した場合に限ります。また、共済証書記載の帰宅等費用共済金額を限度とします。）
積載動産損害共済金	積載動産損害が生じたこと	積載動産損害の額の合計額（共済証書記載の積載動産損害共済金額を限度とします。）

（注）事故の日以後30日を経過する日までの期間内の使用日数に限ります。ただし、その期間内の次のいずれかの日以後の日数は代車使用日数に含めません。

- （ア）被共済者が被共済自動車を修理する場合には、被共済自動車が修理完了後に被共済者の手元に戻った日
 - （イ）被共済者が被共済自動車の代替自動車を取得した場合には、その自動車を取得した日
- （2）正当な理由があり、事故の日の翌日以後に被共済自動車を修理工場等に搬入した場合で、共済契約者または被共済者がその旨を組合に通知し、組合がこれを承認したときは、（1）の規定中「事故の日」とあるのを「修理工場等に搬入した日」と読みかえて、（1）を適用します。
- （3）（1）の規定にかかわらず、被共済自動車の盗難を原因として代車を借り入れた場合で、代車費用共済金を支払うときの代車使用日数は、共済契約者または普通約款第3章車両条項第4条〔この条項の保障を受けられる方＝被共済者の範囲〕に規定する被共済者が被共済自動車の盗難を警察官署に届け出た日以後の代車使用日数に限ります。ただし、事故の日以後30日を経過する日までの期間内の使用日数に限り、また、その期間内に被共済自動車の代替自動車を取得した場合は、取得日以後の日数は代車使用日数に含めません。
- （4）被共済自動車について、共済金の支払を受けられる期間中に、別の車両損害を直接の原因として、（1）の共済金の区分ごとの支払事由が発生した場合には、組合は、重複して共済金を支払いません。

- (5) (1) の積載動産損害の額は、積載動産価額とします。
- (6) (5) の規定にかかわらず、積載動産を積載動産損害が発生する直前の状態に復旧することができる場合で、かつ、そのために必要な修理費の額が積載動産価額未満のときは、その修理費の額を積載動産損害の額とします。ただし、積載動産を復旧する場合に、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費の額が補修による修理費の額を超えると組合が認めるときは、その部分品の修理費の額は補修による修理費の額とします。
- (7) (5) および (6) の規定にかかわらず、共済契約者および被共済者が支出した①から③までの費用（注）については、それらの費用を積載動産損害の一部とみなします。ただし、④の額が発生した場合には、その額を積載動産損害の額から差し引きます。
- ① 普通約款第4章基本条項第22条〔事故発生時の義務〕①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通約款第4章基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 盗難にあった積載動産が発見された場合の積載動産を引き取るために必要であった費用
 - ④ 修理に伴って生じた残存物がある場合には、その残存物の価額
- （注）収入の喪失を含みません。
- (8) 組合は、(1) の規定にかかわらず、損害の額のうち第三者が負担すべき額で被共済者が既に取得した金額がある場合は、共済金の区分ごとにその額を差し引いた額を共済金として支払います。
- (9) (1) において、積載動産損害共済金の被共済者が2人以上の場合は、組合が支払う被共済者ごとの積載動産損害共済金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{被共済者ごとの積載動産損害共済金の額}} = \boxed{\text{積載動産損害共済金の額}} \times \frac{\boxed{\text{被共済者ごとの積載動産損害の額（注）}}}{\boxed{\text{被共済者ごとの積載動産損害の額の合計額}}}$$

（注）(8) の被共済者が既に取得した金額を除きます。(9) において同様とします。

第7条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等（注）がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。
- （注）第3条〔この特約の保障内容－共済金を支払う場合〕と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

共済金の区分ごとに、それぞれの共済契約または保険契約におい

て、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払すべき共済金または保険金のうち最も高い額

第8条【現物による支払】

- (1) 組合は、被共済者の承諾を得た場合には、代替自動車の貸与をもって代車費用共済金の支払にかえることができます。
- (2) 組合は、被共済者の承諾を得た場合には、積載動産損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって積載動産損害共済金の支払にかえることができます。

第9条【被害物についての権利の取得】

- (1) 組合は、積載動産損害共済金を支払った場合であっても、(2) および (3) の場合を除き、被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得しません。
- (2) 組合は、積載動産が滅失したことまたは積載動産の修理費の額が積載動産価額以上となったことにより積載動産損害共済金を支払った場合で、その積載動産の被害物を取得する旨の意思を表示したときには、その被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、積載動産損害共済金額が積載動産価額に満たない場合は、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

組合が被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合

=

積載動産損害共済金額

積載動産価額

- (3) 積載動産の一部が盗難にあった場合に、組合がその積載動産損害に対して積載動産損害共済金を支払ったときには、組合は、次の算式によって算出される割合により盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

組合が盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合

=

積載動産損害共済金の額

積載動産損害の額

- (4) 共済契約者および被共済者は、組合が要求した場合には、(2) または (3) により組合が取得した所有権その他の物権の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供等をしてください。
- (5) (4) の場合に要した費用（注）は、組合が負担します。
（注）収入の喪失を含みません。

第10条【盗難された積載動産の返還】

組合が積載動産の盗難によって生じた積載動産損害に対して積載動産損害共済金を支払った日の翌日以後2か月以内にその積載動産が発見された場合には、被共済者は、既に受け取った共済金を組合に払いもどしたうえ、その返還を受けることができます。この場合には、被共済者は、盗難後発見されるまでの間に生じた積載動産損害に対して積載動産損害共済金を請求することができます。

第11条 【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、次の表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができます。

共済金の区分	請求する権利が発生する時
代車費用共済金	代車費用を負担した時または事故の日（注）以後30日を経過した時のいずれか早い時
陸送等費用共済金	陸送等費用を負担した時
宿泊費用共済金	宿泊費用を負担した時
帰宅等費用共済金	帰宅等費用を負担した時
積載動産損害共済金	積載動産損害の発生を知った時

(注) 第6条【支払共済金の計算】(2)の適用がある場合は、修理工場等に搬入した日とします。

- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、共済契約者を經由して(注)、遅滞なく、別表1【請求書類】の書類を組合に提出して、共済金を請求してください。

(注) 正当な理由がある場合を除きます。

- (3) 被共済者が、組合に共済金を請求する場合には、共済金の区分ごとに費用の支出目的、金額その他具体的内容について明らかにしてください。

第12条 【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえま

規定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条【用語の説明】共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特約の共済金をいいます。
第22条【事故発生時の義務】⑤	被共済自動車	積載動産

地震等車両全損時給付特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済価額	組合と共済契約者または被共済者が被共済自動車の価額として共済契約の締結の時に協定した価額（注）をいいます。 （注）共済年度ごとに定めた被共済自動車の時価額とします。
共済金額	共済価額と同一の額とし、共済証書記載の車両条項の共済金額をいいます。ただし、その共済価額が組合の定める額を超える場合は、共済金額はその定める額とします。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（注）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。 （注）車軸をいいます。
時価額	被共済自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注1）年月を同一とする自動車の市場販売価格（注2）をいいます。 （注1）自動車検査証記載の初度登録をいい、軽四輪自動車、軽三輪自動車および小型二輪自動車にあつては、初度検査とし、軽二輪自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車にあつては、初度届出とします。 （注2）組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。
地震等	次のいずれかに該当する事由をいいます。 ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 イ. ア. の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。

特約

車両諸費用保障特約 / 地震等車両全損時給付特約

用語	説明
所有権留保条 項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	<p>被共済自動車の状態が、次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、被共済自動車について次のア. からエ. までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。</p> <p>ア. 次の(ア)から(ウ)までに該当する場合 (ア) ルーフの著しい損傷(注)が生じたこと (イ) 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと (ウ) 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと</p> <p>イ. 次の(ア)から(ウ)までに該当する場合 (ア) 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと (イ) サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと (ウ) 座席の著しい損傷が生じたこと</p> <p>ウ. 次の(ア)から(エ)までのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 (ア) 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 (イ) 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 (ウ) 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 (エ) 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷</p> <p>エ. 次のいずれかに該当する場合 (ア) 原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機を始動させることができない場合 (イ) 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置を始動させることができない場合</p> <p>オ. 流失または埋没したことが明らかな場合 カ. 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 キ. 全焼した場合 ク. ア. からキ. までのほか、被共済自動車に生じた損傷を技術的に修理することができない場合で廃車を行ったとき (注) 著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定でき</p>

用語	説明
	る場合を含みます。この条において同様とします。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽四輪貨物自動車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被共済自動車が二輪自動車以外の自動車である場合
- ② この共済契約に普通約款第3章車両条項が締結されている場合

第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】

組合は、地震等によって被共済自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被共済者が臨時に必要なとする費用に対し、この特約に従い、共済金を支払います。

第4条【この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

この特約において被共済者は、記名被共済者（注）とします。
（注）共済証書記載の被共済者をいいます。

第5条【共済金を支払わない場合】

組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意
- ア. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注1）
 - イ. 被共済自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注2）
 - ウ. ア. またはイ. に規定する者の法定代理人
 - エ. ア. またはイ. に規定する者の業務に従事中の使用人（注3）
 - オ. ア. またはイ. に規定する者の同居の親族（注4）。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りす。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑦ 詐欺または横領
- (注1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 所有者、買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
- (注4) 親族のうち配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。③において同様とします。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。

第6条【支払共済金の計算】

- (1) 組合が支払う共済金の額は、1回の事故につき50万円とします。ただし、被共済自動車の共済金額が50万円未満の場合には、その額とします。
- (2) 被共済自動車が第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】に規定する全損となった場合で、被共済自動車を損害発生直前の状態に復旧する前に、別の地震等によって被共済自動車に損害が生じたときには、組合は、重複して共済金を支払いません。
- (3) 普通約款第4章基本条項第12条【被共済自動車の入替】に規定する入替があった場合には、組合は、被共済自動車ごとに本条(2)の規定を適用します。

第7条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等（注）がある場合であっても、組合は、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を支払います。
- （注）第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。この条において同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われた場合には、組合は、それらの額の合計額を、次の額から差し引いた額を支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した組合が支払うべき共済金の額を限度とします。

それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額

第8条【被害物についての権利の取得】

組合は、共済金を支払った場合であっても、被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得しません。

第9条【被共済自動車が発見された場合の取扱い】

- (1) 第1条【用語の説明】による全損のオ. に該当し、第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】の規定により、共済金の請求を行った以降に被共済自動車が発見された場合には、被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。
- (2) 組合は、(1)の通知を受けた場合には、被共済者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 組合は、(1)の通知を受けた場合には、被共済者に対して、共済金の返還を請求することができます。ただし、被共済自動車の損害が第1条による全損のオ. 以外の規定に該当する場合には、この規定を適用しません。

第10条【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、損害の発生を知った時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、遅滞なく、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出して、共済金を請求してください。

第11条【普通約款第3章車両条項等との関係】

被共済自動車に生じた損害により、普通約款第3章車両条項または車両諸費用保障特約の共済金が支払われる場合には、組合は、その損害に対しては、第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】の規定を適用しません。

第12条【運転者家族限定特約等の不適用】

この特約の適用においては、組合は、運転者年齢21歳以上限定

保障特約（一般用）、運転者年齢26歳以上限定保障特約（一般用）、運転者年齢30歳以上限定保障特約（一般用）および運転者家族限定特約は適用しません。

第13条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条 [用語の説明] 共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特約の共済金をいいます。

搭乗者傷害特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済金	次の共済金をいいます。 ア. 死亡共済金 イ. 後遺障害共済金 ウ. 傷害別治療共済金
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 被共済自動車の運行に起因する事故 イ. 被共済自動車の運行中の次のいずれかに該当する事故 （ア）飛来中または落下中の他物との衝突 （イ）火災または爆発 （ウ）被共済自動車の落下
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人（注）、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 （注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。
死亡共済金額	共済証書記載の死亡共済金額をいいます。
傷害	傷害には、ガス中毒を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】

- （1）組合は、被共済者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合には、この特約に従い、共済金を支払います。
- （2）（1）の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害は含みません。

第4条【この特約の保障を受けられる方—被共済者の範囲】

- (1) この特約において被共済者とは、被共済自動車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者となります。
- (注1) 乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。
- (注2) 隔壁等により通行できないようにしきられている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含まれません。
- ① 被共済自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
 - ② 自動車取扱業者。ただし、業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に限ります。

第5条【個別適用】

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第6条【共済金を支払わない場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者の故意によって生じた傷害
 - ② 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ③ 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等（注）の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合または道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ④ 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中に生じた傷害
- (注) 精神刺激・抑制作用、幻覚作用または睡眠作用を有するものをいいます。
- (2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合には、組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
- (3) 組合は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、共済金を支払いません。
- (注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- (4) 組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた事故

- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。③において同様とします。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (5) 組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済自動車競技、曲技(注1)もしくは試験のために使用されている間または被共済自動車競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用されている間(注2)に生じた傷害
 - ② 被共済自動車道路運送車両法(注3)に規定する規格以外に著しい改造(注4)がされている間に生じた傷害。ただし、その傷害が、その改造によって生じた場合に限ります。
 - ③ 共済契約者、被共済者または被共済自動車の運行を管理する者が、被共済自動車を安全に運転できる状態に整備することまたは道路運送車両法に規定する検査を受けることを怠っている間に生じた傷害。ただし、その傷害が、その自動車の構造上の欠陥または機能の障害によって生じた場合に限ります。
- (注1) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (注3) 道路運送車両法施行規則および道路運送車両の保安基準を含みます。
- (注4) 道路運送車両法に規定する検査基準に適合しなかったと推認しうるもので、かつ、自動車の走行に影響を及ぼすものをいいます。

第7条【支払共済金の計算】

- (1) 組合は、被共済者が第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】の傷害を被り、その直接の結果として、次の表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり共済金を支払います。

共済金の区分	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内に死亡した場合	死亡共済金額の全額	被共済者の法定相続人
後遺障害共済金	傷害を受けた日以後200日を経過する日までの期間内に別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になった場合。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的	死亡共済金額 × 別表2【後遺障害等級表】の搭乗者傷害特約の支払割合	被共済者

共済金の区分	支払事由	共済金の額	共済金受取人
	他覚所見（注1）のないものを除きます。		
傷害別治療共済金	傷害を受けた日以後200日を経過する日までの間に医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注2）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師（注3）による施術を要した場合	次の（ア）または（イ）のいずれかの金額 （ア）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けた日数の合計が5日以上となった場合には、傷害の態様に応じ、別紙「傷害別定額支払表」（この条において「支払表」といいます。）に定めた額。ただし、5日目の治療または施術を受けた日が、傷害を受けた日以後200日を経過する日までの間の場合に限ります。 （イ）（ア）以外の場合には、1回の事故につき1万円	被共済者

- （注1） 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- （注2） 柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。（1）、（5）および（6）において同様とします。
- （注3） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。（1）、（5）および（6）において同様とします。
- （2） 死亡共済金を共済金受取人に支払う場合であって、その共済金受取人が2人以上いるときには、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
- （3） 組合は、死亡共済金を支払う場合において、被共済者に対して既に支払った後遺障害共済金があるときには、死亡共済金額から既に支払った後遺障害共済金の額を差し引いて、その残額を支払います。
- （4） 被共済者が傷害を受けた日以後200日を超えてなお治療または施術を要する状態にある場合には、組合は、傷害を受けた日以後200日となる日における医師または歯科医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して後遺障害共済金を支払います。
- （5） 傷害別治療共済金における医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けた日数には、臓器の移植に関する法律

第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合であっても、医療給付関係各法の適用があるものとした場合に医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（6）傷害別治療共済金における医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けた日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含めます。

- ① 長管骨（注3）骨折および脊柱の骨折によるギブス
- ② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注4）部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

（注1）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、次の病院等に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。（6）において同様とします。

ア. 医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所

イ. 患者を収容する施設と同等の施設を有する柔道整復師法に規定する施術所

ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの

（注2）医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けることをいい、医師もしくは歯科医師または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による往診を含みます。

（注3）上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。②において同様とします。

（注4）上肢の三大関節とは肩関節、ひじ関節および腕関節（手関節）を、下肢の三大関節とは股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

（7）傷害別治療共済金において、支払表の各項目に該当しない傷害の態様であっても、各項目に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する項目に該当したものとみなします。

（8）傷害別治療共済金において、同一事故により被った傷害の態様が、支払表の複数の項目に該当する場合、それぞれの項目により支払うべき共済金のうち、最も高い額を傷害別治療共済金として支払います。

第8条【既に存在していた身体の障害または疾病の影響等】

被共済者の被った第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】の傷害が次のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、組合は、その影響がなかったときに相当する金額を

決定してこれを支払います。

- ① 被共済者が第3条の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被共済者が第3条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した負傷または疾病の影響
- ③ 正当な理由がないのに、被共済者が治療もしくは施術を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が被共済者に治療もしくは施術をさせなかったことによる影響

第9条【組合の責任限度額等】

- (1) 1回の事故につき、組合が支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、第7条【支払共済金の計算】および前条の規定による額とし、死亡共済金額を限度とします。
- (2) 組合は、(1)に規定する共済金のほか、1回の事故につき、第7条および前条の規定により傷害別治療共済金を支払います。

第10条【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、次の表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができます。

共済金の区分	請求する権利が発生する時	
死亡共済金	被共済者が死亡した時	
後遺障害共済金	被共済者が傷害を受けた日以後200日を経過することとなる時または別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になった時のいずれか早い時	
傷害別治療共済金	治療または施術を受けた日数が5日以上の場合	被共済者の治療または施術を受けた日数が5日に達した時
	治療または施術を受けた日数が5日未満の場合	被共済者が治療または施術を受けた時

- (2) 共済金受取人が共済金の支払を請求する場合は、共済契約者を經由して(注)、遅滞なく、別表1【請求書類】の書類を組合に提出して、共済金を請求してください。

(注) 正当な理由がある場合を除きます。

第11条【代位】

組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、組合に移転しません。

第12条【組合が指定する医師による診断等】

- (1) 組合は、傷害に関して、第10条【共済金の請求】の規定による請求を受けた場合または普通約款第4章基本条項第22条【事故発生時の義務】②もしくは③に規定する通知を受けた場合には、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し組合の指定する医師または歯科医師の診断書(注)の提出を求めることがで

きます。

(注) 死体検案書を含みます。

(2) (1) の診断書の取得に要した費用 (注) は、組合が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第13条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。この場合において、同章の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえま

規定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第1条 [用語の説明] 共済金	次の共済金をいいます。 ア. 第1章対人賠償責任条項 イ. 第2章対物賠償責任条項 ウ. 第3章車両条項	この特約の共済金をいいます。
第19条 [重大事由による解除] (1) ①および③	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第19条 (1) ②	被共済者	共済金を受け取るべき者
第22条 [事故発生時の義務]	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第23条 [事故発生時の義務違反]	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条 [共済金の支払時期および支払方法] (2) および(3)	被共済者	被共済者または共済金を受け取るべき者
第26条 (4)	共済契約者または被共済者	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者

別紙 傷害別定額支払表

被共済者が被った傷害		共済金の額
①	ア. 脳挫傷等の脳の損傷 イ. 頭蓋内の内出血・血腫（いずれも皮下を除く） ウ. 脊髄の損傷・断裂 エ. 腹部・胸部の臓器の損傷・破裂	135万円
②	ア. 上肢・下肢（手指、足指を除く）の欠損・切断 イ. 眼球の破裂、視神経の損傷・断裂	100万円
③	ア. 骨折・脱臼 イ. 脳・眼球（視神経を含む）・脊髄を除く部位の神経の損傷・断裂 ウ. 眼球の内出血・血腫・損傷（いずれも皮下を除く） エ. 手指・足指の欠損・切断 オ. 上肢・下肢における筋・腱・靭帯の断裂	45万円
④	打撲・擦過傷・挫傷・捻挫	5万円
⑤	挫創・切創・挫滅創または①から④までに該当しない傷害	15万円

傷害別治療共済金倍額払特約

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、共済証書に搭乗者傷害特約およびこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [傷害別治療共済金の額の取扱い]

組合は、この特約により、搭乗者傷害特約第3条 [この特約の保障内容－共済金を支払う場合] の規定により傷害別治療共済金が支払われる場合は、同特約第7条 [支払共済金の計算] に規定する傷害別治療共済金の額に2を乗じた額を、傷害別治療共済金の額とします。

第3条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

家族原動機付自転車賠償損害特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
自賠償共済契約等	自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険の契約をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条 [この特約の適用条件]

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被共済自動車が自家用自動車（注）である場合
- ② 記名被共済者が個人である場合
- ③ この共済契約に普通約款第1章対人賠償責任条項および第2章対物賠償責任条項が締結されている場合

（注）道路運送法に規定する事業用自動車以外の自動車をいいます。ただし、二輪自動車を除きます。

第3条【この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲】

この特約において被共済者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被共済者
 - ② 記名被共済者の配偶者（注1）
 - ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子（注2）
- （注1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。この条において同様とします。
- （注2）婚姻歴のある者を含みません。

第4条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－対人賠償責任】

- （1）組合は、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、普通約款第1章対人賠償責任条項を適用します。
 - （2）（1）において、組合は、原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合に、その借用原動機付自転車について生じた1回の事故による普通約款第1章対人賠償責任条項第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】（1）の損害に対して、自賠償共済契約等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償共済契約等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
 - （3）（2）の借用原動機付自転車とは、前条の被共済者のいずれかに該当する者が所有（注）または常時使用する原動機付自転車以外の原動機付自転車をいいます。
- （注）所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

第5条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－対物賠償責任】

組合は、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、普通約款第2章対物賠償責任条項を適用します。

第6条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－自損事故】

- （1）組合は、被共済者が正規の乗車装置（注1）に搭乗中（注2）の原動機付自転車を被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、自損事故特則を適用します。
 - （注1）乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に規定する乗車装置をいいます。
 - （注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
 - （2）（1）において、次のいずれかに該当する場合には、自損事故特則第2条【この特則の適用条件】（2）の規定は適用しません。
 - ① （1）の原動機付自転車が第3条【この特約の保障を受けられる方－被共済者の範囲】の被共済者のいずれかに該当する者が所有（注）または常時使用する原動機付自転車である場合
 - ② この共済契約に被共済者限定特則付人身傷害保障特約が付加されている場合
- （注）所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

第7条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－対物超過修理費用】

組合は、この共済契約に対物超過修理費用保障特約が付加されている場合には、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車に被共済自動車とみなして、この共済約款に従い、同特約を適用します。

第8条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 第4条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－対人賠償責任】(1)において、原付契約(注)により普通約款第1章対人賠償責任条項第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】(1)の損害に対して共済金または保険金が支払われた場合は、次の算式によって算出される額を、同章第8条【対人賠償共済金の支払】の共済金の額とみなして同章の共済金を支払います。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{原付契約がないものとして算出した額}} - \boxed{\text{原付契約により支払われた共済金の額または保険金の額}}$$

(注) 原動機付自転車について、この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。ただし、自賠償共済契約等を除きます。この条において同様とします。

- (2) 第4条(1)において、原付契約により、普通約款第1章対人賠償責任条項第10条【臨時費用の支払】と支払責任が同じである共済金または保険金が支払われた場合は、同条の共済金を支払いません。
- (3) 第5条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－対物賠償責任】において、原付契約により普通約款第2章対物賠償責任条項第3条【この条項の保障内容－共済金を支払う場合】の損害に対して共済金または保険金が支払われた場合は、次の算式によって算出される額を、同章第8条【対物賠償共済金の支払】の共済金の額とみなして同章の共済金を支払います。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{原付契約がないものとして算出した額}} - \boxed{\text{原付契約により支払われた共済金の額または保険金の額}}$$

- (4) 第6条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合－自損事故】において、次のいずれかに該当する場合には、同特約の共済金を支払いません。
- ① 原付契約により自損事故特約第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである共済金または保険金が支払われた場合
 - ② 人身傷害保障特約第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約により、共済金または保険金が支払われる場合
- (5) 前条において、原付契約により、対物超過修理費用保障特約第3条【この特約の保障内容－共済金を支払う場合】と支払責任が同じである共済金または保険金が支払われた場合は、同特約の共済金を支払いません。

第9条【共済金を支払わない場合】

組合は、普通約款第1章対人賠償責任条項、第2章対物賠償責任条項、第4章基本条項、自損事故特別および対物超過修理費用保障特約の規定による場合のほか、普通約款第1章対人賠償責任条項、第2章対物賠償責任条項および対物超過修理費用保障特約については、その損害の原因である事故が次のいずれかに該当するときは、被共済者が被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済者の業務（注1）のために、被共済者の使用人（注2）が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第3条【この特約の保障を受けられる方—被共済者の範囲】に規定する者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被共済者の使用者（注3）の所有する原動機付自転車（注4）をその使用者の業務のために、被共済者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第3条に規定する者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 第3条に規定する者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸または運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被共済者が、原動機付自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注1）家事を除きます。この条において同様とします。

（注2）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者を含みます。①において同様とします。

（注3）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。②において同様とします。

（注4）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れている原動機付自転車を含みます。

第10条【被共済自動車の譲渡または返還の場合】

この特約の適用においては、組合は、普通約款第4章基本条項第11条【被共済自動車の譲渡】（4）の規定は適用しません。

第11条【運転者家族限定特約等の不適用】

この特約の適用においては、組合は、運転者年齢21歳以上限定保障特約（一般用）、運転者年齢26歳以上限定保障特約（一般用）、運転者年齢30歳以上限定保障特約（一般用）および運転者家族限定特約は適用しません。

第12条【準用規定】

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

等級据置特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
1 回目の共済事故	共済証書に記載された共済期間中の1 回目の共済事故をいいます。
共済事故	この共済契約により共済金を支払う場合をいいます。

第2条 [この特約の適用条件]

この特約は、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 [事故件数の取扱い]

- (1) 組合は、共済事故であっても、この特約により、事故件数(注)に含めずに、等級を据え置く取扱いとします。ただし、1 回目の共済事故に限ります。
(注) 共済事故の原因となった事故の合計件数をいいます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、組合の定める等級据置事故(注1)またはノーカウント事故に限られた共済事故(注2)については、1 回目の共済事故とはしません。
(注1) この特約により、等級を据え置く取扱いとした場合を除きます。
(注2) 等級据置事故とノーカウント事故の組み合わせによる場合も含まれます。

第4条 [この特約の解約]

この特約が解約された場合であっても、既に1 回目の共済事故が発生している場合には、組合は、この特約にかかる共済掛金を払いもどしません。

第5条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款第4章基本条項の規定を準用します。

初回共済掛金口座振替特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
口座振替特約付契約	この特約が付加された共済契約をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
初回掛金	口座振替特約付契約の共済掛金（注）をいいます。 （注）口座振替特約付契約に共済掛金月払特約（個人扱）が付加されている場合には第1回共済掛金とします。
払込期月	共済期間の初日の属する月の初日以後末日までの期間をいいます。
払込猶予期間	払込期月の翌月の初日以後その払込期月の翌月の末日までの期間をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、次に該当する場合であって、共済証書にこの特約を付加する旨記載されているときに適用されます。

- ① 指定口座が、組合または組合の指定した金融機関に設定されている場合
- ② 組合の定める手続により、共済掛金口座振替依頼書が共済契約者から組合に提出されている場合
- ③ 共済契約の申込みが、組合の定める日までになされている場合

第3条【初回掛金の払込みと払込猶予】

- (1) 初回掛金は、振替日（注）に組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込んでください。
（注）払込期月中の組合の指定した日をいいます。この条において同様とします。
- (2) 共済契約者は、振替日の前日までに初回掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) (1)の初回掛金の払込みについては、払込猶予期間がありません。
- (4) (1)の振替日に初回掛金の口座振替が不能となった場合には、初回掛金は、払込猶予期間の満了の日までの間に、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第4条【初回掛金払込み前の事故】

- (1) 初回掛金払込み前の事故により、口座振替特約付契約の被共済

者、共済金受取人または損害賠償請求権者が、共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は、前条の規定にかかわらず、初回掛金を組合に払い込んでください。

- (2) 組合が(1)による払込みを受けた場合には、初回掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通約款第4章基本条項第2条〔共済責任の始期および終期〕(2)の規定および共済掛金月払特約(個人扱)第4条〔共済掛金払込み前の事故〕の規定は適用しません。

第5条〔払込猶予期間中に初回掛金の払込みがなかった場合の口座振替特約付契約の効力〕

- (1) 初回掛金の払込みがないまま、払込猶予期間が満了した場合には、口座振替特約付契約は共済期間の初日からその効力を失います。この場合には、口座振替特約付契約は解除されたものとみなします。
- (2) (1)の場合には、組合は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により、共済契約者に解除された旨を通知します。この場合には、その解除の効力は、共済期間の初日から、将来に向かって生じます。

第6条〔初回掛金払込み前の解除等の取扱い〕

- (1) 共済期間の初日から初回掛金の払込み前に、口座振替特約付契約が普通約款第4章基本条項における次のいずれかの規定により解除または解約された場合には、その解除または解約の効力は、共済期間の初日から、将来に向かって生じます。
- ① 第6条〔告知義務違反による解除〕(1)
 - ② 第9条〔危険増加による解除〕(1)または(3)
 - ③ 第15条〔解約〕
 - ④ 第18条〔共済契約の解除〕(1)
 - ⑤ 第19条〔重大事由による解除〕(1)
 - ⑥ 第35条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕(7)
- (2) 共済期間の初日から初回掛金の払込み前に、口座振替特約付契約が次のいずれかまたは組み合わせによる保障が適用されない共済契約へ変更された場合には、その変更の効力は、共済期間の初日から、将来に向かって生じます。
- ① 普通約款第1章対人賠償責任条項による保障
 - ② 普通約款第2章対物賠償責任条項による保障
 - ③ 普通約款第3章車両条項による保障
 - ④ 対物超過修理費用保障特約による保障
 - ⑤ 人身傷害保障特約による保障
 - ⑥ 車両諸費用保障特約による保障
 - ⑦ 地震等車両全損時給付特約による保障
 - ⑧ 搭乗者傷害特約による保障
 - ⑨ 家族原動機付自転車賠償損害特約による保障
 - ⑩ 等級据置特約による保障

第7条〔共済掛金の払いもどし－解除等の場合〕

組合は、組合に既に払い込まれた口座振替特約付契約の共済掛金がある場合で、前条の規定により口座振替特約付契約が解除、解約または変更されたときには、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に払いもどします。

共済掛金月払特約（個人扱）

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
月応当日	1月ごとの共済期間の初日に相当する日（注）をいいます。 （注） 相当する日がない月は、その月の末日とします。
月払特約付契約	この特約が付加された共済契約をいいます。
払込期月	第2回以後の共済掛金を口座振替により払い込む月（注）をいいます。 （注） 月応当日の属する月の初日以後末日までの期間とします。
払込猶予期間	払込期月の翌月の初日以後その払込期月の翌月の末日までの期間をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【共済掛金の払込みと払込猶予】

- (1) 共済契約者は、月払特約付契約締結の際、第1回共済掛金を払い込み、第2回以後の共済掛金は、毎月（注）、払込期月中の組合の指定した日に組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込んでください。
（注） 共済期間の末日の属する月を除きます。
- (2) 第2回以後の共済掛金の払込みについては、払込猶予期間があります。
- (3) (1)の組合の指定した日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、共済掛金は、払込猶予期間の満了の日までの間に、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第4条【共済掛金払込み前の事故】

共済期間が始まった後であっても、組合は、第1回共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第5条【払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなかった場合の月払特約付契約の効力】

- (1) 共済掛金の払込みがないまま、払込猶予期間が満了した場合に

は、月払特約付契約は、払込みがなかった最初の払込期月に属する月応当日の翌日からその効力を失います。この場合には、この契約は解除されたものとみなします。

- (2) (1) の場合には、組合は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により、共済契約者に解除された旨を通知します。この場合には、その解除の効力は、払込みがなかった最初の払込期月に属する月応当日の翌日から、将来に向かって生じます。

第6条【月払特約付契約の変更による共済掛金の変更】

月払特約付契約の変更により共済掛金の変更される場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金について精算するほか、組合は、まだ到来していない共済期間にかかる口座振替により払い込むべき共済掛金の額を変更します。

第7条【共済掛金の払いもどし—解除・解約の場合】

組合は、月払特約付契約が解除または解約された場合には、既に払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない共済期間にかかる部分について、組合の定める取扱いに基づき算出した額を共済契約者に払いもどします。

第8条【共済掛金払込み前の解除等の取扱い】

- (1) 共済掛金の払込みがないまま、月払特約付契約が普通約款第4章基本条項における次のいずれかの規定により解除または解約された場合には、その解除または解約の効力は、払込みがなかった最初の払込期月に属する月応当日の翌日から、将来に向かって生じます。
- ① 第6条【告知義務違反による解除】(1)
 - ② 第9条【危険増加による解除】(1)または(3)
 - ③ 第15条【解約】
 - ④ 第18条【共済契約の解除】(1)
 - ⑤ 第19条【重大事由による解除】(1)
 - ⑥ 第35条【組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡】(7)
- (2) 共済掛金の払込みがないまま、月払特約付契約が次のいずれかまたは組み合わせによる保障が適用されない共済契約へ変更された場合には、その変更の効力は、払込みがなかった最初の払込期月に属する月応当日の翌日から、将来に向かって生じます。
- ① 普通約款第1章对人賠償責任条項による保障
 - ② 普通約款第2章对物賠償責任条項による保障
 - ③ 普通約款第3章車両条項による保障
 - ④ 对物超過修理費用保障特約による保障
 - ⑤ 人身傷害保障特約による保障
 - ⑥ 車両諸費用保障特約による保障
 - ⑦ 地震等車両全損時給付特約による保障
 - ⑧ 搭乗者傷害特約による保障
 - ⑨ 家族原動機付自転車賠償損害特約による保障
 - ⑩ 等級据置特約による保障

第9条【この特約の解約の禁止】

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

自動継続特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
継続	継続時に引き続き新たな共済契約を締結することをいいます。
継続後契約	継続後の共済契約をいいます。
継続時	継続日の午後4時をいいます。
継続日	自動継続特約付契約の共済期間が満了する日をいいます。
告知事項	危険（注1）に関する重要な事項のうち共済契約申込書で質問した事項（注2）をいいます。 （注1）共済金の支払事由の発生の可能性をいいます。 （注2）この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約に関する事実を含みます。
自動継続特約付契約	この特約が付加された共済契約をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
初回掛金	継続後契約の共済掛金（注）をいいます。 （注）共済掛金月払特約（個人扱）が付加されている場合には、第1回共済掛金とします。
初度登録	自動車検査証記載の初度登録（注）をいいます。 （注）次のものを含みます。 ア．軽四輪自動車、軽三輪自動車および小型二輪自動車にあつては、初度検査 イ．軽二輪自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車にあつては、初度届出
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。

第2条【この特約の適用条件】

この特約は、共済証書にこの特約を付加する旨記載されている場合に適用されます。

第3条【自動継続特約付契約の継続】

(1) 自動継続特約付契約は、継続意思確認日（注）までに、共済契

約者から組合の定める手続によりこの特約を適用しない旨の意思表示がない場合には、次条の規定による継続後契約の契約内容を継続されます。

(注) 継続日の属する月の前月15日をいいます。(2)において同様とします。

- (2) 組合は、継続された場合の継続後契約の契約内容を、継続意思確認日の10日前までに共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面を送付する等の方法により通知します。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、組合は、次のいずれかに該当する場合には、自動継続特約付契約を継続しないことがあります。この場合には、継続時まで共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面を送付する等の方法によりその旨を通知します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき自動継続特約付契約を継続することが適当でないと組合が認めた場合
 - ② 組合が、告知事項を改訂した場合

第4条 [継続後契約の契約内容]

- (1) 共済契約者が、組合に対して、共済契約者の指定した内容で継続後契約の承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合には、継続後契約はその承認をする内容とします。
- (2) (1) 以外の場合には、継続後契約は、次の表に定める継続の内容を除き、継続時における被共済自動車、普通約款第3章車両条項第4条 [この条項の保障を受けられる方—被共済者の範囲] に規定する被共済者、記名被共済者、共済金額、免責金額および共済期間ならびに付加される特約の種類と同一の内容とします。

項 目	継続の内容
車両条項の共済金額	自動継続特約付契約の継続時に普通約款第3章車両条項が締結されている場合には、継続後契約の同章の共済金額は、継続時の被共済自動車の時価額(注1)を基準として定めた被共済自動車の共済価額と同一の額(注2)とします。 (注1) 被共済自動車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月を同一とする自動車の市場販売価格をいい、組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。 (注2) その額が組合の定める額を超える場合には、その定める額とします。
事故が発生した場合等における契約内容の変更	継続後契約は、自動継続特約付契約の共済期間中に事故が発生した場合等においては、組合の定める取扱いに基づき、契約内容を変更して継続することがあります。この場合には、組合は、継続時まで共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面を送付する等の方法によりその旨を通知します。

- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、自動継続特約付契約に初回共済掛金口座振替特約が付加されていない場合は、継続後契約には、初回共済掛金口座振替特約を付加するものとします。

第5条【継続後契約に適用される約款等】

継続後契約には、継続日における共済約款および共済掛金率を適用します。

第6条【継続後契約の共済掛金の払込み】

- (1) 共済契約者は、継続後契約の初回掛金を、初回共済掛金口座振替特約第3条【初回掛金の払込みと払込猶予】の規定により払い込むものとします。
- (2) 継続後契約に共済掛金月払特約（個人扱）が付加されている場合には、共済契約者は、継続後契約の第2回以後の共済掛金を、共済掛金月払特約（個人扱）第3条【共済掛金の払込みと払込猶予】の規定により払い込むものとします。

第7条【継続後契約の初回掛金払込み前の共済金の支払】

継続後契約の初回掛金払込み前の事故により、継続後契約の被共済者、共済金受取人または損害賠償請求権者が、共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は、前条（1）の規定にかかわらず、継続後契約の初回掛金を組合に払い込んでください。

第8条【初回掛金の払込みがなかった場合の継続後契約の効力】

- (1) 継続後契約の初回掛金の払込みがなかった場合には、継続後契約は、継続日からその効力を失います。この場合には、継続後契約は解除されたものとみなします。
- (2) (1) の場合には、組合は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により、共済契約者に解除された旨を通知します。この場合には、その解除の効力は、継続日から、将来に向かって生じます。

第9条【継続後契約の初回掛金払込み前の共済契約の解除等の取扱い】

- (1) 継続日から初回掛金の払込み前に、継続後契約が普通約款第4章基本条項における次のいずれかの規定により解除または解約された場合には、その解除または解約の効力は、継続日から、将来に向かって生じます。
 - ① 第6条【告知義務違反による解除】（1）
 - ② 第9条【危険増加による解除】（1）または（3）
 - ③ 第15条【解約】
 - ④ 第18条【共済契約の解除】（1）
 - ⑤ 第19条【重大事由による解除】（1）
 - ⑥ 第35条【組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡】（7）
- (2) 継続日から初回掛金の払込み前に、継続後契約が次のいずれかまたは組み合わせによる保障が適用されない共済契約へ変更された場合には、その変更の効力は、継続日から、将来に向かって生じます。
 - ① 普通約款第1章対人賠償責任条項による保障
 - ② 普通約款第2章対物賠償責任条項による保障
 - ③ 普通約款第3章車両条項による保障
 - ④ 対物超過修理費用保障特約による保障

- ⑤ 人身傷害保障特約による保障
- ⑥ 車両諸費用保障特約による保障
- ⑦ 地震等車両全損時給付特約による保障
- ⑧ 搭乗者傷害特約による保障
- ⑨ 家族原動機付自転車賠償損害特約による保障
- ⑩ 等級据置特約による保障

第10条【共済掛金の払いもどし－解除等の場合】

組合は、組合に既に払い込まれた継続後契約の共済掛金がある場合で、前条の規定により継続後契約が解除、解約または変更されたときには、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に払いもどします。

第11条【継続後契約の告知義務】

- (1) 共済契約者、普通約款第3章車両条項第4条【この条項の保障を受けられる方－被共済者の範囲】に規定する被共済者または記名被共済者は、第3条【自動継続特約付契約の継続】(1)の規定により自動継続特約付契約が継続される場合に、告知事項について変更があったときは、継続時までには書面によって組合に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知義務については、普通約款第4章基本条項第6条【告知義務違反による解除】の規定を準用します。

第12条【車両入替時入替自動車自動保障特則の適用】

- (1) 自動継続特約付契約に車両入替時入替自動車自動保障特則が適用される場合で、継続時までには同特則第3条【入替自動車に対する自動保障】(1)に規定する入替時があり、共済契約者から同条(1)に規定する車両入替の承認の請求(注)があったときは、その入替時からその日の翌日以後1か月以内の、継続後契約の共済期間の初日の午後4時以後に発生した損害または傷害について、被共済自動車にかかる告知事項の相違についての前条の規定にかかわらず、継続後契約に、車両入替時入替自動車自動保障特則の規定を適用します。
(注) 同条(1)ただし書の規定は適用しません。
- (2) (1)の規定は、第4条【継続後契約の契約内容】(2)に規定する内容で継続される場合に限り適用します。

別表 1 請求書類

(1) 共済金にかかる請求書類

共済金の区分	必要書類
普通約款第1章 対人賠償責任条 項の共済金	ア. 共済金支払請求書 イ. 個人情報の取扱いにかかる同意書 ウ. 自動車損害賠償責任共済（保険）証明書の 写し エ. 交通事故証明書 オ. 示談書または免責証書 カ. 診断書（柔道整復師、あんま・マッサー ジ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術を 受けた場合はこれらの者が発行する証明書、 後遺障害の場合は後遺障害診断書、死亡の場 合は死亡診断書または死体検案書を含みま す。） キ. 診療報酬明細書 ク. 死亡の場合は戸籍謄本 ケ. 死亡の場合は代表者以外の請求権者全員の 委任状 コ. 死亡の場合は請求権者全員の印鑑証明書
普通約款第2章 対物賠償責任条 項の共済金	ア. 共済金支払請求書 イ. 交通事故証明書 ウ. 示談書または免責証書 エ. 損傷物の修理費明細書 オ. 損傷物の写真 カ. 相手自動車の自動車検査証の写し
普通約款第3章 車両条項の共済 金	ア. 共済金支払請求書 イ. 交通事故証明書（盗難届出証明書） ウ. 損傷車両修理費明細書 エ. 損傷車両の写真 オ. 運転免許証の写し カ. 被共済自動車の自動車検査証の写し
自損事故特別の 共済金	ア. 共済金支払請求書 イ. 個人情報の取扱いにかかる同意書 ウ. 交通事故証明書 エ. 診断書（柔道整復師、あんま・マッサー ジ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術を 受けた場合はこれらの者が発行する証明書、 後遺障害の場合は後遺障害診断書、死亡の場 合は死亡診断書または死体検案書を含みま す。）
搭乗者傷害特別 の共済金	オ. 診療報酬明細書 カ. 運転免許証の写し キ. 死亡の場合は戸籍謄本 ク. 死亡の場合は代表者以外の法定相続人全員 の委任状 ケ. 死亡の場合は法定相続人全員の印鑑証明書

共済金の区分	必要書類
無共済車傷害特別の共済金	<p>ア. 共済金支払請求書</p> <p>イ. 個人情報の取扱いにかかる同意書</p> <p>ウ. 交通事故証明書</p> <p>エ. 診断書（柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術を受けた場合はこれらの者が発行する証明書、後遺障害の場合は後遺障害診断書、死亡の場合は死亡診断書または死体検案書を含みます。）</p> <p>オ. 診療報酬明細書</p> <p>カ. 死亡の場合は戸籍謄本</p> <p>キ. 死亡の場合は代表者以外の請求権者全員の委任状</p> <p>ク. 死亡の場合は請求権者全員の印鑑証明書</p>
対物超過修理費用保障特約の共済金	<p>ア. 共済金支払請求書</p> <p>イ. 交通事故証明書</p> <p>ウ. 示談書または免責証書</p> <p>エ. 損傷車両の修理費明細書</p> <p>オ. 損傷車両の写真</p> <p>カ. 相手自動車の自動車検査証の写し</p>
人身傷害保障特約の共済金	<p>ア. 共済金支払請求書</p> <p>イ. 個人情報の取扱いにかかる同意書</p> <p>ウ. 交通事故証明書</p> <p>エ. 診断書（柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術を受けた場合はこれらの者が発行する証明書、後遺障害の場合は後遺障害診断書、死亡の場合は死亡診断書または死体検案書を含みます。）</p> <p>オ. 診療報酬明細書</p> <p>カ. 運転免許証の写し</p> <p>キ. 死亡の場合は戸籍謄本</p> <p>ク. 死亡の場合は代表者以外の請求権者全員の委任状</p> <p>ケ. 死亡の場合は請求権者全員の印鑑証明書</p>
車両諸費用保障特約の共済金	<p>ア. 共済金支払請求書</p> <p>イ. 交通事故証明書（盗難届出証明書）</p> <p>ウ. 損傷車両の写真</p> <p>エ. 運転免許証の写し</p> <p>オ. 被共済自動車の自動車検査証の写し</p> <p>カ. 損害額証明書類</p>
地震等車両全損時給付特約の共済金	<p>ア. 共済金支払請求書</p> <p>イ. 損傷車両の写真</p>

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
通知義務に基づく通知	組合所定の申込書

項目	必要書類
解約および払い もどし金の請求	ア. 組合所定の申込書 イ. 共済証書
被共済自動車の 譲渡に伴う共済 契約の譲渡	ア. 組合所定の申込書 イ. 被共済自動車の譲渡を証明する書類
被共済自動車の 入替	ア. 組合所定の申込書 イ. 入替自動車の自動車検査証の写し
共済契約者の変 更	ア. 組合所定の申込書 イ. 共済契約者の印鑑証明書
記名被共済者の 変更	
組合の変更また は追加	組合所定の申込書

(3) 請求書類にかかる注意事項

注意事項
<p>① 組合は、これらの書類のほか必要と認める書類の提出を求められることがあります。</p> <p>② これらの書類は、組合が認めた場合には、提出する必要はありません。</p> <p>③ 自損事故特則における治療共済金または搭乗者傷害特約における傷害別治療共済金の請求をする場合に組合が認めたときは、上記提出書類の診断書および診療報酬明細書については、組合の指定した書式による治療報告書の提出をもってかえることができます。</p> <p>④ 複数の共済金の支払請求をする場合に、重複する書類があるときは、その重複する書類については、いずれかの共済金の支払請求にかかる書類の提出をもってかえることができます。</p>

別表2 後遺障害等級表

この表は、自損事故特則、無共済車傷害特則、人身傷害保障特約および搭乗者傷害特約に共通のものとして使用します。

なお、無共済車傷害特約および人身傷害保障特約については、この表の自損事故特則の支払額および搭乗者傷害特約の支払割合は適用せず、無共済車傷害特則第7条〔支払共済金の計算〕および人身傷害保障特約第7条〔支払共済金の計算〕の規定により算出した額を共済金として支払います。

(1) 介護を要する後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	自損事故特則の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第1級	1. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円	100%
第2級	1. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円	89%

(2) 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	自損事故特則の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第1級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したものの 3. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4. 両上肢の用を全廃したものの 5. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両下肢の用を全廃したものの	1,500万円	100%
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円	89%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	1,110万円	78%
第4級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円	69%
第5級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用を全廃したものの 7. 1下肢の用を全廃したものの 8. 両足の足指の全部を失ったもの	825万円	59%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8. 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの 	700万円	50%
第7級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、 	585万円	42%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第7級	著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外ぼうに著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの	585万円	42%
第8級	1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの	470万円	34%
第9級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程	365万円	26%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第9級	<p>度になったもの</p> <p>8. 1耳の聴力が耳に接しな ければ大声を解することが できない程度になり、他耳 の聴力が1メートル以上の 距離では普通の話声を解す ることが困難である程度に なったもの</p> <p>9. 1耳の聴力を全く失った もの</p> <p>10. 神経系統の機能または精 神に障害を残し、服するこ とができる労務が相当な程 度に制限されるもの</p> <p>11. 胸腹部臓器の機能に障害 を残し、服することができる 労務が相当な程度に制限 されるもの</p> <p>12. 1手のおや指またはおや 指以外の2の手指を失った もの</p> <p>13. 1手のおや指を含み2の 手指の用を廃したものまた はおや指以外の3の手指の 用を廃したもの</p> <p>14. 1足の第1の足指を含み 2以上の足指を失ったもの</p> <p>15. 1足の足指の全部の用を 廃したもの</p> <p>16. 外ばうに相当程度の醜状 を残すもの</p> <p>17. 生殖器に著しい障害を残 すもの</p>	365万円	26%
第10級	<p>1. 1眼の視力が0.1以下に なったもの</p> <p>2. 正面を見た場合に複視の 症状を残すもの</p> <p>3. そしゃくまたは言語の機 能に障害を残すもの</p> <p>4. 14歯以上に対し歯科補て つを加えたもの</p> <p>5. 両耳の聴力が1メートル 以上の距離では普通の話声 を解することが困難である 程度になったもの</p> <p>6. 1耳の聴力が耳に接しな ければ大声を解することが できない程度になったもの</p> <p>7. 1手のおや指またはおや 指以外の2の手指の用を廃</p>	280万円	20%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第10級	<p>したもの</p> <p>8. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9. 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>10. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	280万円	20%
第11級	<p>1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4. 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7. せき柱に変形を残すもの</p> <p>8. 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>9. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	210万円	15%
第12級	<p>1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3. 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p>	145万円	10%

等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第12級	<ul style="list-style-type: none"> 6. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 1手のご指を失ったもの 10. 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの 11. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12. 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 外ばうに醜状を残すもの 	145万円	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 1 眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの 5. 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 6. 1 手のご指の用を廃したもの 7. 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8. 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの 10. 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	95万円	7%

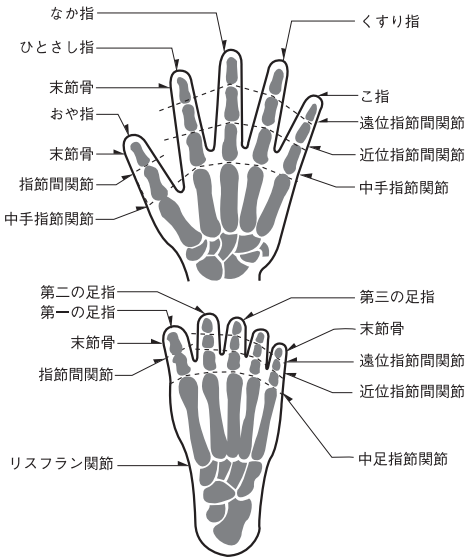
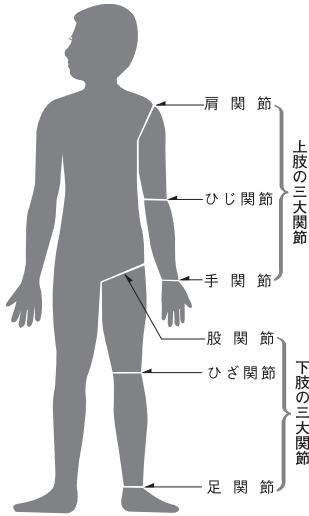
等級	後遺障害の状態	自損事故特別の支払額	搭乗者傷害特約の支払割合
第13級	11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円	7%
第14級	1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの	50万円	4%

適用上の注意事項

- (1) 各等級の後遺障害の状態に該当しない後遺障害の状態であっても、各等級の後遺障害の状態に相当すると認められるものは、それぞれその相当する等級の後遺障害の状態に該当したものとみなします。
- (2) 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の自損事故特別の支払額は、次のとおりとします。
- ① 別表2(1)または(2)の第1級から第5級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払額
 - ② ①以外の場合で、別表2(1)または(2)の第1級から第8級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払額
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2(1)または(2)の第1級から第13級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払額。ただし、それぞれの後遺障害の状態に対応する支払額の合計額がその1級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払額に達しない場合は、その合計額とします。

- ④ ①から③まで以外の場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の後遺障害の状態に対応する支払額
- (3) 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の搭乗者傷害特約の支払割合は、次のとおりとします。
- ① 別表2(1)または(2)の第1級から第5級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2(1)または(2)の第1級から第8級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2(1)または(2)の第1級から第13級までの2以上の後遺障害の状態に該当した場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合。ただし、それぞれの後遺障害の状態に対応する支払割合の合計の割合がその1級上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合に達しない場合は、その合計の割合を支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合
重い後遺障害の状態に該当する等級の後遺障害の状態に対応する支払割合
- (4) 既に後遺障害の状態にある身体の同一部位に後遺障害の状態が加重して生じた場合の自損事故特約の支払額は、既に生じていた後遺障害の状態に対応する支払額を新たな後遺障害の状態に対応する支払額から差し引いて得た支払額とします。
- (5) 既に後遺障害の状態にある身体の同一部位に後遺障害の状態が加重して生じた場合の搭乗者傷害特約の支払割合は、既に生じていた後遺障害の状態に対応する支払割合を新たな後遺障害の状態に対応する支払割合から差し引いて得た支払割合とします。
- (6) 備考
- ① 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。
- ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(注1)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- ⑤ 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(注2)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (注1) おや指にあっては、指節間関節をいいます。
(注2) 第1の足指にあっては、指節間関節をいいます。

関節などの説明図



別表

別表2 後遺障害等級表

別表3 重度後遺障害等級表

この表は、自損事故特則および人身傷害保障特約に共通のものとして使用します。

等級	重度後遺障害の状態
第1級	1. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したものの 3. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4. 両上肢の用を全廃したもの 5. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両下肢の用を全廃したもの 7. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 8. 両眼の視力が0.02以下になったもの 9. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 10. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 11. 両上肢を手関節以上で失ったもの 12. 両下肢を足関節以上で失ったもの 13. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 14. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 15. 自損事故特則にあっては、別表2〔後遺障害等級表〕の適用上の注意事項（1）または（2）の規定により、別表2の第1級または第2級に定める支払額が支払われるべき後遺障害の状態になったもの

適用上の注意事項

重度後遺障害等級表については、別表2〔後遺障害等級表〕の適用上の注意事項（6）備考を適用します。

別表4 車両入替可能用途車種一覧表

現契約の被共済自動車		入替自動車
自家用普通乗用車	}	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車		自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車		自家用軽四輪乗用車
自家用小型貨物自動車		自家用小型貨物自動車
自家用軽四輪貨物自動車		自家用軽四輪貨物自動車
自家用三輪自動車		自家用三輪自動車
自家用軽三輪自動車		自家用軽三輪自動車
自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 以下)		自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 以下)
自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 超 2 t 以下)		自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 超 2 t 以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)		特種用途自動車 (キャンピング車)
自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 以下)	}	自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 以下)
自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 超 2 t 以下)		自家用普通貨物自動車 (最大積載量0.5 t 超 2 t 以下)
自家用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 超)		自家用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 超)
営業用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 以下)	}	営業用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 以下)
営業用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 超)		営業用普通貨物自動車 (最大積載量2 t 超)
普通型ダンプカー (最大積載量2 t 超)	}	普通型ダンプカー (最大積載量2 t 超)
砂利類運送用普通貨物自動車		砂利類運送用普通貨物自動車
普通型ダンプカー (最大積載量2 t 以下)	}	普通型ダンプカー (最大積載量2 t 以下)
小型ダンプカー		小型ダンプカー
三輪ダンプカー		三輪ダンプカー
農耕作業用小型特殊自動車	}	農耕作業用小型特殊自動車
農業用小型特殊自動車		農業用小型特殊自動車

(注1) 被共済自動車とは、共済証書に記載されている自動車をいいます。

(注2) 入替自動車とは、新たに被共済自動車とする自動車をいいます。

(注3) 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

共済期間が12か月を超える契約のお申込みをされた皆様へ

ご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。
(クーリング・オフ制度)

- お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日（共済掛金相当額が払込まれた日）または重要事項説明書の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、下記のお申出方法によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- 申込みの撤回等の場合には、お申込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
ただし、申込みの撤回等のお申出時に既に共済責任が開始している場合には、その期間に対応する共済掛金相当額をお支払いいただくことがあります。
- 次の場合は、申込みの撤回等のお取扱いはできません。
 - ① 共済期間が12か月以下のご契約の場合
 - ② 営業または事業のためのご契約の場合（ただし、農業のためのご契約を除きます。）
 - ③ 申込者等が団体の場合
 - ④ 債務履行の担保のためのご契約の場合
 - ⑤ 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
 - ⑥ その他クーリング・オフ制度の趣旨に反する場合

<お申出方法>

- 申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じますので、郵送にて上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてお申出ください。（ご契約をお申込みになられた共済代理店では、お申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。）
- 書面には、一般用自動車共済契約の申込みの撤回等をする旨を明記し、①契約された組合名・支所（共済代理店）名、②申込者等の住所、氏名、電話番号（連絡先電話番号）、③共済契約の申込日、④共済期間、⑤保障内容（対人賠償責任条項・対物賠償責任条項・車両条項にかかる共済金額）、⑥自動車の登録（車両・標識）番号または車台番号をご記入のうえ、共済契約申込書に押印された印鑑と同一印を押印してください。

<ご注意>

- 申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払事由が生じているときは、申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払事由の生じたことを知っている場合を除きます。

ご加入の自動車共済に関するご相談・苦情窓口

【ご加入先の組合】

ご相談・苦情等は、ご加入先の組合にお申し出ください。組合の電話番号に関しましては、JA共済ホームページ (<http://www.ja-kyosai.or.jp/>) でもご確認いただけます。ご不明な場合には、JA共済相談受付センターまでお問い合わせください。

【JA共済相談受付センター】

JA共済全般に関するお問い合わせ・ご相談・苦情等をお電話でお受けしております。

電話番号：☎0120-536-093 受付時間：9:00～17:00

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

ご利用可能な外部機関

1. (社)日本共済協会 共済相談所

共済全般に関するお問い合わせのほか、ご利用の皆さまからのご相談・苦情等について、組合との間で解決できない場合は、中立的な外部機関である「(社)日本共済協会 共済相談所」にご相談いただくこともできます。

電話番号：03-5368-5757 <http://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

受付時間：9:00～17:00

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)


ただし、自動車事故相手方への損害賠償に関わるものは、お取り扱いしておりません。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

2. (一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

3. (財)日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>

4. (財)交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

※2.～4.の連絡先については、 をご覧ください。

事故時はもちろん故障時にも頼れる 安心サービス

JA 共済事故受付センター

24時間 365日 受付

フリーダイヤル



ジ コ は ク ミ アイ

0120-258931

(JAの営業時間内はご加入先のJAまでご連絡ください)



事故受付とアドバイス



夜間休日初期対応サービス



レッカーサービス



夜間休日現場急行サービス



ロードサービス



休日契約者面談サービス

※各種サービスごとに対応時間は異なります。



For the Eco Reborn the EARTH

～クルマを修理するなら、まず
「補修&リサイクル」の心掛け～